

犯罪被害者等支援の手引き  
(改訂版)

令和6年9月

福 岡 県



## 犯罪被害者等支援の手引きの刊行にあたって

不幸にして犯罪などの被害に遭われたご本人やそのご家族、ご遺族（以下、「犯罪被害者等」）は、犯罪などによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などの経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷など大きな困難に直面しておられます。

こうした犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すためには、支援に携わる関係機関や支援団体が精神面や医療面、経済面など多岐にわたる支援を行うことはもとより、県民全体で支えていくことが、何よりも必要であります。そのためには、私たち一人ひとりが、犯罪被害者等が置かれている状況を理解し、どのような支援ができるかを考えることが重要です。

そこで、福岡県では、こうした犯罪被害者等の状況や心情、関係機関や支援団体における支援内容などをまとめた手引きを作成いたしました。この手引きは、内閣府が作成したモデル案を参考に、本県における実情や、関係機関や支援団体のご意見などを踏まえて平成22年3月に作成したもので、今回、4回目の改訂を行っています。

福岡県では、北九州市、福岡市と共同で、相談から付き添い支援等までをワンストップで対応する福岡犯罪被害者総合サポートセンターを、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センターとの協働事業により平成20年5月から開設し、電話相談や面接相談、裁判所・検察・警察署等への付き添いや、弁護士による無料法律相談など、総合的な支援を行っています。

また、平成25年7月には、性暴力被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、性暴力被害者支援センター・ふくおかを開設しました。この支援センターは、総合サポートセンターと同様に北九州市、福岡市と共同で設置したもので、医療機関、警察、弁護士、臨床心理士や各種の犯罪被害者支援機関と連携・協力することにより、被害に遭われた方が少しでも早く心身ともに回復することができるよう、被害直後から総合的な支援を行っています。

このような中、平成30年3月には「福岡県犯罪被害者等支援条例（平成30年福岡県条例第34号）」が、平成31年2月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）」が、議員提案により制定されました。

福岡県においては、これらに基づき、犯罪被害者等に対する支援のさらなる拡充を図るとともに、県や市町村などの犯罪被害者等に関する相談窓口の職員を対象とした、適切な支援のための研修会の開催等により、関係機関の連携強化に努めているところです。

今後とも、福岡県犯罪被害者支援協議会をはじめとして、関係機関や支援団体相互の連携を一層密にし、犯罪被害者等の視点に立った支援を進めてまいります。

この手引きをご活用され、より適切かつ犯罪被害者等の幅広いニーズに応えたきめ細やかな支援につなげていただければ幸いです。

令和6年9月

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課



## 目 次

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題          | 1  |
| 1 犯罪被害者等の置かれた状況              | 1  |
| (1) 直接的被害                    | 1  |
| (2) 事件後に直面する状況               | 1  |
| 2 具体的に困難な状況                  | 2  |
| (1) 心身の不調                    | 3  |
| (2) 生活上の問題                   | 4  |
| (3) 周囲の人の言動による傷つき            | 5  |
| (4) 加害者からの更なる被害              | 7  |
| (5) 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）        | 7  |
| <b>参考</b> 捜査、裁判の流れ           | 8  |
| 第2. 支援に携わる際の留意事項             | 12 |
| 1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項      | 12 |
| (1) 基本的な支援対応の流れ（チャート）        | 12 |
| (2) 具体的な対応のあり方               | 12 |
| (3) 具体的な対応にみる留意点             | 14 |
| (4) 支援者自身のケア                 | 16 |
| 2 被害類型別特徴と対応上の注意点            | 17 |
| (1) 殺人等遺族への対応                | 17 |
| (2) 暴力犯罪等により傷害（障がい）を負った人への対応 | 19 |
| (3) 交通事故に遭った人への対応            | 21 |
| (4) 性犯罪に遭った人への対応             | 23 |
| (5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応        | 27 |
| (6) ストーカー被害に遭った人への対応         | 30 |
| (7) 虐待された子どもへの対応             | 32 |
| 第3. ニーズに応じた解決手段              | 35 |
| 1 総合的相談                      | 35 |
| 2 心身の不調                      | 35 |
| 3 生活上の問題                     | 35 |
| 4 加害者に関すること                  | 42 |
| 5 捜査、裁判に伴う問題                 | 43 |
| 第4. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携 | 45 |
| 1 関係機関・団体の連携の必要性             | 45 |
| 2 関係機関・団体の連携の実際              | 46 |

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| (1) 基本的な連携の流れ                  | 46  |
| (2) 連携の際の留意点                   | 49  |
| 第5. 各機関・団体における支援業務について         | 50  |
| 1 総合的な対応窓口                     | 50  |
| 2 心の健康に関する相談・支援                | 52  |
| 3 保健・医療に関する相談・支援               | 55  |
| 4 住居に関する相談・支援                  | 57  |
| 5 生活資金（生活困窮）に関する相談・支援          | 58  |
| 6 医療・介護保険に関する相談・支援             | 60  |
| 7 年金に関する相談・支援                  | 61  |
| 8 税金の減免、控除等                    | 62  |
| 9 男性・女性に関する相談・支援               | 63  |
| 10 児童・生徒に関する相談・支援              | 68  |
| 11 高齢者に関する相談・支援                | 74  |
| 12 障がい者に関する相談・支援               | 75  |
| 13 消費生活に関する相談・支援               | 77  |
| 14 交通事故に関する相談・支援               | 78  |
| 15 外国人に関する相談・支援                | 82  |
| 16 人権に関する相談・支援                 | 84  |
| 17 警察に関する相談・支援                 | 86  |
| 18 暴力団追放に関する支援                 | 89  |
| 19 検察庁に関する相談・支援                | 90  |
| 20 海上保安庁に関する相談・支援              | 93  |
| 21 裁判所における配慮                   | 94  |
| 22 その他刑事手続に関する申立制度             | 96  |
| 23 弁護士会における犯罪被害者等支援            | 97  |
| 24 日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者支援 | 99  |
| 25 その他法的トラブルに関する相談・支援          | 102 |
| 26 保護観察等に関する相談等                | 103 |
| 27 犯罪被害者等に対する給付金・支援金等          | 105 |
| 28 奨学金・学校給付金に関する相談・支援          | 108 |
| 29 労働・就職に関する相談・支援              | 110 |
| 30 その他                         | 119 |

(資料編)

|                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1 「犯罪被害申告票」書式                      | 120 |
| 2 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式 | 121 |

参考資料

|              |     |
|--------------|-----|
| ● 各機関・団体の概要  | 122 |
| ● 相談機関電話番号一覧 | 129 |
| ● 関係機関・団体一覧  | 131 |

|      |     |
|------|-----|
| 参考文献 | 159 |
|------|-----|

|       |     |
|-------|-----|
| 用語等索引 | 160 |
|-------|-----|



## 第1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪被害者等（犯罪等の被害を受けた人とその家族、遺族をいいます。）の抱える困難<sup>1</sup>（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があります。

### 1 犯罪被害者等の置かれた状況

#### (1) 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいいます。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭などの財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

#### (2) 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



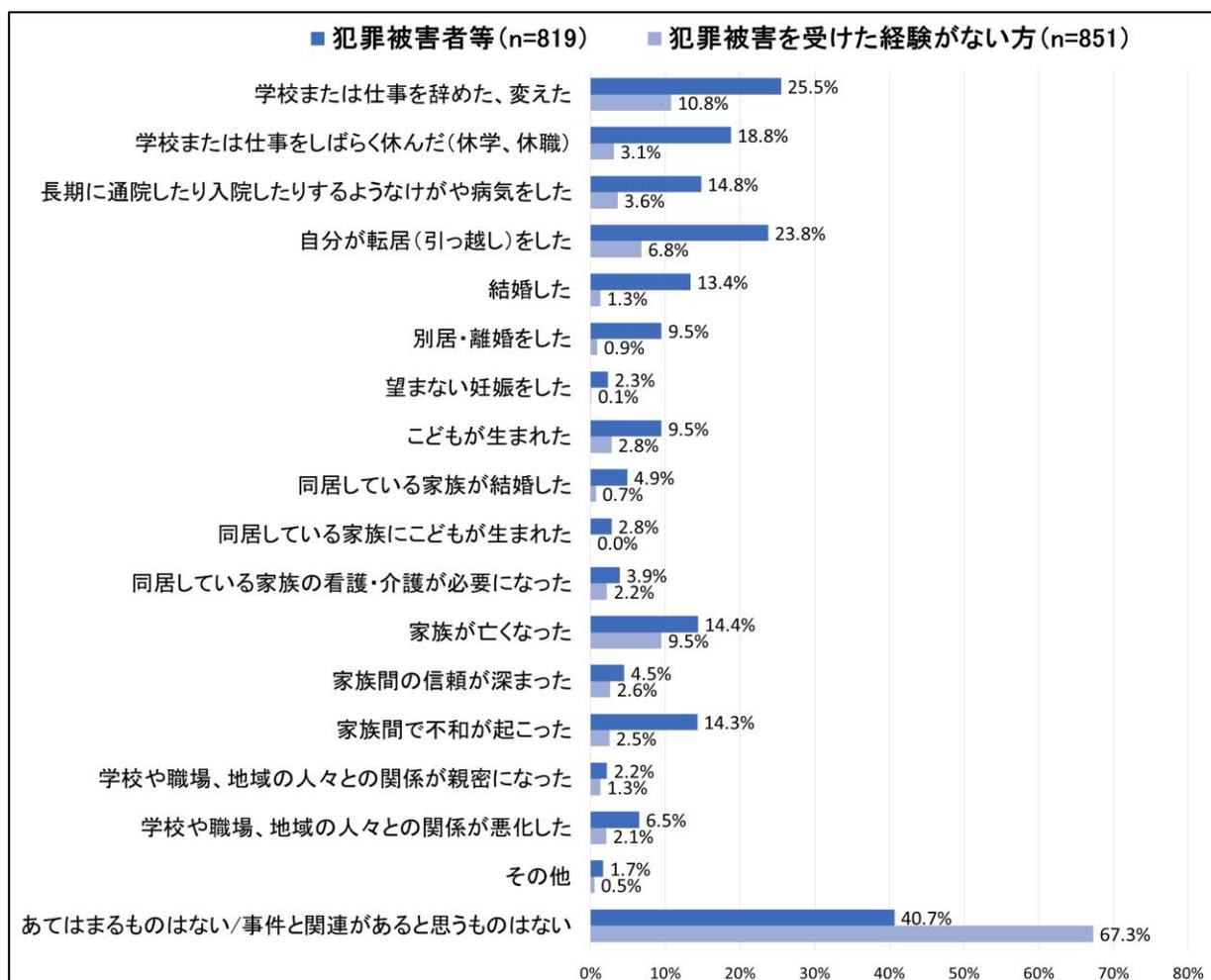
<sup>1</sup> 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

## 2 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

### <事件後の状況>

事件後の以下の生活上の変化を「経験した」と回答した者の割合（複数回答）  
 （犯罪被害を受けたことがないとする方は、最近5年程度の期間で回答）



「令和5年度年度犯罪被害類型別継続調査」(警察庁)を基に作成

## (1)心身の不調<sup>2</sup>

### 【直後】

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない気持ちがする
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

### 【中長期】

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

<精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

<身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

### 【子ども】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でな

<sup>2</sup> 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ (<http://victims-mental.umin.jp/index.html>) もご参照ください。

くても起きます。)

- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です（P. 52 ほか参照）。

#### コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

##### PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

##### うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

##### パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

## (2) 生活上の問題

### ① 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになりがちです。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合があります。

### ② 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外の居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

### ③ 経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあり、そうすると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します<sup>3</sup>。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判に係る費用等の予期しない出費が必要となる場合もあり、たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

#### ④家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりでなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、きょうだいがいる場合には、親がきょうだいに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後にきょうだいへの影響が出てくる可能性もあります。

### **(3)周囲の人の言動による傷つき**

#### ①近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、更に困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安易な励ましや慰めで傷つけられることもあります。

#### ②支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不

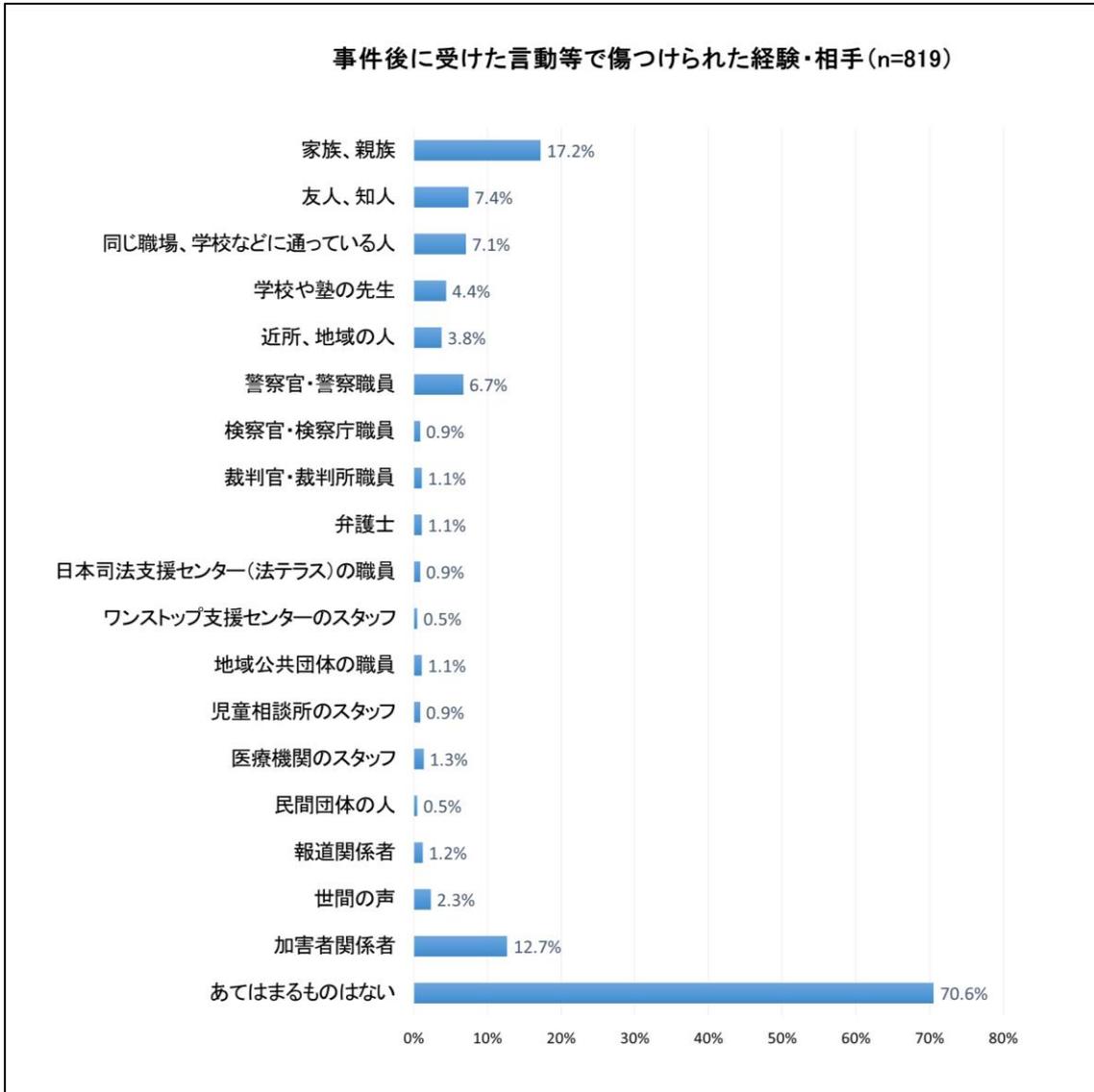
---

<sup>3</sup> これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料（税）の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。

信を募らせることにもなります。

<二次的被害を受けた相手>



「令和5年度年度犯罪被害類型別継続調査」(警察庁)を基に作成

#### (4)加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかと、不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

#### (5)捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

##### 参考 一被害に遭われた方の手記一

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されており、警察庁ホームページ (<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/report/h19-3/syuki.html>) にも掲載されています。

## **参考** 捜査、裁判の流れ

### 1 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」のプロセスをとります。

※加害者が20歳未満の場合には、手続などに違いがあります。

### 2 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を「被疑者」と言います。一般に、警察等の捜査機関は、犯罪の嫌疑が高く逃走や証拠隠滅のおそれがある場合には、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります<sup>4</sup>。これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、捜査機関は様々な捜査を行います。

### 3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います<sup>5</sup>。

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

### 4 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、申立てにより更に上級の裁判所で審理されることになります。

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります（被害者参加制度：P. 91、94、100～参照）。

### 5 刑事手続と民事手続

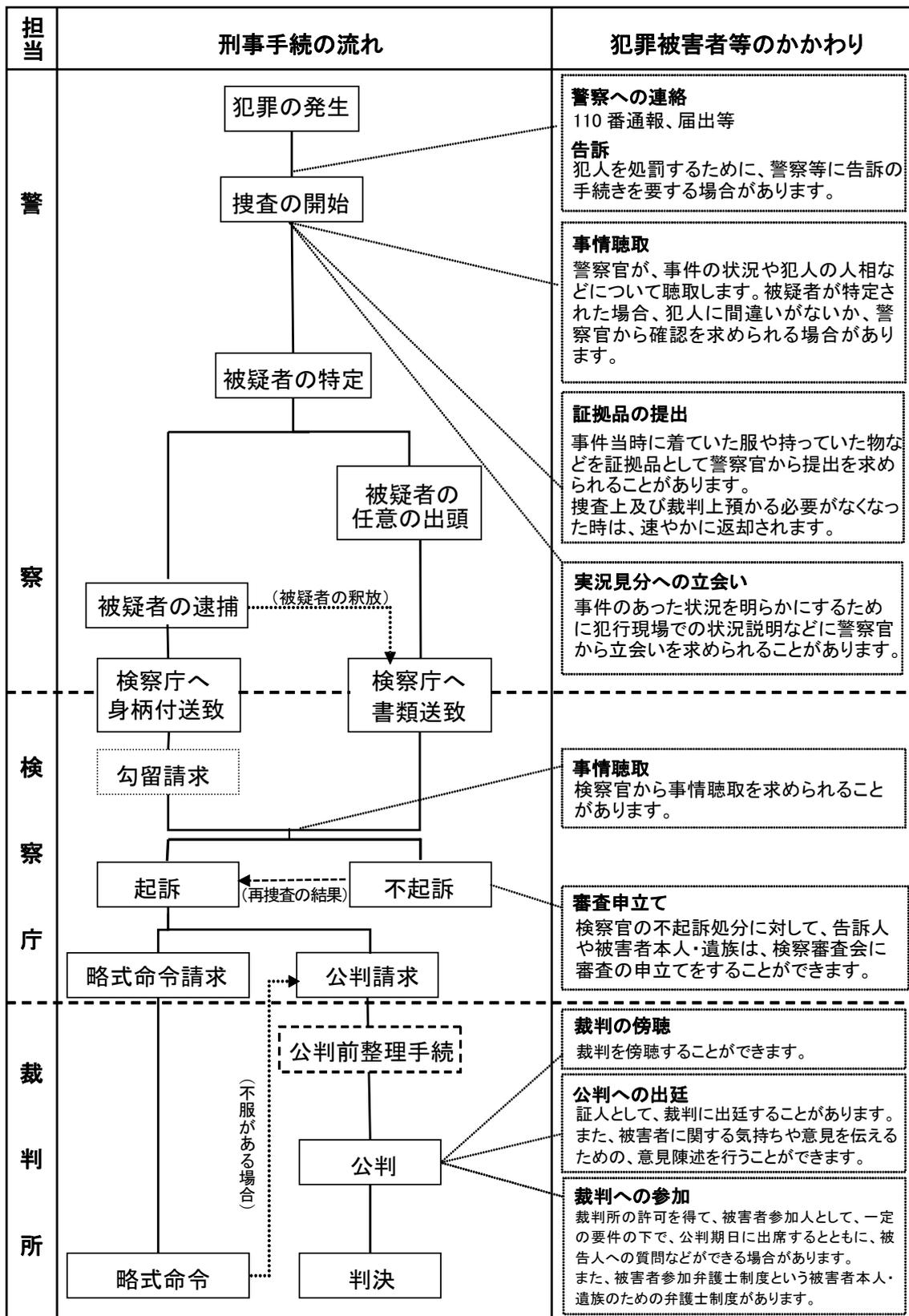
刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、申立てにより刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をする制度があります（損害賠償命令制度：P. 94参照）。

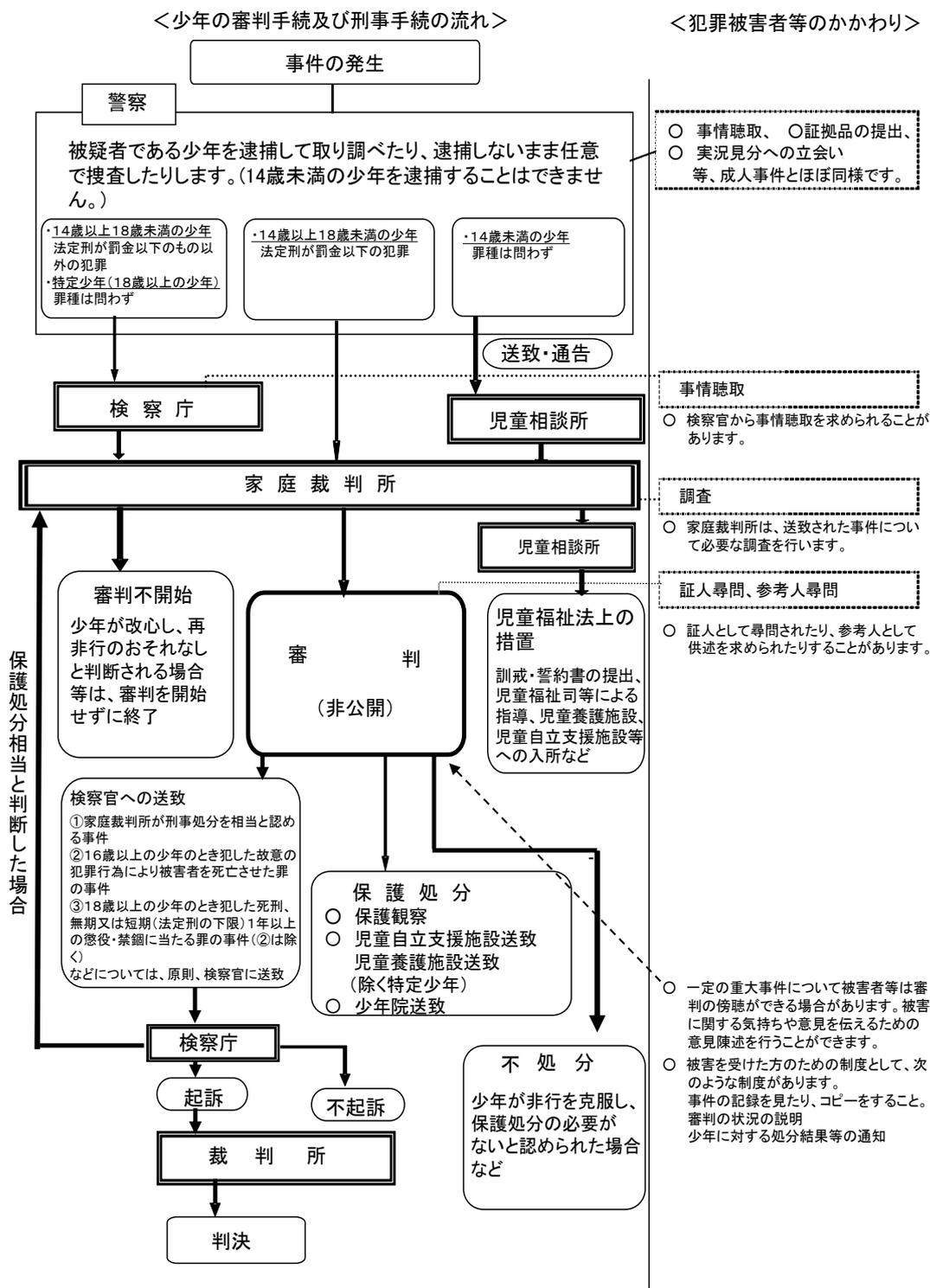
<sup>4</sup> 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合があります。

<sup>5</sup> 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

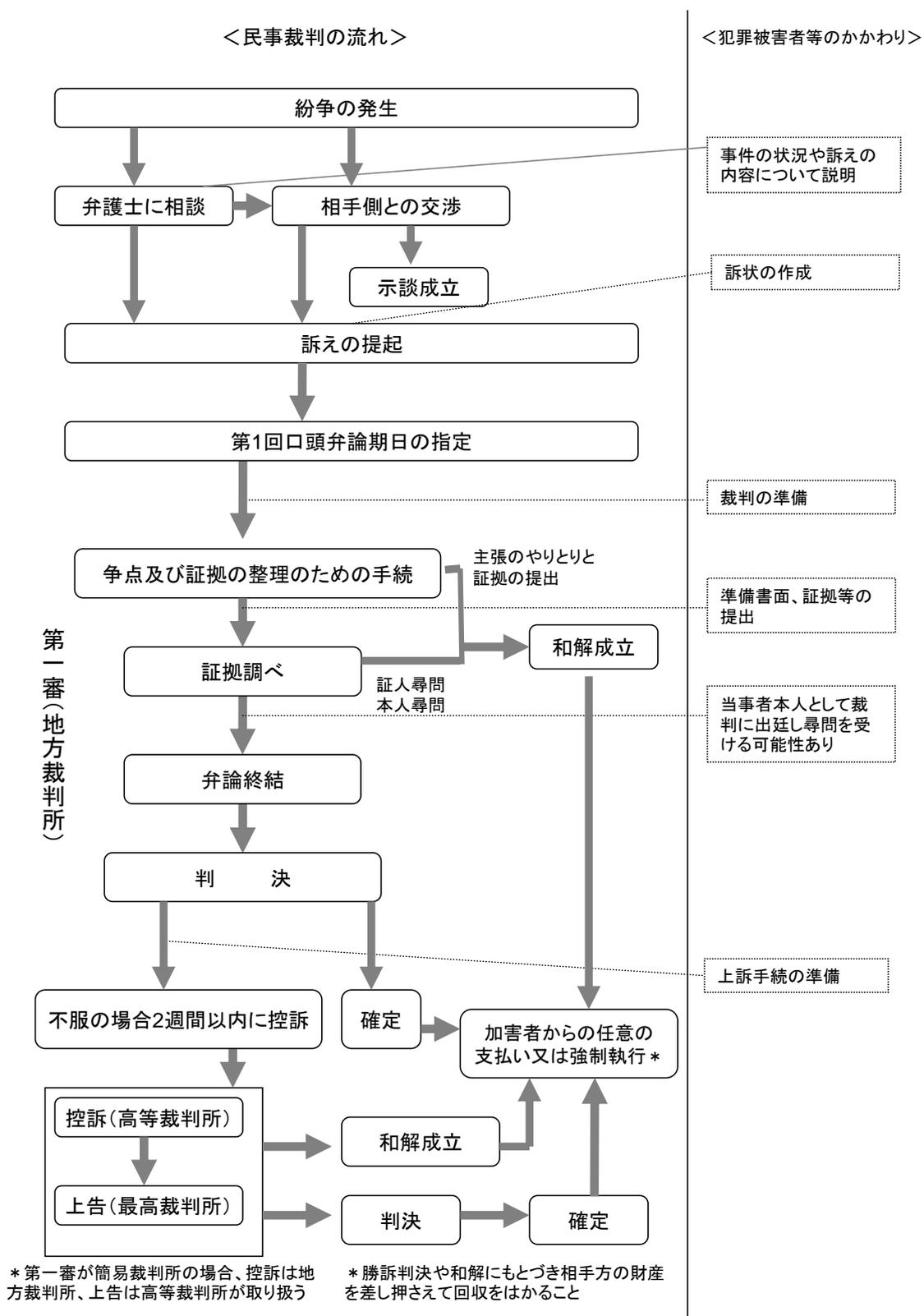
＜一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



## ＜少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



## ＜民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり＞



## 第2. 支援に携わる際の留意事項

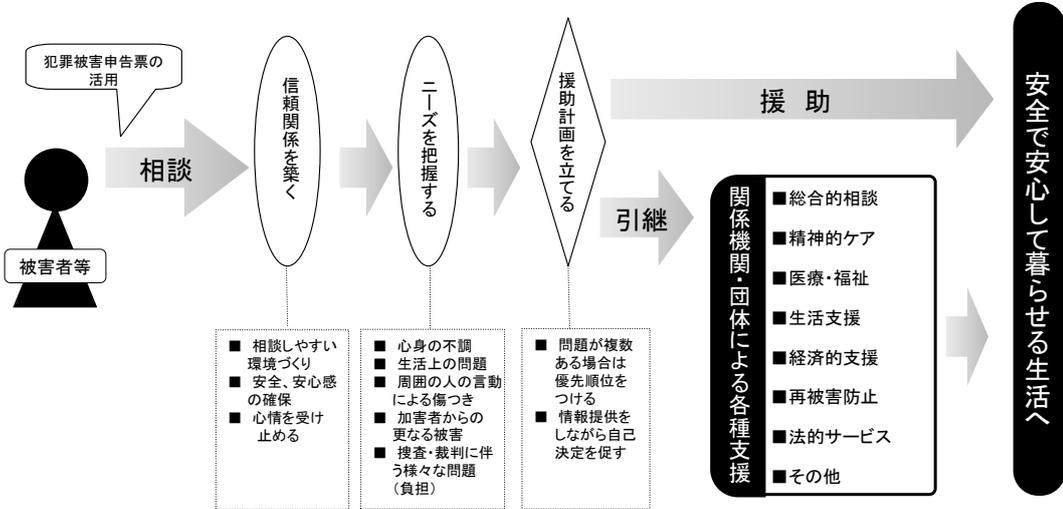
「第1」にあるとおり、犯罪被害者等は、突然の被害に遭い、大変な混乱の中にいます。しかし、一方で、犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれて通常の生活を送っていた同じ県民です。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行いましょう。

### 1 犯罪被害者等に対応する際の基本的な留意事項

#### (1) 基本的な支援対応の流れ

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



#### (2) 具体的な対応のあり方

##### ① 相談しやすい環境をつくる

- ・ 来談時には、犯罪被害者等が衆目にさらされないよう相談場所に配慮したり、人前で不用意に名前を呼ばないようにする。
- ・ 電話相談の場合には、周囲の会話や笑い声等が入らないようにする。  
犯罪被害申告票（P. 120）を備え付けておくなどし、犯罪被害者等が被害について申出をしやすいようにする。
- ・ 犯罪被害者等の状況や希望に応じて、例えば加害者が男性であって男性に対する恐怖心強い場合は女性に対応するなど、犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者の選定に配慮する。

##### コラム —犯罪被害申告票について—

犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が被害について言い出しにくい時に、その負担を少しでも軽減するためのものです。支援者にとっては、それのみで必要事項を把握できるものではありませんが、少なくともその人が犯罪被害者等であることがわかり、早期の段階から対応の配慮をすることができます。

※犯罪被害者等から求めがあった場合には、犯罪被害申告票用紙を提供できるように常に準備をしておいてください。ただし、犯罪被害申告票は、犯罪被害者等が自らの責任において記載し、自ら携行するものであって、機関・団体において、同申告票を受領し、管理するものではありません。

## ②安全確保を優先する

- ・「今、安全かどうか（ここが安全と感ずることができるところかどうか）」、「今、話をしても大丈夫か」を最初に確認し、必要に応じて、しかるべき機関（警察、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等）につなぐ。

## ③相談内容を受け止める

- ・犯罪被害者等の話を丁寧に聞き、気持ちをそのまま受け止める。発言内容を評価したり、安易に決めつけたりしない。感情を否定しない。
- ・被害の状況を人と比べない。（被害に遭った苦痛には他の人との軽重はない）
- ・自責感を助長させない。（犯罪被害者等は自分を責めている場合がある）
- ・安易に励まさない、安易に慰めない、強くなることを勧めない。（相手の心情に沿わない安易な助言は逆に傷つける）
- ・話をせかささない、さえぎらない。（心に傷を受けた犯罪被害者等にとっては、話すこと自体が大変であったり、苦痛である場合がある）

## ④相談相手の状況を整理しつつ、そのニーズを的確に把握する

- ・犯罪被害者等が、自分がどうしたいのかわからない場合には、「今、一番心配なこと、困ったことは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを話し合いながら明確にし、適切な情報提供を行っていく。

## ⑤援助計画を立てる

- ・所属機関・団体ができる支援内容を明らかにする。（さらに、それを支援早期の時点で犯罪被害者等に伝えることが重要である。過度の期待を抱かせることは、結果的に犯罪被害者等の失望・不信を強めることになりかねない。）
- ・問題が複数ある場合は優先順位をつける。

## ⑥問題解決に向けて動く

- ・時期と状況に応じた適切な情報を提供する。
- ・支援者の意見を押しつけたりせず、犯罪被害者等自らが決定できるように支援（対応）する。
- ・関係機関・団体と連携する（P. 45 以降参照）。

## ⑦秘密保持に留意する

- ・会話や書類管理における注意はもちろんのこと、たとえ家族であっても、当事者にとっては知られたくないこともあるため、当事者の同意なしに伝えることは適切ではない。

## ⑧被害からの回復を焦らない

- ・犯罪被害者等が被害から回復する方法や回復に要する時間はそれぞれ異なるため、一人ひとりの状況を考慮しながら、支援を行うことが重要である。

## ⑨適切な支援を行うための努力を怠らない

- ・法律や制度の改正等の情報を正確に把握して、支援に必要な知識の修得を図るとともに、研修に積極的に参加するなどして、自らの技量の向上等に努めることが重要である。

### (3) 具体的な対応にみる留意点

具体的な会話例をもとに、心情を踏まえた対応の留意点を示します。対応の参考にしてください。なお、下記の事例はあくまでも一般的なものであり、個々の犯罪被害者等に応じた誠実な支援者の態度が何よりも大切です。

#### 【不適切な対応】

不適切な対応の例を次に示します。犯罪被害者等の心情を踏まえないこれらのような言葉かけは、犯罪被害者等を更に傷つけることにもなりかねません。

#### 《不適切な対応例》

- |               |   |
|---------------|---|
| ・「責める」        | なぜ車に乗ったの？あなたにも問題がある                               |
| ・「脅す」         | 殺されるかも！病院に行かないと大変！                                |
| ・「軽視する」       | そのうち忘れられる 気の持ちよう                                  |
| ・「疑う」         | 本当？   |
| ・「決めつける」      | トラウマ反応が出るはず 話すことが必ず回復につながる                        |
| ・「否定する」       | 許してあげたら？そろそろ立ち直ってもいい頃<br>時間がたてば回復する               |
| ・「押しつける」      | 警察に行くべき 家族にはなすべき 気分転換が必要<br>元気でいてください（他の感情表出を禁じる） |
| ・「比べる」        | あなたの場合はひどすぎる あなたはましな方                             |
| ・「強くなることを勧める」 | しっかりしている あなたは強い人だ                                 |
| ・「分析する」       | 本当はそう思っていないはず                                     |
| ・「安易に保証する」    | 大丈夫 良い方向に進むはず                                     |
| ・「リードする」      | すべてまかせて   |
| ・「あわれむ」       | お気の毒ですね かわいそう                                     |

※被害者遺族に対しては、次のような言葉かけが二次的被害となる可能性があります。

- ・（家族を亡くされても）お元気ですね。私なら耐えられない。
- ・亡くなった方のためにも頑張ってください。
- ・ほかにもお子さんがいて良かったですね。
- ・前を向いて、もう一人子どもを作ったらいいじゃない。

※また、場面に関係なく、次のような態度は二次的被害につながる可能性があります。

#### 二次的被害につながる可能性のある態度・行動

- ・被害者に動揺を与えるような大きなリアクションを取る。
- ・個人的な興味関心で根掘り葉掘り聞く。
- ・間違った情報を伝える。
- ・できないことを約束する。
- ・本人ができるころまで、代わりにやってあげる（被害者の力を奪う）。
- ・本人から聞いたことを本人の了解なしに他の人に伝える。

### 【適切な対応】

適切な対応の例を示します。なお、これらは適切ではあるものの、安易に使用すると、逆に、犯罪被害者等を傷つけてしまったり、不信感を招くことにもつながるので注意して下さい。

#### 《適切な対応例》

- ご心中、お察しします。
- このことは、あなたにとって大変辛いことだと思います。
- 悲しんでいいのですよ。
- あなたが怒りを感じられるのは当然だと思います。
- そのことを認めるのは、とても辛いことに違いありません。
- (このような体験をしたら) 今までのように仕事や家事が出来なくなるのも当然だと思います。
- 何をする気力も無いのは当たり前のことだと思います。
- 無理をする必要はありません。
- よく頑張ってくださいね。
- ここでは、安心してご自分の感情を出していいですよ。

#### (4) 支援者自身のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も、次のような精神的なダメージを受けることがあります。

- ・自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・事件のことが頭から離れなくなる
- ・自分が無力だと感じる
- ・頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠など身体に不調が出る など

その結果、当該事件へ過度に感情移入したり、逆に事務的な対応を引き起こしたりと、長い目で見たときに相談者にとって不適切な対応となることがあります。同時に、支援者自身も仕事や生活に支障を来す場合があるため、支援者は、自らの健康にも留意した上で犯罪被害者等支援に携わる必要があります。

#### <対処方法の例>

- ・支援者同士で共有し、一人で抱え込まない。組織で対応する。
- ・できることとできないことがあること、自ら（組織）の限界を再確認する。
- ・仕事とそれ以外（自分の生活）とをはっきり区別する。自分がリラックスできる時間、場所、人付き合い、趣味などをいくつか持つ。
- ・自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとしたりせず、傷ついていることを認める。
- ・身体を動かすなどして気分転換を図る。
- ・休息、睡眠をきちんととる。

## 2 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します（被害類型全般にわたる主な支援・制度については、P. 35 以降参照。）。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

**注） ●＝原則すべての人が対象となる手続き及び支援等 ★＝条件がある支援等**

### (1) 殺人等遺族への対応

#### (特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者本人が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者本人が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

#### (対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかったり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行う時には、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続きが必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

#### ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書（死体検案書）」（有料）を作成・発行してもらいます。「死亡診断書（死体検案書）」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村にそれを持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

#### 【連絡先】

警察署（P. 136）、市町村（P. 131～）

#### ●司法解剖に関する経費の公費負担

→P. 88、P. 93 参照

## ●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険・公的年金に加入あるいは公的年金を受給していた場合は、遺族は被害者本人が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

### 【連絡先】

市町村 (P. 131～)、勤務先庶務担当、年金事務所 (P. 143)

## ●遺産相続等

相続税の申告書は、被相続人(被害者本人)の財産の価額が一定額を超える場合に、相続又は遺贈により財産を取得した者が、被相続人(被害者本人)の死亡したことを知った日の翌日から10か月以内に被相続人(被害者本人)の死亡の時ににおける住所地を所轄する税務署長に提出する必要があります。

### 【連絡先】

税務署 (P. 144)

## (支援制度)

①経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害者等給付金(遺族給付金)

→P. 105 参照

### ★犯罪被害者等見舞金(遺族見舞金)

→P. 106 参照

### ★遺族基礎年金

国民年金に加入中、または老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子(18歳に到達する年度末までの子、障害年金の1級または2級の障がいのある状態にある20歳未満の子)のある配偶者または子に支給されます(保険料の納付要件・生計維持要件があります。)

### 【連絡先】

市町村 (P. 131～)

### ★遺族厚生(共済)年金等

厚生(共済)年金に加入中の人、老齢厚生(退職共済)年金を受給する資格のある人、1級または2級の障害厚生(共済)年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます(保険料の納付要件・生計維持要件があります。)

### 【連絡先】

年金事務所 (P. 143)、共済組合又は勤務先庶務担当

②子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

### ★遺児の就学援助等

奨学金が給与されるほか、相談もできます。

### 【連絡先】

公益財団法人犯罪被害救援基金 (P. 106)、警察署 (P. 136)

③マスコミの過度な取材への対策は P.41 を参照下さい。

## (2) 暴力犯罪等により傷害(障がい)を負った人への対応

### (特徴)

被害者本人は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### (支援制度)

① 診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。(P.87 参照)

★ 診断書等の費用交付

② 医療費の援助として、以下のような制度があります。

★ 高額療養費制度、高額療養費の貸付(立替)制度など

→P. 38～参照

③ 障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

★ 犯罪被害者等給付金(重傷病給付金、障害給付金)

→P. 105 参照

★ 犯罪被害者等見舞金(重傷病見舞金)

→P. 106 参照

★ 特別障害者手当

→P. 75 参照

★ 身体障害者手帳の交付

→P. 75 参照

★ 税の減免、控除等

身体障害者手帳等の交付を受けた場合など、障がいの程度に応じて各種税(国税・県税・市町村税)の減免などが受けられる場合があります。

### 【連絡先】

税務署 (P. 144)、県税事務所 (P. 135)、市町村 (P. 131～)

★ 障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、同様です(保険料の納付要件があります。)

### 【連絡先】

市町村 (P. 131～) または年金事務所 (P. 143)

**★障害厚生(共済)年金等**

厚生(共済)年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます(保険料の納付要件があります)。

**【連絡先】**

年金事務所(P.143)、共済組合または勤務先庶務担当

**★就労移行/就労継続支援**

一般企業等への就労を希望する障がいのある方等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

**【連絡先】**

市町村(P.131～)、指定障がい福祉サービス事業者、  
障害者就業・生活支援センター(p.156)

**④子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。**

**★特別児童扶養手当**

→P.71 参照

**★障害児福祉手当**

→P.70 参照

※加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

**【連絡先】**

警察署(P.136)、暴力追放運動推進センター(P.89)

### (3) 交通事故に遭った人への対応

#### (特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者本人やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。また、被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

#### (対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

##### ●警察への報告

交通事故に遭った場合、直ちに警察に報告しなければなりません。報告が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

##### ●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

#### 【連絡先】

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

#### 【連絡先】

公益財団法人交通事故紛争処理センター (P. 78)、交通事故相談所 (P. 78)、交通安全活動推進センター (一般財団法人福岡県交通安全協会) (P. 78)、公益財団法人日弁連交通事故相談センター (福岡県弁護士会法律相談センター) (P. 78)、一般社団法人日本損害保険協会 (P. 79)、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構 (P. 79) など

#### (経済的支援制度)

### ★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

#### 【連絡先】

損害保険会社

### ★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸付します。

#### 【連絡先】

公益財団法人交通遺児育英会 (P. 80)

### ★交通遺児育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

#### 【連絡先】

公益財団法人交通遺児等育成基金 (P. 80)

### ★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいを持つため、日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

#### 【連絡先】

独立行政法人自動車事故対策機構 (N A S V A) (P. 79)

#### (4)性犯罪に遭った人への対応

##### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者本人は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応(P.3「(1)心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者本人は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者本人にとって、加害者と同じ性別の人に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者本人が望む性別の支援者が対応することが必要です。

##### (対応上の注意点)

早期解決・回復のためには、すぐに警察に相談することが重要です。しかしながら、性犯罪の被害者本人は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応がされるか説明する、支援者が警察まで付き添うなどし、本人の不安の軽減に努めることが重要です。

#### ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望に応じた性別の警察官が対応するようにしています。

##### 【連絡先】

警察署 (P. 136)

##### コラム —親告罪から非親告罪へ—

性犯罪は、従来親告罪（告訴がなければ起訴できない）とされてきましたが、強制わいせつ罪（現：不同意わいせつ罪）、強姦罪（現：不同意性交等罪）、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等については、告訴をするかどうかの判断を迫られることによる被害者の精神的負担を考慮し、平成29年の刑法改正により、非親告罪（告訴がなくても起訴できる）とされました。

#### ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

##### 【連絡先】

警察署 (P. 136)

すぐに警察に届け出ることにより消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

#### ●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。

##### 【連絡先】

産婦人科（一般社団法人日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>）

#### ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

##### 【連絡先】

最寄りの病院（産婦人科）

※すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署や支援センターにご相談ください。

- ・被害者が警察への届出を躊躇している場合：  
性暴力被害者支援センター・ふくおか（P. 51）
- ・上記以外：警察署（P. 136）

#### ●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に、支援者が付添いを行います。

##### 【連絡先】

警察署（P. 136）、性暴力被害者支援センター・ふくおか（P. 51）

#### ●特定感染症検査

HIV、クラミジア、淋菌及び梅毒の感染症検査が無料・匿名でできます。

##### 【連絡先】

保健所（P. 134、P. 137）（政令市等の保健所では、一部、未実施及び有料の検査があります。）

#### ★医療費の公費負担制度

被害直後の被害者を医療面でサポートするため、診断書料、初診料、処置料、性感染症検査費、緊急避妊費用等の医療費を公費で負担する制度があります。

##### 【連絡先】

- 被害者が警察への届出を躊躇している場合：
- ・性暴力被害者支援センター・ふくおか（P. 51）
  - ・上記以外：警察署（P. 136）

自宅が犯罪の現場となり、損壊等により物理的に居住できない場合や、継続的に居住することで精神的な二次的被害を受ける恐れがある場合は、一時避難が必要です。

#### ★一時避難場所の提供

友人宅や実家などに一時避難できない場合は、公費による一時避難措置が適用される場合があります。

##### 【連絡先】

被害者が警察への届出を躊躇している場合：

- ・ 性暴力被害者支援センター・ふくおか (P. 51)
- ・ 上記以外：警察署 (P. 136)

被害直後、被害者に適切なカウンセリング等を行うことにより、被害者の精神症状の悪化を軽減できる場合があります。

#### ★カウンセリング

被害者の精神的負担の軽減のため、臨床心理士によるカウンセリングを受けることができる場合があります。

##### 【連絡先】

- 性暴力被害者支援センター・ふくおか (P. 51)
- 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」(P. 86)

刑事手続等の法的な手続について、弁護士に相談することにより、警察への被害届を促すことができる場合があります。

#### ★弁護士相談

急性期の被害者への法的支援として、女性弁護士による法律相談を受けることができる場合があります。

##### 【連絡先】

- 性暴力被害者支援センター・ふくおか (P. 51)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

#### ★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認められるときは、心理カウンセラーや親、教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、事案によりますが、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

##### 【連絡先】

検察庁 (P. 90～)、裁判所 (P. 94～)、性暴力被害者支援センター・ふくおか (P. 51)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

**【連絡先】**

性暴力被害者支援センター・ふくおか (P. 51)

犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」(P. 86) など

## (5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

### (特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から脱け出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

### (対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

### 緊急性(安全性)を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者はけがを負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければなりません。医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

### 【連絡先】

警察署 (P. 136)、配偶者暴力相談支援センター (P. 63)、医療機関

緊急時における安全の確保及び一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、女性相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

#### 【連絡先】

配偶者暴力相談支援センター（P. 63）、福祉事務所（P. 129、P. 138）、市町村（P. 131～）など

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

#### ★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

なお、保護命令制度は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、令和6年4月から、保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化が図られることとなります。

※接近禁止命令：被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※退去命令：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※電話等禁止命令：接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

#### 【連絡先】

警察署（P. 136）、配偶者暴力相談支援センター（P. 63）、地方裁判所（P. 146）

#### コラム — 交際相手からの暴力について

保護命令は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）に基づく制度です。この法律では、「配偶者からの暴力」とは、「配偶者（事実婚や元配偶者（離婚後も引き続き暴力を受ける場合）を含む。）からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」と定義されています。

また、配偶者暴力防止法の一部改正により、平成26年1月から、「生活の本拠を共にする交際相手」からの暴力についても、法の適用対象となり、保護命令が発令されることとなりました。

### ★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある書類(住民票の写しや戸籍の附票の写しなど)の交付を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。また、居所を探されるおそれがある情報を加害者がマイナポータルで閲覧しないよう、必要に応じ、マイナンバーカードの停止やマイナポータルにおける代理人設定解除に係る被害者への案内、マイナポータル閲覧に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等の対応を行います。加えて、居所を探されるおそれがある情報をマイナポータルへ提供する各機関(市町村、県、保険者等)へ不開示や自動応答不可設定の申出を行うよう、被害者への案内を行います。

#### 【連絡先】

各市区町村(P.131～)住民票・戸籍担当課

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

### ★公的職業訓練など

→P.36～参照

## (6) ストーカー被害に遭った人への対応

### (特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」と「ストーカー行為」です。まず、「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- ① つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け、うろつき
  - ② 監視していると思わせるような事項を告げる行為
  - ③ 面会、交際等義務のない行為の要求
  - ④ 粗野又は乱暴な言動
  - ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール、SNSのメッセージ・文書の送付
  - ⑥ 汚物などの送付
  - ⑦ 名誉を害する事項を告げる行為
  - ⑧ 性的羞恥心を害する事項を告げる行為
- を行うことをいいます。

次に、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」とは

- ① 所持する物にGPS機器等を取り付ける
  - ② GPS機器等で位置情報を取得
- することをいいます。

そしてストーカー行為は、「つきまとい等」、「GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等」のいずれかを繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者に対しては、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- エ) 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する

### 【連絡先】

警察署 (P. 136)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

### ★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」や「禁

止命令」を出すことができます。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。平成29年6月のストーカー行為等の規制法に関する法律の改正により、警告を経ずに禁止命令を行うことも可能となり、また、告訴がなくても公訴を提起することができるようになりました。

**【連絡先】**

警察署 (P. 136)

**★住民票の写しの交付等の制限**

ストーカー被害から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、居所を探されるおそれがある書類（住民票の写しや戸籍の附票の写しなど）の交付を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。また、居所を探されるおそれがある情報を加害者がマイナポータルで閲覧しないよう、必要に応じ、マイナンバーカードの停止やマイナポータルにおける代理人設定解除に係る被害者への案内、マイナポータル閲覧に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等の対応を行います。加えて、居所を探されるおそれがある情報をマイナポータルへ提供する各機関（市町村、県、保険者等）へ不開示や自動応答不可設定の申出を行うよう、被害者への案内を行います。

**【連絡先】**

各市区町村 (P. 131～) 住民票・戸籍担当課

**●無言電話や執拗な電話の対応**

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことわりサービス等を利用することもできます。

**【連絡先】**

N T T、その他の電話会社

## (7) 虐待された子どもへの対応

### (特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」により保護者が児童(18歳未満)に対し身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うこととされています。児童虐待は、子どもの心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項)。

たとえ、子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに児童相談所等に通告し、子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

#### ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもにとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、児童相談所等に通告し対応を協議してください。

#### イ) 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに児童相談所等に通告して下さい。

### 【連絡先】

市町村 (P. 131～)、福祉事務所 (P. 129、P. 138)、児童相談所 (P. 130)

#### コラム ー守秘義務についてー

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項は、「刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

**生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。**

子どもが大けがをしているなど、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により、速やかに警察又は消防へ通報してください。

**通告後は、通告先機関等において以下のような対応がされます。**

#### ア) 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。

子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

#### イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

#### ウ) 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親等への委託の措置が行われ、可能な事例については再び親子がともに生活できるよう、支援が行われます。ただし、親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申立てにより措置の承認を求めます。

※これらの取組は市町村が中心となって設置・運営する要保護児童対策地域協議会<sup>6</sup>等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

**通告後は、通告者には以下のような役割が求められています。**

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子どもと家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

<sup>6</sup> 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。協議会の目的は要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うものとされています。

#### コラム —親権と児童虐待の関係—

親権について、民法第821条は「親権を行う者は、前条の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定しています。

さらに、児童虐待の防止等に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した児童虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

再被害防止のためには、以下のような制度があります。

#### ★住民票の写しの交付等の制限

児童虐待から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、居所を探されるおそれがある書類（住民票の写しや戸籍の附票の写しなど）の交付を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、児童相談所等の意見を聴くなどし、支援措置の必要性について確認します。また、居所を探されるおそれがある情報を加害者がマイナポータルで閲覧しないよう、必要に応じ、マイナンバーカードの停止やマイナポータルにおける代理人設定解除に係る被害者への案内、マイナポータル閲覧に係る不開示コード、不開示該当フラグ又は自動応答不可フラグの設定等の対応を行います。加えて、居所を探されるおそれがある情報をマイナポータルへ提供する各機関（市町村、県、保険者等）へ不開示や自動応答不可設定の申出を行うよう、被害者への案内を行います。

#### 【連絡先】

各市区町村（P. 131～）住民票・戸籍担当課

### 第3. ニーズに応じた解決手段

ここでは、よくある相談内容と、それに対応し得る代表的な支援・制度を記載します  
※支援や制度によっては、細かい条件があり、該当しない場合があります。

注) ●=原則すべての人が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

#### 1 総合的相談

被害に遭い、どうしてよいかわからない、どこに相談してよいかわからない  
多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

##### ●各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った支援者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

##### 【連絡先】

総合サポートセンター (P. 50)、警察署 (P. 136)、  
性犯罪被害相談電話「# 8 1 0 3」(P. 86)、法テラス (P. 99～)

#### 2 心身の不調

精神的につらい、体調が悪い

##### ●受診相談、悩み相談

心身の健康問題について話を聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。  
機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

##### 【連絡先】

総合サポートセンター (P. 50)、精神保健福祉センター・保健所 (P. 52、P. 134、P. 137)  
犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」(P. 86)

被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

##### ●自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な  
意見交換、情報交換を行うことができます。

##### 【連絡先】

各自助グループ

#### 3 生活上の問題

##### (1) 仕事上の困難

職場で不合理な対応にあった

##### ●労働問題に関する相談

専門の相談員が、解雇、労働条件、いじめ・嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

**【連絡先】**

労働者支援事務所(P. 130)、総合労働相談コーナー(P. 110、P. 142)、弁護士会(P. 148)

**★個別労使紛争の調整**

相談員、弁護士等の労働問題の専門家が、労働関係に関する紛争解決のためのあっせんなどを行います。

**【連絡先】**

労働者支援事務所(P. 130)、総合労働相談コーナー(P. 110、P. 142)、弁護士会(P. 148)

**働かなければならないが、就職先が見つからない**

**●就労や能力開発に関する相談**

求職者の置かれた状況を踏まえた就職支援を行います。

**【連絡先】**

ハローワーク(P. 142)、高齢・障害・求職者雇用支援機構(P. 116)、  
労働者支援事務所(P. 130)、年代別・対象別就職支援センター(P. 111～)ほか

**★公的職業訓練**

職業に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を実施しています。

**【連絡先】**

ハローワーク(P. 142)、高齢・障害・求職者雇用支援機構(P. 116)、  
労働者支援事務所(P. 110、P. 130)

**★ひとり親サポートセンター事業**

ひとり親サポートセンター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供します。

**【連絡先】**

県ひとり親サポートセンター(P. 116)、  
久留米ひとり親サポートセンター(P. 116)、  
北九州市立母子・父子福祉センター(p. 116)、  
福岡市立ひとり親家庭支援センター(p. 116)、

**★母子・父子自立支援プログラム策定事業**

福祉事務所等において、児童扶養手当を受給中のひとり親家庭の親の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと緊密に連携しつつ、きめ細やかな就業支援等を行います。

**【連絡先】**

県ひとり親サポートセンター(P. 116)、北九州市立母子・父子福祉センター(P. 116)、  
福岡市立ひとり親家庭支援センター(P. 116)、市福祉事務所(P. 138)

資格を取得し、スキルアップを図りたい

- ★高等職業訓練促進給付金等事業  
→P. 114 参照
- ★自立支援教育訓練給付金  
→P. 115 参照
- ★高等学校卒業程度認定試験合格支援事業  
→P. 115 参照
- ★高等職業訓練促進資金貸付事業  
→P. 114 参照

働きたいが、子どもの世話がある

→P. 40～参照

(2) 不本意な転居など住居の問題

一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

- ★公営住宅への一時入居  
犯罪行為などにより従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方については、一時的に公営住宅を使用できる制度があります。

【連絡先】

市町村 (P. 131～) ※市町村により取扱いが異なります。

- ★被害直後における緊急一時避難場所の確保  
自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、緊急かつ一時的に避難するための宿泊場所の確保に要する経費を公費で負担しています。

【連絡先】

警察署 (P. 136)

転居する必要があるが、経済的に苦しい

- ★公営住宅への優先入居  
→P. 57 参照

(3) 経済的な困窮 (問題)

被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

- ★犯罪被害者等給付金

→P. 105 参照

★犯罪被害者等見舞金

→P. 106 参照

★労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために、必要な保険給付等を行います。

【連絡先】

労働基準監督署(P. 111、P. 142)

★災害共済給付

学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障がい又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金の支給)を行います。

【連絡先】

独立行政法人日本スポーツ振興センター(P. 109)

**医療費の負担を軽くしたい**

●高額療養費制度

公的医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

【連絡先】

事業主、全国健康保険協会福岡支部(協会けんぽ)(P. 60、P. 119)、  
健康保険組合(組合健保)、  
市町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度)(P. 60、P. 131～)、  
共済組合(共済保険)、かかっている医療機関など

★限度額適用認定証

限度額適用認定証の交付を受け、医療機関に提示することで、その1か月の支払いが自己負担限度額(保険適用分に限る)となります。この認定証の交付には、申請が必要です。申請については、ご加入の保険者にお問い合わせください。

なお、マイナ保険証を登録済の場合で、医療機関窓口で電子認証を受けた場合は、限度額適用認定証は不要です。

★高額療養費の貸付(立替)制度

当面の医療費の支払いに困る場合、高額療養費として払い戻す金額の一部貸付(立替)を受けられる場合があります。

【連絡先】

事業主、全国健康保険協会福岡支部(協会けんぽ)(P. 60、P. 119)、  
健康保険組合(組合健保)、  
市町村(国民健康保険・後期高齢者医療制度)(P. 60、P. 131～)、

共済組合（共済保険）、かかっている医療機関など

★医療費控除

医療費控除の対象となる医療費の年額が一定の金額以上にある場合に、医療費控除を受けられる場合があります（医療費控除の明細書の作成及び提出が必要です。）。

【連絡先】

税務署（P. 144）

★自立支援医療費支給制度

→P. 54 参照

★子ども医療費助成

→P. 56 参照

★ひとり親家庭等医療費助成

→P. 56 参照

生活資金に困っている

★生活福祉資金貸付

→P. 58 参照

★児童扶養手当

→P. 70 参照

★母子父子寡婦福祉資金貸付

→P. 59 参照

★寡婦控除（下記「ひとり親控除」に該当する以外の方）

配偶者と死別又は離婚をした後、婚姻をしていない方や、配偶者の生死が不明などの方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、かつ合計所得金額が一定額以下の方は、一定の金額の所得控除（寡婦控除）を受けられる場合があります。

【連絡先】

税務署（P. 144）

★ひとり親控除

事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方で、生計を同じにする子を有し、かつ合計所得金額が一定額以下の方は、一定の金額の所得控除（ひとり親控除）を受けられる場合があります。

【連絡先】

税務署（p. 144）

★申告納付期限の延長

犯罪被害により申告・納付等をその期限までにできない方は、所轄税務署長に申請し、その承認を受けることにより、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその

期限が延長されます。

**【連絡先】**

税務署 (P. 144)

**★納税緩和措置**

犯罪被害により心身への傷害を受けた方は、所轄税務署長に申請することにより、以下のような納税緩和措置の適用を受けることができます。

**ア) 納税の猶予**

納税者ご本人や生計を一にする親族が病気や負傷により納付すべき国税を一時に納付することができないと認められるとき等は、最大1年間納税が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の全部又は一部が免除されます。

**イ) 換価の猶予**

国税を一時に納付することにより事業の継続又はその生活の維持が困難になるおそれがあると認められる場合において、納税について誠実な意思を有すると認められるときには、最大1年間滞納処分による財産の換価が猶予され、猶予された期間に係る延滞税の一部が免除されます。

**【連絡先】**

税務署 (P. 144)

**★国税に係る納税証明書の手数料**

犯罪被害により、財産に相当な損失を受けた方がその復旧に必要な資金の借入れをするために納税証明書を使用する場合や、生活の維持について困難な状況にある方が法律に定める扶助等を受けるために納税証明書を使用する場合は、手数料を必要とせず納税証明書の交付を請求することができます。

**【連絡先】**

税務署 (P. 144)

**子育てに係る費用の負担を軽くしたい**

**★要保護及び準要保護児童生徒援助費**

→P. 71 参照

**★子育てのための施設等利用給付交付金**

→P. 71 参照

**★保育所（園）の保育料減免**

→P. 72 参照

**(4) 子育てに伴う問題（経済的支援以外）**

**子育てについて悩んでいる、サポートを受けたい**

**●子育てに関する相談**

犯罪被害を直接体験したり、間接的な影響を受けたことで様々な養育上の問題が生じている場合、子どもの相談に乗ったり、専門の機関・団体を紹介したりします。

**【連絡先】**

県・市町村ほか (P. 68～、P. 130、P. 131～)

**★子育てのサポート**

保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの送迎等で困った時にサポートを利用できます。

**【連絡先】**

ファミリーサポートセンター(P. 66)

**子どもを預けたい**

**★一時預かりなどの保育支援**

→P. 72 参照

**★トワイライトステイ、ショートステイなど**

保護者の帰宅が遅くなるなど夕方以降の時間帯に子どもを養護したり、様々な事情により、家庭での養育が困難となった場合、一時的に子どもを預かります。

また、養育困難が長期にわたる場合など、乳児院等への入所について、児童相談所に相談することもできます。

**【連絡先】**

市町村 (P. 131～)、児童相談所 (P. 130、P. 134、P. 137)

**(5) 福祉全般**

**どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい**

**●福祉に関する相談**

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の福祉の相談に応じます。

**【連絡先】**

福祉事務所(P. 134、P. 138)、地域包括支援センター(P. 150～)

社会福祉協議会(P. 140～)ほか

**(6) 報道に関すること**

**マスコミにどう対応していいかわからない**

**●取材への対応**

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等に相談することもできます。

#### 【連絡先】

警察署 (P. 136)、弁護士会 (P. 97～)、法テラス(P. 99～)

#### ★異議申立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、「放送倫理・番組向上機構 (BPO)」(連絡先: TEL:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330) に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220) に異議申立てをすることができます。

#### 【連絡先】

弁護士会 (P. 97～)、法テラス(P. 99～)

### 4 加害者に関すること

#### また被害に遭わないか不安を感じる

#### ★警察官による訪問活動

→P. 87 参照

#### ★再被害防止のための警戒、情報提供等

→P. 87 参照

#### ★再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

→P. 90 参照

#### ★住民票の写しの交付等の制限

→P. 29、P. 31、P. 34、P. 66、P. 73 参照

#### 加害者がどうなったのか知りたい

#### ★被害者連絡制度

→P. 87、P. 93 参照

#### ★被害者等通知制度 (加害者に対する情報の通知制度)

→P. 90、P. 103 参照

#### ●確定記録の閲覧

→P. 90 参照

#### ★不起訴記録の閲覧

→P. 90 参照

#### ★刑事事件の記録 (起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む)・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 91、P. 94～参照

#### ★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 95 参照

#### 加害者の処分について意見を言いたい、被害に関する気持ちを伝えたい

★意見陳述

→P. 91、P. 94、P. 95 参照

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 91、P. 94、P. 100～参照

●刑事施設に入所中の加害者との外部交通に関する相談

→P. 104 参照

★意見等聴取制度、心情等伝達制度

→P. 103 参照

## 5 捜査、裁判に伴う問題

### 法的なアドバイスが欲しい

●各種相談窓口

司法に関する様々な相談に応じます。

【連絡先】

法テラス(P. 99～)、弁護士会(P. 97～、P. 148)、検察庁(P. 90、P. 145)

★犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介

弁護士に相談したいが、知っている弁護士がいない、どこに頼んでよいかわからないという場合に、個々の状況に応じて、弁護士を紹介します。弁護士費用が心配な場合、経済状況等に応じて、民事法律扶助や日弁連委託援助の制度を利用できます。

【連絡先】

法テラス(P. 99～)

### 警察署・検察庁・裁判所に赴く事に不安を感じる

●付添い

警察の事情聴取や届出、検察庁での事情聴取や相談、刑事裁判の傍聴、証言や意見陳述、少年審判の傍聴の出廷の際に支援者が付き添います。

【連絡先】

総合サポートセンター(P. 50)、検察庁(P. 90、P. 145)、法テラス(P. 99～)、  
弁護士会(P. 97～、P. 148)、(少年事件につき)家庭裁判所(P. 146)

### 事件に関する情報を知りたい

★被害者連絡制度

→P. 87、P. 93 参照

★被害者等通知制度（加害者に対する情報の通知制度）

→P. 90、P. 103 参照

★刑事事件の記録（起訴された事件の同種余罪の被害を受けた場合を含む）・少年保護事件の記録の閲覧・コピー

→P. 91、P. 94～参照

★少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

→P. 94 参照

#### 刑事手続等に参加したい

★意見陳述

→P. 91、P. 94 参照

★刑事裁判への参加（被害者参加制度）

→P. 91、P. 94、P. 100～参照

#### 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★日弁連委託法律援助

→P. 99 参照

★国選被害者参加弁護士制度

→P. 100 参照

#### 損害賠償請求等をしたい

●法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

【連絡先】

法テラス(P. 99～)、弁護士会 (P. 97～、P. 148)、司法書士会 (P. 148) ほか

★民事法律扶助

→P. 101 参照

★損害賠償命令制度

→P. 94 参照

★被害回復給付金支給制度

→P. 91 参照

●損害賠償請求訴訟再提訴費用助成

→p. 106 参照

## 第4. 様々なニーズに対応するための関係機関・団体の連携

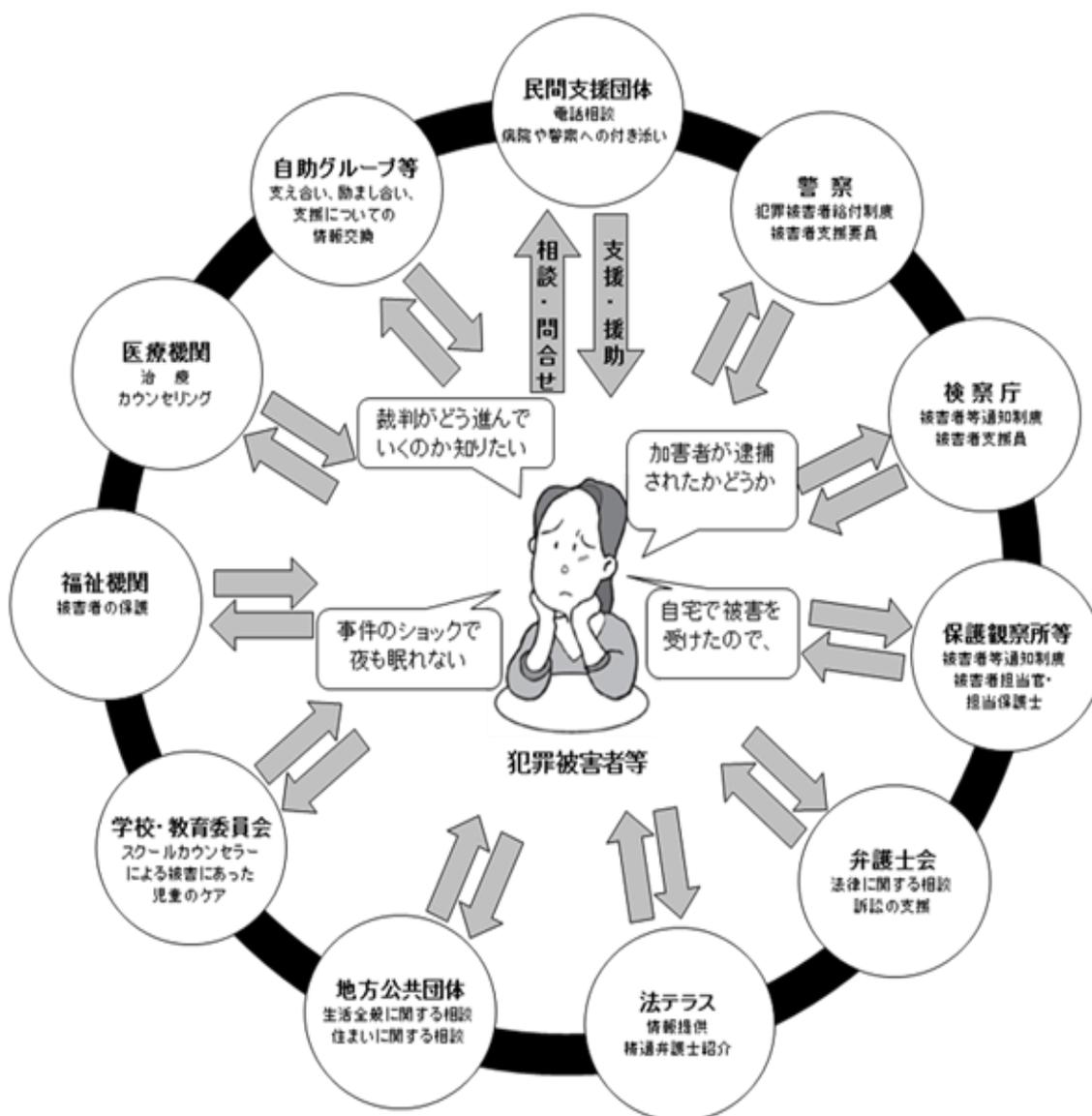
### 1 関係機関・団体の連携の必要性

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応じて、他の機関・団体と連携・協働して問題に取り組むことが重要です。

また、犯罪そのものも多様であり、自機関・団体では対応しきれない被害者等が相談に訪れることもあります。そうした場合であっても、より適切な他機関・団体との連携を図ることで、支援につなげていくことが望めます。

各機関・団体の関わりが、今までの支援経過の延長線上で続いていくような“途切れない支援”が求められています。

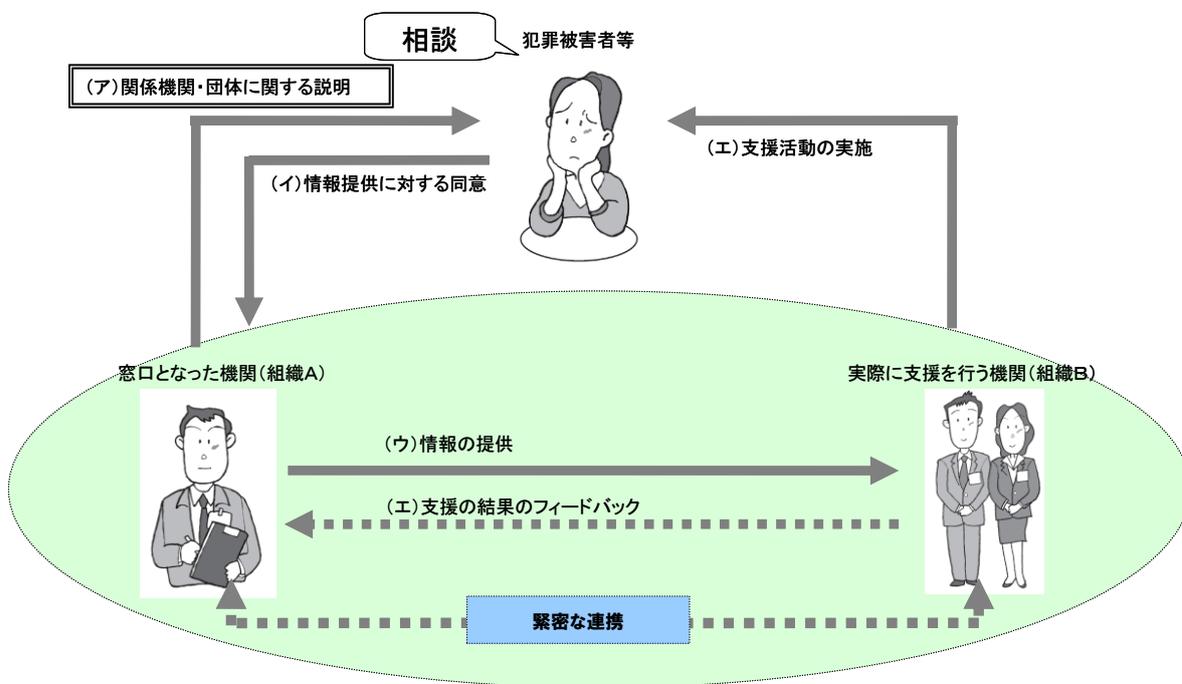
《犯罪被害者等のニーズに対応する「途切れない支援」のための連携図（イメージ）》



## 2 関係機関・団体の連携の実際

### (1) 基本的な連携の流れ

《基本的な連携の流れ フロー図》



#### ① 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた機関・団体（組織A）は、相談内容に応じて、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

#### 《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

#### ② 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等

から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

#### 《最低限伝えるべき情報》

- ・ 氏名、性別、被害当事者との関係
- ・ 電話番号
- ・ 犯罪等被害の概要
- ・ 希望する支援の内容

#### 《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・ 住所
- ・ 生年月日
- ・ 犯罪被害発生日
- ・ 被害の程度、障がいの有無
- ・ 紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・ これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

### ③犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。（※参考様式はP.121参照）

その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情

報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

#### **④支援活動の実施**

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。また、必要に応じて、対応結果について、組織Aにフィードバックをします。

#### **⑤より緊密な連携**

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報の取扱いに注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

## (2) 連携の際の留意点

### ①相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まない、といったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

### ②犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じるような印象を与えないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

### ③正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてしまう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、〇〇機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

### ④情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けて、アルファベットのイニシャルのみにするなどの工夫をするなどし、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

## 第5. 各機関・団体における支援業務について

注)・(支援概要)において、費用に関する記載のないものは、無料です。  
・(条件等)の記載がないものは、犯罪被害者等すべての方が対象となります。

### 1 総合的な対応窓口

#### (1) 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

##### 【内容】

犯罪等による被害を受けた犯罪被害者等に対する総合的なサポートを行っています。

- ① 各種相談  
専門的な訓練を積んだ相談員による電話での相談
  - ② 行政支援窓口、支援団体の紹介  
行政機関ほか各種機関の支援制度や弁護士会、法テラス等の専門支援機関を紹介
  - ③ 面接、カウンセリング  
必要に応じて相談員による面談又はカウンセリング
  - ④ 病院・付添い等の直接的支援  
支援員による裁判所・病院・警察署などへの付添い支援
- ※ 面接、カウンセリング及び直接的支援は要予約

##### 【開設日時】

月～金（祝日を除く） 9:00～16:00

##### 【相談専用電話】

(092) 409-1356 (福岡)

(093) 582-2796 (北九州)

(0942) 39-4416 (筑後)

(0948) 28-5759 (筑豊)

##### 【その他】

- ・福岡県、北九州市及び福岡市による共同設置
- ・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（福岡県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）により運営

## (2) 性暴力被害者支援センター・ふくおか

### 【内容】

センターでは、性暴力の被害に遭われた方が安心して相談でき、医療面のケアを含め必要な支援を迅速に受けることができるよう、次のような支援を行っています。

- ① 電話相談（女性相談員が対応）。必要に応じて本人との面接を実施。
- ② 医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。
  - a 医療的な支援が必要な場合、相談員が付き添って、医療機関受診（被害者が証拠資料の採取を希望する場合、医師による証拠採取を実施）
  - b 警察への付添を希望する場合、付添支援を実施
  - c 精神的なケアが必要な場合、カウンセリングを実施
  - d 法的な支援が必要な場合、弁護士相談を実施
  - e 専門的な支援が必要な場合、女性相談所、児童相談所などの専門機関に連絡・紹介を行い、必要な支援を調整
- ③ 被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。  
(公費支出の内容)
  - a 医療費の自己負担分（初回受診分等）
  - b 緊急宿泊費用（自宅が被害現場の場合等）
  - c カウンセリング費用
  - d 弁護士相談費用

※ 警察へ被害申告した場合には、警察の公費支出制度があります。

### 【相談時間】

24時間・365日（年中無休）

### 【相談専用電話】

(092) 409-8100

### 【その他】

- ・福岡県、北九州市及び福岡市による共同設置
- ・公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（福岡県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体）により運営

## 2 心の健康に関する相談・支援

### (1) 心の健康相談

#### 【内容】

心の健康及び精神障がい、うつ病、PTSDなどに関するさまざまな相談を受け付けています。

#### 【相談電話番号】

福岡県精神保健福祉センター (092) 582-7500

北九州市立精神保健福祉センター※ (093) 522-8729

福岡市精神保健福祉センター※ (092) 737-8829

各保健福祉(環境)事務所(県、P.129)

各区保健福祉課高齢者・障害者相談係(北九州市、P.129)

各区保健福祉センター(福岡市、P.129)

久留米市保健所 保健予防課 (0942) 30-9728

#### 【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15(県・久留米市)

8:30～17:00(北九州市)

9:00～17:00(福岡市各区保健福祉センター)

※北九州市立精神保健福祉センターは、以下の内容の専門相談となります。

・「薬物・ギャンブルなどの依存症」「自死遺族」

・「性同一性障害」 第1・3水曜日 9:00～12:00

※福岡市精神保健福祉センターは、以下の内容の専門相談となります。

・「アルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症」「ひきこもり」

火・木 10:00～13:00

・「発達障がい」「性同一性障がい」 第1・3水曜日 10:00～13:00

### (2) 自殺予防ホットライン

#### 【内容】

自殺を考えている方などからの相談を受け、不安軽減や自殺を考えた原因となる問題を解決するための他の窓口を紹介しています。

#### 【相談電話番号】

(092) 592-0783

#### 【開設日時】

毎日 24時間

### (3) 自殺予防相談

#### 【内容】

自殺を考えている方や自死遺族の方、そのような状況にある方を支援している方の相談をお受けします。

#### 【相談電話番号】

北九州市自殺予防こころの相談電話 (093) 522-0874

(北九州市立精神保健福祉センター)

福岡市自殺予防相談 (092) 737-1275

(福岡市精神保健福祉センター)

#### 【開設日時】

北九州市自殺予防こころの相談電話 月～金(祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

福岡市自殺予防相談 月～金(祝日、年末年始を除く) 10:00～16:00

### (4) いのちの電話

#### 【内容】

孤独や不安、絶望、その他さまざまな心の悩みを抱えた方からの電話相談を受けています。

#### 【相談電話番号】

社会福祉法人福岡いのちの電話 (092) 741-4343

社会福祉法人北九州いのちの電話 (093) 653-4343

#### 【開設日時】

毎日 24時間

### (5) 心の電話(福岡県地域精神保健協議会)

#### 【内容】

心の悩みや精神科医療などに関する相談を受けています。

#### 【相談電話番号】

心の電話－福岡 (092) 821-8785

心の電話－北九州 (093) 653-4343

心の電話－筑後 (0942) 36-1313

心の電話－筑豊 (0948) 29-2500

#### 【開設日時】

心の電話－福岡 火・水・金 13:00～17:00

心の電話－北九州 毎日 24時間

心の電話－筑後 月、水、金 13:00～16:00

心の電話－筑豊 月～金 18:00～21:00

## **(6) 精神障害者保健福祉手帳**

### **【内容】**

精神疾患により長期にわたり日常生活または社会生活への制約(障害)のある人に対して、福祉サービスの提供を目的とするものです。年齢による制限や在宅・入院の区別はありません。

自立支援医療費(精神通院医療)支給制度申請の簡素化、各種税の減免及び控除、公共施設(県)の使用料等の免除、NHKの受信料の減免、携帯電話料金の割引などが受けられます。

病院に初めてかかった日(初診)から6ヶ月以上たった日から申請できます。

### **【問合せ先】**

各市区町村(P.131～)精神障がい者支援担当課

## **(7) 自立支援医療費支給**

### **【内容】**

自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。(ただし、所得制限があります。)

精神通院医療:精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者が対象となっております。

更生医療:身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳以上)が対象となっております。

育成医療:身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者(18歳未満)が対象となっております。

### **【問合せ先】**

精神通院医療・更生医療・育成医療 各市区町村(P.131～)障がい福祉担当課

## **(8) 独立行政法人労働者健康福祉機構(勤労者心の電話相談)**

→P.117 参照

### 3 保健・医療に関する相談・支援

#### (1) 医療相談（福岡県医療相談支援センター）

##### 【内容】

医療に関するさまざまな相談を受け付けています。

※弁護士による法律相談及び医師による医療相談は予約制です。

##### 【問合せ先】

福岡県医療相談支援センター（福岡県メディカルセンター）

(092) 474-6633

##### 【開設日時】

月～金（祝日及び年末年始を除く） 9:30～11:00、13:30～16:00

#### (2) 薬物乱用防止相談

##### 【内容】

違法薬物乱用の未然防止を図るため、違法薬物の薬理作用などに関する相談を受け付けています。

##### 【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所（県、P.129）

または福岡県保健医療介護部薬務課 (092) 643-3287

##### 【開設日時】

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15

#### (3) 子ども医療費助成

##### 【内容】

中学3年生までの児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の助成を受けることができる制度です。

3歳未満の児童は自己負担額無料、3歳以上の児童については居住する市町村により自己負担額及び助成を受けることができる所得制限が異なります。

##### 【問合せ先】

各市区町村（P.131～）子ども医療費助成担当課

#### (4) ひとり親家庭等医療費助成

##### 【内容】

母子・父子家庭等いわゆる「ひとり親家庭」の児童・生徒及び養育している父又は母に対して、保険診療にかかった医療費の自己負担額について一部を支給する制度です。

居住する市町村により自己負担額及び助成を受けることができる所得制限が異なります。

##### 【問合せ先】

各市区町村（P.131～）ひとり親家庭等医療費助成担当課

## 4 住居に関する相談・支援

### (1) 県営住宅

#### 【内容】

住居にお困りのDV被害者及び犯罪被害者等の方を対象とした県営住宅の入居申込において優遇制度があります。

- ①抽選倍率優遇（抽選倍率が2倍になる制度）
- ②家賃の減免制度（収入が低く家賃の支払いが困難な場合）

#### 【問合せ先】

福岡県住宅供給公社

|               |                |
|---------------|----------------|
| 同 本部          | (092) 781-8029 |
| 同 福岡管理事務所     | (092) 713-1683 |
| 同 北九州管理事務所    | (093) 621-3300 |
| 同 筑後管理事務所     | (0942) 30-2660 |
| 同 筑豊管理事務所     | (0948) 21-3232 |
| 福岡県建築都市部県営住宅課 | (092) 643-3739 |

### (2) 地域優良賃貸住宅

#### 【内容】

DV被害者及び犯罪被害者等が一定の要件を満たす場合には、地域優良賃貸住宅に入居が可能です。

#### 【問合せ先】

|               |                |
|---------------|----------------|
| 福岡県住宅供給公社     | (092) 781-8020 |
| 福岡県建築都市部住宅計画課 | (092) 643-3731 |

### (3) セーフティネット住宅

#### 【内容】

DV被害者及び犯罪被害者等が入居対象者として登録されている住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）に入居が可能です。

#### 【問合せ先】

セーフティネット住宅情報提供システム（全国のセーフティネット住宅情報を閲覧できる web サイト）

<https://www.safetynet-jutaku.jp/>

### (4) 市町村営住宅

#### 【内容】

市町村営住宅への入居に関する優遇制度等がある市町村があります。

#### 【問合せ先】

各市区町村（P.131～）市町村営住宅担当課

## 5 生活資金（生活困窮）に関する相談・支援

### （１）生活保護

#### 【内容】

生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活の保障と自立を助長する制度です。

#### 【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P. 129、P. 138)

#### 【開設日時】

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（県）

### （２）生活福祉資金貸付（社会福祉法人福岡県社会福祉協議会）

#### 【内容】

低所得者、障がい者又は高齢者世帯の経済的自立等を図るため、無利子又は低利による資金の貸付けと必要な相談支援を行う制度です。

#### ① 総合支援資金

- |           |                                       |
|-----------|---------------------------------------|
| イ 生活支援費   | 生活再建までの間に必要な生活費用                      |
| ロ 住宅入居費   | 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用              |
| ハ 一時生活再建費 | 生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用 |

#### ② 福祉資金

- |          |  |
|----------|--|
| イ 福祉費    | 日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用   |
| ロ 緊急小口資金 | 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用<br>・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき<br>・火災等被災によって生活費が必要なとき<br>・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき<br>・会社からの解雇、休業等による収入減のための生活費が必要なとき<br>・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき<br>・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき<br>・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき<br>・給与等の盗難によって生活費が必要なとき |

・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

③ 教育支援資金

イ 教育支援費

低所得世帯に属する者が高校、高等専門学校、短大、大学に就学するのに必要な経費

ロ 就学支度金

低所得世帯に属する者が高校、高等専門学校、短大、大学への入学に際し必要な経費

④ 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として貸し付ける生活費

【問合せ先】

各市町村社会福祉協議会 (P. 140～)

又は福岡県社会福祉協議会 (092) 584-3377

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付

【内容】

母子家庭の母や父子家庭の父及びその児童や寡婦の経済的自立等を図るため、無利子又は低利による資金の貸付けを行う制度です。

【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134)

各市区町村 (P. 131～) ひとり親家庭支援担当課

【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 (県)

(4) 自立相談支援事業

【内容】

経済的にお困りの方の生活全般にわたる相談に応じています。働きたくても働けない、住む所がないなどの相談を受け、支援員がどのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

【問合せ先】

各自立相談支援機関 (P. 157)

## 6 医療・介護保険に関する相談・支援

### (1) 健康保険、共済短期給付等

#### 【内容】

- ① 災害その他特別の事情がある場合には、保険料を減免又は猶予する制度があります。
- ② 災害等、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に対し一部負担金を支払うことが困難と認められる方については、市町村等の判断により、一部負担金を減額又はその支払を免除する制度があります。
- ③ 第三者行為による負傷等における治療費等については、健康保険等により一時的に立て替えて支払うことができる場合があります。

#### 【問合せ先】

全国健康保険協会福岡支部（健康保険） （092）283-7621  
各勤務先（共済組合、健康保険組合がある職場に勤務されている方など） など

### (2) 国民健康保険、後期高齢者医療制度

#### 【内容】

- ① 災害その他特別の事情がある場合には、保険料を減免する制度があります。
- ② 災害等、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に対し一部負担金を支払うことが困難と認められる方については、一部負担金を減額する制度や、その支払を免除又は一定期間猶予する制度があります。

#### 【問合せ先】

各市区町村（P. 131～）国民健康保険担当課  
各市区町村（P. 131～）後期高齢者医療制度担当課

### (3) 介護保険

#### 【内容】

- ① 災害その他特別の事情がある場合には、保険料を減免する制度があります。
- ② 災害等、特別の理由がある被保険者で、介護サービス事業所に対し一部負担金を支払うことが困難と認められる方については、一部負担金を減額する又はその支払を免除する制度があります。

#### 【問合せ先】

- ・福岡県介護保険広域連合に加入していない市町  
各市区町村（P. 131～）介護保険担当課

- ・福岡県介護保険広域連合に加入している市町村※

福岡県介護保険広域連合 （092）643-7055

※田川市、柳川市、豊前市、うきは市、宮若市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、吉富町、上毛町、築上町

## 7 年金に関する相談・支援

### (1) 年金（厚生年金、国民年金、共済年金等）

#### 【内容】

- ① 一定の所得に満たない世帯及び災害その他特別の事情がある場合には、国民年金保険料の納付を免除又は猶予する制度があります。
- ② 犯罪行為により障がいを負った方は、障害年金の受給資格が生じる場合があります。
- ③ 犯罪行為により亡くなった方の遺族は、遺族年金又は死亡一時金の受給資格が生じる場合があります。

#### 【問合せ先】

各年金事務所（P. 143）（厚生年金及び国民年金）

各勤務先（共済組合がある職場に勤務されている方など）

ねんきんダイヤル （0570）05-1165

など

## 8 税金の減免、控除等

### (1) 税務署

#### 【内容】

#### ① 障害者控除

身体障害者手帳等の交付を受けた場合など、障がいの程度に応じて一定の金額の所得控除（障害者控除）を受けることができます。

#### ② 雑損控除

災害又は盗難若しくは横領によって、生活に通常必要な住宅、家具などの資産について損害を受けた場合等には、一定の金額の所得控除（雑損控除）を受けられる場合があります。

#### 【問合せ先】

各税務署（P.144）

#### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 8:30～17:00

### (2) 県税事務所

#### 【内容】

本人などが障がい者である場合には、一定の要件のもと、障がいの部位・程度に応じて、①自動車税（環境性能割・種別割）の減免、②視力障がい者の個人事業税の非課税、③身体障がい者の個人事業税の減免、④ゴルフ場利用税の非課税、などを受けることができます。

#### 【問合せ先】

各県税事務所（P.135）

#### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 8:30～17:15

## 9 男性・女性に関する相談・支援

### (1) 配偶者からの暴力相談

#### 【内容】

DV被害者からの相談に応じるとともに、保護や自立のために必要な情報提供や支援を行っています。

#### 【問合せ先】

(総合相談窓口)

福岡県あすばる相談ホットライン (092) 584-1266

(配偶者暴力相談支援センター)

各保健福祉(環境)事務所(県、P.134)

福岡市配偶者暴力相談支援センター (092) 711-7030

北九州市配偶者暴力相談支援センター (093) 591-1126

(夜間・休日の相談窓口)

福岡県配偶者からの暴力相談電話 (092) 663-8724

(専門相談窓口)

男性DV被害者のための相談ホットライン 070-4410-8502

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン 080-2701-5461

【開設日時】※すべて、年末年始を除く

(総合相談窓口)

福岡県あすばる相談ホットライン あすばる相談と同じ

(配偶者暴力相談支援センター)

各保健福祉(環境)事務所 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15

福岡市配偶者暴力相談支援センター 月・水・木・金(祝日を除く) 10:00～17:00

火(祝日を除く) 10:00～20:00

北九州市配偶者暴力相談支援センター 火～金(祝日を除く) 9:30～20:00

土・日(祝日を除く) 9:30～17:00

(夜間・休日の相談窓口)

福岡県配偶者からの暴力相談電話 月～金(祝日を除く) 17:00～24:00

土・日・祝日 9:00～24:00

(専門相談窓口)

男性DV被害者のための相談ホットライン

火・木 18:00～21:00

土 10:00～13:00

LGBTの方のDV被害者相談ホットライン

第1日曜 14:00～17:00 第3水曜 18:00～21:00

## (2) あすばる相談

### 【内容】

親子や夫婦関係、職場の人間関係、恋人やパートナーのこと、仕事のこと等さまざまな相談に応じています

総合相談（電話・面接・メールによる相談 ※面接は女性のみ）

専門相談

（女性のための法律相談、女性のためのこころと生き方相談、仕事と生き方のステップアップ相談、子育て女性等就職相談、男性のための電話相談）

※面接相談（専門相談含む）は予約制です。

### 【問合せ先】

「福岡県あすばる相談ホットライン」 (092) 584-1266

メール相談 あすばるホームページの専用フォームから

<https://www.asubaru.or.jp/93009.html>

男性のための電話相談 (092) 584-4977

### 【開設日時】

総合相談 毎日（8月13日～15日、年末年始を除く） 9:00～17:00

金曜日（休日を除く）は、夜間も相談できます。 18:00～20:30

※メール相談は随時受付。返信には1週間程度かかります。

専門相談

- ・女性のための法律相談 第1・3水曜 13:00～16:00
- ・女性のためのこころと生き方相談 第1・2・3木曜 13:00～16:00
- ・仕事と生き方のステップアップ相談 第2・4土曜 13:00～16:00
- ・子育て女性等就職相談 第4水曜 10:00～12:00
- ・男性のための電話相談 第1・3土曜 14:00～16:00  
第2・4金曜 18:00～20:30（祝日を除く）

## (3) ムーブ相談

### 【内容】

心の問題や生き方、性別による人権侵害、就労や法律に関する相談等について、相談室相談員をはじめ臨床心理士、キャリアコンサルタント、弁護士がジェンダーの視点に立って相談に応じる。

### 【問合せ先】

- ・各相談窓口に関する問い合わせ

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ相談室 (093) 583-5197

- ・各相談窓口

こころと生き方の一般相談 (093) 583-3331

性別による人権侵害相談 (093) 583-3663

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 女性のための無料法律相談（面談）   | (093) 583-5197 |
|                    | ※申し込み電話        |
| 女性のための元気アップ相談（就労等） | (093) 591-9408 |
| 男性のための電話相談         | (093) 280-2325 |

#### 【開設日時】

|                    |                           |
|--------------------|---------------------------|
| こころと生き方の一般相談       | *面談は要相談、メールによる相談はホームページから |
|                    | 火～日曜 9:30～17:00           |
| 性別による人権侵害相談        | 火～日曜 9:30～17:00           |
| 女性のための無料法律相談（面談）   | 第2火曜・土曜 14:00～16:00       |
|                    | 第3土曜 14:00～16:00          |
|                    | 第4水曜 18:00～20:00          |
| 女性のための元気アップ相談（就労等） | *面談は要予約                   |
|                    | 第1・2・4金曜 10:00～17:00      |
| 男性のための電話相談         | 第1・3土曜 10:00～12:00        |
|                    | 第2・4水曜 18:00～20:00        |

#### (4) アミカス相談

##### 【内容】

夫婦・家族などの人間関係や生き方などさまざまな相談に応じています。

(総合相談(さまざまな悩みの相談)、DV相談、男性相談、法律相談(女性弁護士による法律相談))

※ 面接相談は予約制です。

##### 【問合せ先】

福岡市男女共同参画推進センター「アミカス」

|                |                       |
|----------------|-----------------------|
| 総合相談           | (092) 526-3788        |
| アミカスDV相談ダイヤル   | (092) 526-6070        |
| 男性のための相談ホットライン | (092) 526-1718        |
| 法律相談           | (092) 526-3788 (予約電話) |

##### 【開設日時】

|                |        |                     |
|----------------|--------|---------------------|
| 総合相談           | 月～日    | 10:00～16:30         |
|                | 第2・4月曜 | 10:00～20:00 (祝日を除く) |
| アミカスDV相談ダイヤル   | 水・木    | 10:00～16:00         |
| 男性のための相談ホットライン |        |                     |
|                | 第1～3月曜 | 19:00～21:00 (祝日を除く) |
| 法律相談           | 第1～4水曜 | 13:00～16:00 (祝日を除く) |
|                | 第4月曜   | 18:00～20:00 (祝日を除く) |

## (5) 住民票の写しの交付等の制限

### 【内容】

DV・ストーカー行為等の被害者からの申出により、加害者からの住民票の写しや戸籍の附票の写しなどの交付請求、加害者が閲覧可能なマイナポータルへ表示する情報等を制限する制度です。

### 【問合せ先】

各市区町村 (P. 131～) 住民票・戸籍担当課

## (6) 母子生活支援施設

### 【内容】

経済的問題や心身の不安定といった問題を抱える母子を保護し、その自立の促進のために生活を支援することを目的とした施設です。入所の申し込みは、居住地の福祉事務所に対して行うことになります。また、申し込みについては、母子からの依頼に基づいて、母子生活支援施設が母子の代わりに行うこともできます。

### 【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134) (郡部のみ)、各市区福祉事務所 (P. 138)

### 【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 (県)

## (7) ファミリーサポートセンター

### 【内容】

市町村が設置、運営する機関で、「育児の援助を受けたい人」と「育児の援助を行いたい人」を結びつける会員制の育児支援ネットワークです。児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行っています。

### 【問合せ先】

福岡県福祉労働部子育て支援課 (092) 643-3311

各市町村ファミリー・サポート・センター担当課(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市(うきは市、大木町、大刀洗町)、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、新宮町、久山町、粕屋町、水巻町、小竹町、筑前町、広川町、福智町)

※ 電話番号は市町村代表 (P. 131～) を参照

## (8) 女性の人権ホットライン(福岡法務局)

→P. 85 参照

## (9) 性暴力被害者支援センター・ふくおか

→P. 51 参照

## 10 児童・生徒に関する相談・支援

### (1) 児童相談

#### 【内容】

児童虐待のほか子ども、家庭に関する相談全般を受け付けています。

#### 【問合せ先】

各児童相談所（県、北九州市子ども総合センター、福岡市こども総合相談センター）  
(P. 130)

北九州市各区子ども家庭相談コーナー (P. 129)

福岡市各区家庭児童相談室 (P. 129)

各市町村 児童福祉担当課（政令市を除く）(P. 131)

※各児童相談所の電話相談は、毎日 24 時間実施しています。

### (2) 子どもホットライン 24

#### 【内容】

児童・生徒を対象にしたいじめ・不登校、学業、進路、対人関係等の学校生活に関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

子どもホットライン 24 (P. 130)

#### 【開設日時】

毎日 24 時間

### (3) 福岡県いじめレスキューセンター

#### 【内容】

学校への相談を迷ういじめ、学校への相談後、第三者による支援を希望するいじめについて、第三者の立場から相談を受け付けています。

相談方法：電話、メール、面談（要予約）

対象者：県内の小中高等学校に通う児童生徒とその保護者

#### 【問合せ先】

電話：092-645-2567

メール：県 HP

(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ijime-rescue-center1101.html>) から御案内しています

#### 【開設日時】

日曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

10時から18時まで

#### (4) 子ども支援オフィス

##### 【内容】

経済的に困窮した状態に置かれている子育て世帯の相談にワンストップで対応する窓口です。窓口や家庭訪問で受け付けた相談をもとに支援計画を作り、必要とする支援を受けられるよう取り組みます。

##### 【問合せ先】

|         |                |
|---------|----------------|
| 粕屋オフィス  | (092) 938-1205 |
| 水巻オフィス  | (093) 203-1661 |
| 久留米オフィス | (0942) 38-0601 |
| 行橋オフィス  | (0930) 26-7710 |
| 田川オフィス  | (0947) 44-8612 |

##### 【開設日時】

月～土（祝日も開設、土曜日は電話相談のみ） 9:30～17:30  
相談員が出向く出張相談も承ります。（予約制）

#### (5) スクールカウンセラー

##### 【内容】

不登校及び問題行動などの早期発見・早期対応や未然防止を図るため、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する者等を、中学校を中心にスクールカウンセラーとして配置しています。

##### 【問合せ先】

|                       |                |
|-----------------------|----------------|
| 各小中学校                 |                |
| 福岡県教育庁教育振興部義務教育課教育相談室 | (092) 643-3911 |
| 福岡県教育庁教育振興部高校教育課      | (092) 643-3905 |
| 福岡県教育庁教育振興部特別支援教育課    | (092) 643-3914 |

#### (6) 家庭教育相談「親・おや電話」・メール相談

##### 【内容】

保護者等を対象に子育て・家庭教育全般の相談を受け付けています。

##### 【問合せ先】

福岡県立社会教育総合センター内（電話・FAX） (092) 947-3515

##### 【開設日時】

月～土 9:00～17:00（17:00以降は、留守番電話及びFAXにて受付）

※ 第2月曜、第4土曜、祝日、年末年始（12月28日～翌年1月4日）は除きます。

※ ホームページ「ふくおか子育てパーク」（[info@kosodate.pref.fukuoka.jp](mailto:info@kosodate.pref.fukuoka.jp)）では、電子メールによる相談も受け付けています。

## (7) 特別な事情による区域外通学支援

### 【内容】

DV・いじめ等の被害により、住民票の異動等ができないまま居住する世帯や通学指定校への通学が困難などの事情がある児童・生徒が、義務教育が受けられるように相談・支援する制度です。

### 【問合せ先】

各市区町村 (P. 131～) 教育委員会義務教育担当課

## (8) 児童手当

### 【内容】

中学校修了前までの児童を養育している方に対して、手当を支給する制度です。

なお、所得制限があります。所得制限限度額以上かつ所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得上限限度額以上の場合は、申請却下または資格消滅となり、支給されません。

### 【支給額】

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 3歳未満              | 15,000円 |
| 3歳以上小学校修了前(第1・2子) | 10,000円 |
| 3歳以上小学校修了前(第3子以降) | 15,000円 |
| 中学生               | 10,000円 |

### 【問合せ先】

各市区町村 (P. 131～) 児童手当担当課※公務員の方は、勤務先にお申し出ください。

## (9) 児童扶養手当

### 【内容】

父母の離婚・父(母)の死亡等により、父(母)と生計を共にしていない児童(障がいがある場合は20歳未満)を養育している方に対して、養育のための手当を支給する制度です。

所得が一定以下などの条件があります。

※ 平成22年8月から父子世帯も対象になりました。

※ 平成26年12月から一部の公的年金との併給が可能となりました。詳細については、児童扶養手当担当課にお問い合わせください。

### 【問合せ先】

各市区町村 (P. 131～) 児童扶養手当担当課

## (10) 障害児福祉手当

### 【内容】

20歳未満で身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時介護を必要とする児童に支給される手当です。

ただし、障がいを支給事由とする公的年金を受給しているとき、児童福祉施設などに入所しているときは支給されません。また、所得による支給制限があります。

**【問合せ先】**

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P. 138)

**(11) 特別児童扶養手当**

**【内容】**

精神又は身体に障がいがある20歳未満の児童を養育している方に対して、養育のための手当を支給する制度です。

当該児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給していないなどの条件があります。

**【問合せ先】**

各市区町村 (P. 131～) 特別児童扶養手当担当課

**(12) 教育扶助(生活保護)**

**【内容】**

児童・生徒がいる生活保護受給世帯に対して、学級費等、教科書等の教材代、学校給食費及び通学のための交通費などを給付するものです。

**【問合せ先】**

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P. 138)

**【開設日時】**

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15(県)

**(13) 要保護及び準要保護児童生徒援助費**

**【内容】**

経済的理由によって、就学困難と認められる小・中学校の児童・生徒の保護者(生活保護受給者又はこれに準ずるものとして市町村教育委員会が認定した保護者)に対して、学校給食費、修学旅行費、学用品費等を就学援助費として支給する制度です。

**【問合せ先】**

各市区町村 (P. 131～) 教育委員会

通学している小中学校

**(14) 子育てのための施設等利用給付交付金**

**【内容】**

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたちの利用料が無償化されます。

(0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。)

**【問合せ先】**

各市区町村（P. 131～）幼稚園・保育所担当課

**（１５）保育所（園）の保育料減免**

**【内容】**

災害又は保護者の死亡・傷病等により保育料の納入が困難となった保護者に対して、保育料を減免する制度です。

**【問合せ先】**

各市区町村（P. 131～）保育所担当課

**（１６）一時預かりなどの保育支援**

**【内容】**

保育所は、保護者が働いていたり、病気などのため、家庭において保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育する施設です。

保育所によっては、次のような保育支援を行っています。

- ① 延長保育 通常の利用時間を超えて行う保育
- ② 一時預かり 家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対して行う一時的な預かり
- ③ 休日保育 日曜・祝日等において保護者の就労等の理由により保育が必要とされる児童に対して行う保育

**【問合せ先】**

各市区町村（P. 131～）保育所担当課

**（１７）短期入所生活援助（ショートステイ）事業**

**【内容】**

保護者が疾病、育児疲れその他の身体上若しくは精神上の理由により家庭において児童を養護することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等において一時的に養育・保護を行っています。

**【問合せ先】**

各市区町村（P. 131～）児童福祉担当課

**（１８）夜間養護等（トワイライト）事業**

**【内容】**

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合等にその児童を保護し、生活指導、食事の提供等を行います。また、宿泊できる場合もあります。

**【問合せ先】**

各市区町村（P. 131～）児童福祉担当課

（１９）子どもの人権相談（福岡県弁護士会）→P. 97 参照

（２０）こどもの人権１１０番（福岡法務局）→P. 97 参照

（２１）住民票の写しの交付等の制限

【内容】

児童虐待の被害者又は代理人からの申出により、加害者からの住民票の写しや戸籍の附票の写しなどの交付請求、加害者が閲覧可能なマイナポータルへ表示する情報等を制限する制度です。

【問合せ先】

各市区町村（P. 131～）住民票・戸籍担当課

## 1 1 高齢者に関する相談・支援

### (1) 高齢者虐待に関する相談（各市町村地域包括支援センター）

#### 【内容】

市町村が設置する地域包括支援センターでは、家族等による高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及びその方を養護する家族等に対して、相談、指導及び助言を行うほか、高齢者虐待に関する通報を受け付けています。

#### 【問合せ先】

各市区町村が設置する地域包括支援センター（P. 150～）

### (2) その他の高齢者に関する相談

#### 【内容】

市町村が設置する地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、高齢者の権利擁護に関する相談への対応や介護予防など、さまざまな援助や支援を包括的に行っています。

#### 【問合せ先】

各市区町村が設置する地域包括支援センター（P. 150～）

各保健福祉（環境）事務所（P. 134）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課（092）643-3250

#### 【開設日時】

各市区町村が設置する地域包括支援センター

※各センターにお問い合わせください

北九州市 月～金（祝日、年末年始除く） 8:30～17:00

（緊急時は時間外も電話で対応）

福岡市 月～土（祝日、年末年始除く） 9:00～17:00

※土曜日は電話またはセンターでの相談対応

※開設時間外は専用の電話番号を案内

各保健福祉（環境）事務所及び福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課

月～金（祝日、年末年始除く） 8:30～17:15

### (3) 高齢者・障害者法律相談（福岡県弁護士会）

→P. 97 参照

## 1 2 障がい者に関する相談・支援

### (1) 高次脳機能障害支援

#### 【内容】

相談支援コーディネーターの配置による、高次脳機能障害に関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

|                      |                |
|----------------------|----------------|
| 福岡県障がい者リハビリテーションセンター | (092) 944-1041 |
| 同専門相談ホットライン          | (092) 944-2011 |
| 福岡市立心身障がい福祉センター      | (092) 721-1611 |
| 産業医科大学病院             | (093) 603-1611 |
| 久留米大学病院              | (0942) 35-3311 |

#### 【開設日時】

|                      |           |                        |
|----------------------|-----------|------------------------|
| 福岡県障がい者リハビリテーションセンター | 月～金       | 9:00～12:00、13:00～17:00 |
| 福岡市立心身障がい福祉センター      | 月～金(祝日除く) | 9:00～12:00、13:00～17:00 |
| 産業医科大学病院             | 月～金       | 9:00～12:00、13:00～17:00 |
| 久留米大学病院              | 月～金       | 10:00～17:00            |

### (2) 身体障害者手帳

#### 【内容】

視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、じん臓、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能に法律で定める一定以上の障がいがある人は、身体障害者手帳の交付を申請することができます。

#### 【問合せ先】

各市区町村 (P. 131～) 障がい福祉担当課

### (3) 自立支援医療費支給

→P. 54 参照

### (4) 特別障害者手当

#### 【内容】

20歳以上で身体または精神に重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。

ただし、社会福祉施設に入所しているとき、病院または診療所に3カ月を超えて入院しているときは支給されません。

また、所得による支給制限があります。

**【問合せ先】**

各保健福祉(環境)事務所 (P. 134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P. 138)

**(5) 短期入所(ショートステイ)事業**

**【内容】**

在宅で障がい者(児)を介護している方が、病気や事故、その他の理由で障がい者(児)を介護できないときなどに、障がい者(児)の障がいの程度に応じた施設で短期間入所させて支援を行う事業です。

利用者負担額は原則1割ですが、障がいの程度や世帯の収入状況に応じ月額負担の上限があります。

**【問合せ先】**

各市区町村 (P. 131～) 障がい福祉担当課

**(6) 高齢者・障害者法律相談(福岡県弁護士会)**

→P. 97 参照

### 1 3 消費生活に関する相談・支援

#### (1) 消費生活センター

##### 【内容】

消費者契約において発生した事業者とのトラブル及びその他消費生活に関する相談を受け付け、解決に向けた助言やあっせんを行っています。

##### 【問合せ先】

福岡県消費生活センター (092) 632-0999

※ 弁護士相談は事前予約制です。

各市町村消費生活センター又は消費生活相談窓口 (P.139)

##### 【開設日時】

|             |                   |             |
|-------------|-------------------|-------------|
| 福岡県消費生活センター | 月～金 (年末年始、祝日除く)   | 9:00～16:30  |
|             | 日 (電話のみ) (年末年始除く) | 10:00～16:00 |

#### (2) 独立行政法人国民生活センター

##### 【内容】

消費者契約において発生した事業者とのトラブルに関する苦情その他消費生活に関する相談及び苦情を受け付け、解決に向けた助言やあっせんを行っています。

##### 【問合せ先】

国民生活センター (03) 3446-0999

##### 【開設日時】

月～金 (年末年始、祝日を除く) 11:00～13:00

#### (3) 九州経済産業局消費者相談室

##### 【内容】

特定商取引に関する法律、割賦販売法その他経済産業省の消費者保護に関する法令又は経済産業省が所管している商品やサービスなどに関する相談を受け付けています。

##### 【問合せ先】

消費者相談室 (092) 482-5458

##### 【開設日時】

月～金 (祝日除く) 9:30～12:00、13:00～16:30

#### (4) 消費者法律相談 (福岡県弁護士会)

→P.97 参照

#### (5) 日本司法支援センター (法テラス)

→P.99 参照

## 1 4 交通事故に関する相談・支援

### (1) 交通事故相談所

#### 【内容】

交通事故において発生した損害賠償、示談、保険請求等に関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

福岡県交通事故相談所 (092) 643-3168

北九州市安全・安心推進課 (093) 582-2511

(交通事故相談窓口)

福岡市市民相談室 (092) 711-4097

#### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～16:00（県、北九州市）

月～金（祝日除く） 9:30～16:00（12:00～13:00 除く）（福岡市）

### (2) 一般財団法人福岡県交通安全協会（交通安全活動推進センター）

#### 【内容】

交通事故の処理手続等の相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

福岡県交通安全協会 (092) 641-8880

#### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

### (3) 公益財団法人日弁連交通事故相談センター（福岡県弁護士会法律相談センター）

→P. 97 参照

### (4) 福岡県弁護士会交通事故サポート相談

→P. 98 参照

### (5) 公益財団法人交通事故紛争処理センター

#### 【内容】

交通事故当事者の面接相談をとおして、弁護士や法律の専門家による交通事故の相談・和解の斡旋、審査を行っています。

#### 【問合せ先】

交通事故紛争処理センター福岡支部 (092) 721-0881 ※事前予約制

## (6) 一般社団法人日本損害保険協会

### 【内容】

損害保険全般に関する相談や調停及び交通事故、自賠責保険・自動車保険の請求に関する相談などを行っています。

### 【問合せ先】

そんぽADRセンター (0570) 022-808

そんぽADRセンター九州 (092) 235-1761

### 【開設日時】

月～金（祝日・年末年始除く） 9:15～17:00

## (7) 一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

### 【内容】

弁護士・医師や学識経験者による、保険金支払に関する紛争の調停を行っています。

### 【問合せ先】

自賠責保険・共済紛争処理機構 (0120) 159-700

### 【開設日時】

月～金（祝日・年末年始除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

## (8) 独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）

### 【内容】

自動車事故による重度の後遺障がいにより常時介護が必要となった被害者に対する介護料の支給や、死亡又は重度の後遺障がいとなった被害者の家庭に対する資金貸付などを行っています。

- ① 介護料の支給等 訪問看護等在宅介護サービス、介護用品の購入及び消耗品の購入費用に対する介護料の支給及び短期入院（入所）費用の助成制度があります。
- ② 療護センター運営 脳損傷により重度の後遺障がいにより常時介護が必要となった被害者に対する治療及び介護を行う専門の療護センターを運営しています。
- ③ 各種資金貸付 生活が著しく困窮している家庭を対象とした資金貸付制度として、中学校卒業までの児童がいる家庭を対象とした育成資金貸付、損害賠償の不履行判決等貸付、後遺傷害保険金（共済金）一部立替貸付及び補償金一部立替貸付があります。
- ④ 各種相談・窓口紹介 介護料受給有資格者を対象とした在宅介護等に関する相談や交通遺児等の家庭を対象に身近な生活全般に関する相談を受け付けています。

### 【問合せ先】

自動車事故対策機構福岡主管支所 (092) 451-7751

交通事故被害者ホットライン (0570) 000-738  
聖マリア病院 (委託療護施設) (0942) 35-3322

【開設日時】

自動車事故対策機構 月～金(祝日・年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00

(9) 公益財団法人交通遺児等育成基金

【内容】

16歳未満の自動車事故被害者の遺児が、損害保険金(共済金)から一定の拠出金を払い込むことにより加入できる年金方式の育成給付制度を運営しています。

【問合せ先】

交通遺児等育成基金 (0120) 16-3611  
(03) 5212-4511

【開設日時】

月～金(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00

(10) 公益財団法人交通遺児育英会

【内容】

保護者などが道路上の事故により死亡又は重度の後遺障がいにより働けず、経済的に修学が困難となった高校生以上の子どもを対象とした奨学金制度を運営しています。

【問合せ先】

交通遺児育英会 (0120) 52-1286  
(03) 3556-0773

【開設日時】

月～金(祝日・年末年始及び創立記念日(5月2日)除く) 9:00～17:30

(11) 国土交通省公共交通事故被害者支援室

【内容】

航空、鉄道等公共交通における事故による被害者等への支援の確保を図るため、「公共交通事故被害者支援室」を開設。

- ① 万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための窓口機能
- ② 被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたるコーディネーション機能
  - ・ 被害者の安否情報を収集・整理し、被害者家族へ提供
  - ・ 被害者等のニーズに応じ、事業者等による避難場所・宿泊施設・交通手段の手配等をコーディネート
  - ・ 警察・消防等に被害者等のニーズを伝達
  - ・ 事故当事者である交通事業者に対する指導・助言
  - ・ 事故調査情報、規制の見直しに関する情報の提供

- ・ 生活相談、「心のケア」に関する相談等を受け、関係機関を紹介

**【問合せ先】**

国土交通省公共交通事故被害者支援室      (03) 5253-8969

**【開設日時】**

月～金（祝日・年末年始除く）      9:30～18:15

**(12) 日本司法支援センター（法テラス）**

→P. 99 参照

## 15 外国人に関する相談・支援

### (1) 公益財団法人福岡県国際交流センター

#### 【内容】

在住外国人の方が抱える諸問題について、様々な機関、団体等と連携しながら、問題解決のための相談を行っています。(日本語、英語、中国語、韓国語に対応)

#### 【問合せ先】

公益財団法人福岡県国際交流センター (092) 725-9200

#### 【開設日時】

毎日(年末年始を除く) 10:00~19:00

### (2) 福岡出入国在留管理局

#### 【内容】

外国人人身取引被害者その他の犯罪被害者・関係者からの相談に対して、在留期間の更新などの手続に係る案内などを行っています。

#### 【問合せ先】

審査管理部門 (092) 717-7595

#### 【開設日時】

審査管理部門 月~金(祝日除く) 9:00~16:00

### (3) 外国人のための人権相談(福岡法務局)

→P.85 参照

### (4) 外国人法律相談(福岡県弁護士会)

→P.98 参照

### (5) 福岡市外国人総合相談支援センター(福岡よかトピア国際交流財団)

#### 【内容】

在住外国人から、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子どもの教育等の生活に係る様々な相談を対面又は電話やメールで受け付け、情報提供及び関係機関への案内を行います。

#### 【対応言語】

英語、中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、ドイツ語、イタリア語、ロシア語、ネパール語、タガログ語、マレー語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語、シンハラ語、ヒンディー語、ベンガル語

※電話通訳を含め、22言語で対応します。

※心理カウンセリング、行政書士、弁護士による無料の専門相談も行っていきます。

**【問合せ先】**

福岡市外国人総合相談支援センター (0120) 66-1799

**【相談受付】**

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:30

## 16 人権に関する相談・支援

### (1) 福岡県

#### 【内容】

同和問題をはじめとするさまざまな人権に関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 人権・同和対策局調整課     | (092) 643-3325  |
| ふくおか人権ホットライン    | (092) 724-2644  |
| LGBT電話相談        | (070) 7655-1698 |
| ふくおかレインボーホットライン | (090) 7493-3487 |

#### 【開設日時】

|                               |                  |             |
|-------------------------------|------------------|-------------|
| 人権・同和対策局調整課                   | 月～金（祝日及び年末年始を除く） | 8:30～17:15  |
| ふくおか人権ホットライン                  | 第4金曜日            | 15:00～18:00 |
| ・福岡県弁護士会の弁護士が対応します。           |                  |             |
| LGBT電話相談                      | 第2木曜日・第4土曜日      | 12:00～16:00 |
| ・性的マイノリティの支援に携わっている弁護士が対応します。 |                  |             |
| ふくおかレインボーホットライン               | 第1・第3火曜日         | 15:00～21:00 |
| ・LGBTQ支援団体の専門の相談員が対応します。      |                  |             |

### (2) 北九州市人権推進センター

#### 【内容】

人権に関する様々な相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

|          |                |
|----------|----------------|
| 人権推進センター | (093) 562-5088 |
|----------|----------------|

#### 【開設日時】

|                  |            |
|------------------|------------|
| 月～金（祝日及び年末年始を除く） | 8:30～17:00 |
|------------------|------------|

### (3) 福岡市人権啓発センター

#### 【内容】

人権に関する様々な相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

|          |                |
|----------|----------------|
| 人権啓発センター | (092) 717-1247 |
|----------|----------------|

#### 【開設日時】

|                  |                         |
|------------------|-------------------------|
| 月～金（祝日及び年末年始を除く） | 10:00～12:00、13:00～17:00 |
|------------------|-------------------------|

#### (4) 久留米市人権啓発センター

##### 【内容】

人権に関する様々な相談を受け付けています。

##### 【問合せ先】

人権啓発センター (0942) 30-7500

##### 【開設日時】

月～金（月の末日・祝日・年末年始を除く） 9:30～17:00

#### (5) 福岡法務局

##### 【内容】

人権に関する様々な相談を受け付けています。

【問合せ先】以下のほか、インターネット人権相談及びSNS（LINE）による人権相談もあります。

みんなの人権110番 (0570) 003-110

こどもの人権110番 (0120) 007-110

女性の人権ホットライン (0570) 070-810

外国語人権相談ダイヤル（電話相談） 0570-090-911

・対応時間 平日（年末年始を除く） 9:00～17:00

・対応言語 中国語、韓国語、英語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語およびタイ語

・この電話は民間の多言語電話通訳サービス提供事業者に接続の上、管轄の法務局・地方法務局につながります。

##### 【開設日時】

みんなの人権110番、こどもの人権110番、女性の人権ホットライン

月～金（祝日除く） 8:30～17:15

## 17 警察に関する相談・支援

### (1) 犯罪被害相談「心のリリーフ・ライン」

#### 【内容】

犯罪被害者やその周囲の方々の心のケアを行っています。

#### 【問合せ先】

警察本部被害者支援・相談課 (092) 632-7830

#### 【開設日時】

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45

### (2) 警察安全相談コーナー

#### 【内容】

警察に関する相談、苦情、要望・意見等を受け付けています。

#### 【問合せ先】

警察本部被害者支援・相談課 (092) 641-9110  
または#9110

#### 【開設日時】

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～17:45

### (3) 性犯罪被害相談電話「#8103」（ハートさん）

#### 【内容】

性犯罪被害者やその周囲の方々からの相談を受け付けています。

福岡県内から「#8103」にダイヤルしていただくと、福岡県警察本部の性犯罪被害相談電話に繋がります。

県外の方は、「0120-783-084」をダイヤルしてください。

#### 【問合せ先】

警察本部被害者支援・相談課 「#8103」  
県外の方は、「0120-783-084」

#### 【開設日時】

月～金（祝日、年末年始を除く） 9:00～17:45

被害者支援・相談課の警察官、臨床心理士が対応します。

※上記以外の時間は、警察本部総合当直に従事する警察官が対応します。

※電話の機種によって、使用できない場合があります。

### (4) 少年サポートセンター

#### 【内容】

少年の非行や少年に関する犯罪被害に関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

各少年サポートセンター (P. 130)

各警察署 (P. 136)

**【開設日時】**

月～金（祝日除く） 9:00～17:45

**（５）暴力団追放ダイヤル**

**【内容】**

暴力団犯罪などに関する相談及び情報提供を受け付けています。

**【問合せ先】**

警察本部組織犯罪対策課 (092) 622-0704

北九州市警察部内 (093) 582-8930

各警察署 (P. 136)

**【開設日時】**

月～金（祝日除く） 9:30～17:30

**（６）被害者連絡制度**

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況等について、事件を担当する捜査員が連絡する制度です。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯やひき逃げ事件、交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者又はその遺族が対象です。

**（７）地域警察官による訪問活動**

犯罪被害者等の要望を踏まえた上で訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報提供、防犯指導及び警察に対する要望等の聴取などを行っています。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族が対象です。

**（８）診断書等の費用交付**

犯罪被害者の経済的負担を軽減するため、初診料、処置料、診断書料等について公費で支出する制度です。

傷害等で重傷を負った被害者が対象です。

**（９）再被害防止**

犯罪被害者等が加害者から再び危害を加えられることを防止するため、警戒措置、情報収集及び防犯指導などを行っています。

再被害を受けるおそれが大きく、組織的・継続的な再被害防止措置を講ずる必要がある犯罪被害者等が対象です。

**（１０）性犯罪被害者支援**

女性警察官による捜査、証拠採取における配慮、緊急避妊等の経費負担（初診料、診断書料、緊急避妊費用等）を行っています。

#### （１１）児童虐待対応

児童相談所等の関係機関との適切な連携と役割分担の下で、子どもの保護に当たったり、少年相談専門員、少年補導職員等による児童のカウンセリング、保護者に対する指導等を行っています。

#### （１２）交通事故被害者支援

交通相談窓口を設け、交通事故被害者等からの相談に応じて保険請求・損害賠償制度、被害者支援・救済制度、示談・調停・訴訟の基本的な制度、手続き等の説明や各種相談窓口・被害者支援組織・カウンセリング機関の紹介等を行っています。

#### （１３）DV被害者支援

配偶者からの暴力事案には、裁判所が被害者の申立てにより保護命令を発する際に、裁判所へ書面を提出したり、保護命令を受けた申立人に対して防犯指導等を行っています。

#### （１４）ストーカー被害者支援

つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置、ストーカー行為に対する捜査及び被害者が自ら被害を防止するための援助措置等を行っています。

#### （１５）被害者等の緊急一時避難場所の確保に係る公費負担

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により、緊急かつ一時的に避難するための宿泊場所の確保に要する経費を公費で負担しています。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者又はその遺族が対象です。

#### （１６）解剖に関する公費負担

遺族の負担を軽減するため、事案により、遺体の修復費、執刀医が作成する検案書料、解剖終了後の搬送料等を公費で負担する制度です。

#### （１７）ハウスクリーニング費用の公費負担

遺族の負担を軽減するため、事案により、自宅等が殺人事件の現場となった場合における専門業者による清掃費用を公費で負担する制度です。

#### 【（５）～（１７）の間合せ先】

事件・事故を扱った警察署（P.136）

## 18 暴力団追放に関する支援

### (1) 暴力追放相談

#### 【内容】

暴力団員による不当な行為による被害や暴力団追放運動の推進などに関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター | (092) 651-8938       |
|                       | (092) 651-8988 (FAX) |
| 北九州市安全・安心推進課          | (093) 582-2140       |
| (民事介入暴力相談窓口)          | (093) 582-3889 (FAX) |
| 福岡市暴力追放相談センター         | (092) 711-4076       |
|                       | (092) 711-4083 (FAX) |

#### 【開設日時】

|           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| 月～金（祝日除く） | 9:30～16:30（福岡県暴力追放運動推進センター） |
| 月～金（祝日除く） | 9:00～16:00（北九州市安全・安心推進課）    |
| 月～金（祝日除く） | 10:00～16:00（福岡市暴力追放相談センター）  |

### (2) 福岡県暴力追放運動推進センター被害者等救援資金貸付制度

#### 【内容】

暴力団員による不当な行為により身体、財産に被害を受け、又は暴力団追放運動を推進しようとする団体又は個人に対する下記の各種費用の貸付を行っています。

- ① 暴力団又は暴力団員を当事者の一方として行う訴訟に必要な各種費用の貸付
- ② 暴力団員の不当な行為によって受けた身体的、財産的被害を回復するために必要な各種費用の貸付
- ③ 暴力団又は暴力団員の不当な行為の防止のため、地域住民が団結して行う暴力団排除運動に必要な各種費用及び器材の貸付
- ④ その他暴力団排除活動に関し、必要と認められる各種費用の貸付

#### 【問合せ先】

|                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター | (092) 651-8938       |
|                       | (092) 651-8988 (FAX) |

#### 【開設日時】

|           |            |
|-----------|------------|
| 月～金（祝日除く） | 9:30～16:30 |
|-----------|------------|

## 19 検察庁に関する相談・支援

### (1) 被害者支援員による支援

#### 【内容】

被害者支援員による下記の支援を行っています。

- ① 犯罪被害者相談
- ② 被害者等通知（検察庁の行う被害者等に対する通知）の補助
- ③ 検察官室、法廷等への案内、付添い
- ④ 刑事手続、証人尋問等の説明など被害者等に対する各種情報提供
- ⑤ 被害者支援機関・団体等の紹介

#### 【問合せ先】

福岡地方検察庁被害者ホットライン (092) 734-9080

同小倉支部被害者ホットライン (093) 592-9441

#### 【開設日時】

福岡地方検察庁被害者ホットライン

月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

同小倉支部被害者ホットライン

月～金（祝日除く） 9:00～12:00、13:00～17:00

### (2) 被害者等通知制度

刑事事件の処分結果、裁判結果、加害者の収容先刑事施設、有罪裁判確定後の刑事施設における加害者の処遇状況、加害者の刑事施設からの出所情報等を通知する制度です。

犯罪被害者、その親族等及び事件の目撃者等の参考人（一部の通知を除く）で、通知を希望された方が対象です。

### (3) 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知する制度です。

### (4) 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書（判決書や決定書、逮捕令状や捜索差押令状などの命令書）の閲覧制度です。

### (5) 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は、原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる事件（被害者参加制度参照）の被害者等については、「事件の内容を知ること。」などを目的とする場合でも、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

被害者参加制度の対象とならない事件の被害者等については、民事訴訟等において被害回復のため損害賠償請求権その他の権利を行使するために必要と認められる場合にのみ実況見分調書等を閲覧することができます。

#### **(6) 裁判における意見陳述**

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができる制度です。事前に検察官に希望を申し出る必要があります。

#### **(7) 被害者参加制度**

殺人、傷害、過失運転致死傷等の一定の刑事事件について、あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、「被害者参加人」として公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、被害者参加制度を利用して、被害者参加人が公判期日等に出席した場合の旅費（交通費）及び日当が支給されます。

なお、被害者参加人としての行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP.100参照）は、国が報酬等を負担する弁護士の選定を求めることができます（国選被害者参加弁護士制度）。

#### **(8) 被害者情報の保護**

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

令和6年2月15日から、犯罪被害者等の情報を保護するため、性犯罪等、一定の事件では、刑事手続全体を通じて、被害者等の個人特定事項を被疑者等に秘匿する制度が始まりました。

#### **(9) 同種余罪事件の公判記録の閲覧・コピー**

起訴された刑事事件に余罪がある場合で、当該余罪事件による被害に対する損害賠償請求をするために必要があり、裁判所が相当と認めるときには、起訴された刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます。

#### **(10) 被害回復給付金支給制度**

財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産（犯罪被害財産）については、その犯罪が組織的に行われた場合や、犯罪被害財産が偽名の口座に隠匿されるなどいわゆるマネー・ローンダリングが行われた場合には、犯人からはく奪した犯罪被害財産を金銭化してその事件により被害を受けた方などに、その申請に基づき被害回復給付金を支給しています。

刑事裁判で認定された財産犯等の犯罪行為の被害者等のほか、そうした犯罪行為と一

連の犯行として行われた財産犯等の犯罪行為の被害者等が対象です。

なお、後記27「犯罪被害者等に対する給付金・支援金等」とは別の制度です。

【(2)～(10)の問合せ先】

事件を扱った検察庁 (P. 145、P. 149)

## 20 海上保安庁に関する相談・支援

### (1) 犯罪被害者等への情報提供（被害者連絡制度）

刑事手続及び犯罪被害者等のための制度、被疑者検挙までの捜査状況、被疑者の検挙状況、逮捕被疑者の処分状況について、事件を担当する捜査員が連絡する制度です。

殺人、傷害、性犯罪等の身体犯や海難死亡事件の被害者又はその遺族が対象です。

### (2) 経済的負担の軽減（解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度）

司法解剖が行われた場合、切開痕等を目立たせないように遺体を修復するための経費や遺体を遺族の希望する場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度です。

### (3) 犯罪被害者等の安全確保

犯罪被害者等の方々からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全の確保、精神的負担の軽減等に配慮し、安心して事情聴取に応じられるよう必要な措置を講じています。また、性犯罪被害者については、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。

#### 【問合せ先】

事件を扱った海上保安部又は海上保安署（P. 143）

## 2 1 裁判所における配慮

### (1) 裁判の優先的傍聴

傍聴希望者が多い刑事事件で傍聴券が必要となった際、犯罪被害者等から事前に傍聴を希望する旨の申出があった場合には、優先的に傍聴席が確保されるよう配慮しています。

### (2) 事件記録の閲覧・コピー

原則として、刑事事件の記録の閲覧、コピーをすることができます（収入印紙150円、別途コピー代必要）。

### (3) 公判における意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情等の意見を述べることができる制度です。

事前に検察官に希望を申し出る必要があります。

### (4) 公判における不安緩和措置

事案によっては、法廷で証言する際、心理カウンセラーや民間団体の支援者、検察庁の被害者支援員、家族、教師等裁判所が認めた者に付き添ってもらうことや、被害者等と被告人・加害者や傍聴席との間について立てを置くこと、法廷とテレビ回線で結ばれた別室から証言することができます。

### (5) 損害賠償命令制度

殺人、傷害等の一定の刑事事件について、その刑事事件を担当している地方裁判所に対し、被告人に損害賠償を命じる旨の申立てをすることができる制度です

（収入印紙2,000円ほか必要）。

### (6) 情報の保護

性犯罪等の刑事事件について、公開の法廷で被害者の氏名等を明らかにしないように求めることができ、裁判所の決定があった場合、起訴状の朗読等の訴訟手続は、被害者の氏名等を明らかにしない方法で行われます。

### (7) 被害者参加制度

あらかじめ検察官に申し出て裁判所の許可を得た場合、公判期日に出席することができるほか、一定の要件の下で、被告人等に質問したり、事実又は法律の適用について意見を述べたりすることができます。また、これらの行為を弁護士に委託することもできますが、弁護士に依頼するお金がない場合（要件についてはP.100参照）は、国が報酬等を負担する弁護士（国選被害者参加弁護士）の選定を求めることができます。

なお、公判期日に参加した場合でも、被害者のプライバシーを保護するため、被害者

を特定する事項（氏名、住所等）を秘匿する取扱いもされています。

#### **（８）刑事和解**

被告人との間で、事件に関する損害賠償などの民事上の争いについて示談（和解）ができた場合には、被告人と共同して、事件を審理している刑事裁判所に対し、示談の内容を公判調書に記載することを求める申立てをすることができる制度です（収入印紙２，０００円ほか必要）。

示談の内容が記載された公判調書には、民事裁判で和解ができたのと同じ効力があります。

#### **（９）少年事件記録の閲覧・コピー**

許可を受けて少年事件記録の閲覧、コピーができます（収入印紙１５０円、別途コピー代必要）。

#### **（１０）少年事件に関する意見陳述**

家庭裁判所に事件が送られてきた後、少年の処分が決まるまでの間に裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情や事件に関する意見を述べることができる制度です。

事前に家庭裁判所に申し出る必要があります。

#### **（１１）審判状況の説明**

少年事件において、審判期日における審判の状況について説明を受けることができる制度です。

#### **（１２）審判傍聴**

少年事件のうち、一定の重大事件（被害を受けた方が亡くなったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件）については、裁判所の許可により、審判の傍聴をすることができる制度です。

事前に家庭裁判所に申し出る必要があります。

#### **（１３）審判結果の通知（少年事件）**

少年事件において、少年に対する処分結果等の通知を受けることができる制度です。

#### **【問合せ先】**

事件を扱った裁判所（P. 146～、P. 149）

## 2 2 その他刑事手続に関する申立制度

### (1) 検察審査会

検察官による不起訴処分に不服がある犯罪被害者や告訴人などは、その不起訴処分が妥当であるかどうかの審査を検察審査会に対して求めることができます。

検察審査会の審査の結果（起訴相当、不起訴不当などの議決）を受けて、検察官が再度事件を捜査した上で被疑者を起訴することがあります。

また、「起訴相当」の議決に対して検察官が不起訴としたり、一定期間内に処分をしない場合には、検察審査会は再度審査を行い、その結果、起訴をすべきとの議決（起訴議決）をしたときは、検察官の判断にかかわらず起訴の手続がとられます。この場合は、裁判所が指定する弁護士が検察官の職務を代わって行うこととなります。

#### 【問合せ先】

各検察審査会（P. 147）

### (2) 付審判請求

一定の事件につき検察官による不起訴処分に不服がある告訴・告発人が、裁判所に対して被疑者の起訴を求めることができる制度です。不起訴処分の通知を受けた日から7日以内に、担当検察官を通じて申し立てる必要があります。

裁判所による起訴を認める決定があった場合には、被疑者は検察官の判断に関わりなく起訴されます。この場合は、裁判所が指定する弁護士が検察官の職務を代わって行うこととなります。

※ 公務員の職権濫用や警察官・検察官・刑務官などによる職務執行上の傷害・暴行などの事件が対象です。

#### 【問合せ先】

事件を扱った検察庁（P. 145）

事件を扱った検察庁の事件を管轄する裁判所（P. 146）

## 2 3 弁護士会における犯罪被害者等支援

### (1) 犯罪被害者法律相談

#### 【内容】

犯罪被害者を対象とした無料電話相談又は面接相談（初回のみ無料）による法律相談を行っています。

#### 【問合せ先】

福岡県弁護士会犯罪被害者支援センター (092) 738-8363

#### 【開設日時】

毎週月曜日～金曜日（祝日除く） 16:00～19:00

### (2) 子どもの人権相談

#### 【内容】

子どものための人権相談を行っています。

#### 【問合せ先】

子どもの人権110番 (092) 752-1331

#### 【開設日時】

土曜日 12:30～15:30

### (3) 高齢者・障害者法律相談

#### 【内容】

高齢者・障がい者のための法律相談ほかさまざまな法的支援を行っています。

#### 【問合せ先】（あいゆう無料電話相談）

福岡・北九州・筑豊 (092) 724-7709

筑後 (0942) 46-2667

### (4) 消費者法律相談

#### 【内容】

一般消費者などからの法律相談を行っています。

#### 【問合せ先】

各法律相談センター (P. 148)

### (5) 公益財団法人日弁連交通事故相談センター（福岡県弁護士会法律相談センター）

#### 【内容】

交通事故当事者からの法律相談や示談の斡旋、審査を行っています。

#### 【問合せ先】

各法律相談センター (P. 148)

#### (6) 福岡県弁護士会交通事故サポート相談

##### 【内容】

交通事故当事者からの法律相談を行っています。

##### 【問合せ先】

交通事故サポート相談 (092) 741-2270

##### 【開設日時】

|      |           |             |
|------|-----------|-------------|
| 電話受付 | 月・火（祝日除く） | 13:00～15:30 |
|      | 水～金（祝日除く） | 13:00～16:00 |

#### (7) 外国人法律相談（福岡県弁護士会）

##### 【内容】

外国人の為の法律相談（無料面接相談）を行っています。（事前予約制）

##### 【問合せ先】

外国人法律相談センター (092) 737-7555

##### 【予約受付日時】

月～金（祝日除く） 10:00～16:00（日本語）

※ 第2木曜 10:00～13:00 は中国語・韓国語・ベトナム語、  
第4木曜 10:00～13:00 は中国語及び英語も対応

#### (8) 一般法律相談（福岡県弁護士会）

##### 【内容】

面接相談又は内容によっては電話相談による法律相談を行っています。

##### 【問合せ先】

福岡県弁護士会（P.148）

## 2 4 日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者支援

### （１）情報提供

#### 【内容】

犯罪被害にあわれた方やご家族、ご遺族（犯罪被害者等）が、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、

①法制度の紹介・・・刑事手続の流れなどに関する情報や相談者が利用し得る経済的支援制度（日弁連委託法律援助、国選被害者参加弁護士制度、民事法律扶助制度等）について無料で情報提供

②支援窓口の案内・・・被害者が求める支援内容（どこで、どのような支援を、どのように受けられるか等）のほかに、最適な窓口紹介や関係機関への橋渡し

③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介や、経済的支援制度の利用についての取次ぎ

などを行っています。

#### 【問い合わせ先】

法テラス福岡 (0570) 078359

法テラス北九州 (0570) 078360

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

(0120) 079714

#### 【開設日時】

法テラス福岡、法テラス北九州 月～金（祝日除く） 9:00～17:00

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル

月～金（祝日除く） 9:00～21:00

土（祝日除く） 9:00～17:00

### （２）日弁連委託法律援助（犯罪被害者法律援助）

#### 【内容】

殺人、傷害、性犯罪、配偶者暴力（DV）、ストーカー等一定の犯罪被害者等及びその親族若しくは遺族を対象に、刑事及び少年審判等の手続・行政手続について弁護士による援助を実施するという制度です。

利用を希望される方が、資力（現金、預金などの流動資産の合計価額）から犯罪行為を原因として1年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費等）を差し引いた額が300万円以下という条件を満たす場合に、刑事裁判や行政手続等の活動に関する弁護士費用等の援助を行います。

ただし、財産犯の被害者は原則として援助の対象となりません。また、損害賠償を目的とするもの、DV事件にかかる裁判所の保護命令申立事件は、民事事件ですので民事法律扶助（後述）の対象となります。

#### 【問合せ先】

法テラス福岡 (0570) 078359

**【開設日時】**

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

**(3) DV等被害者法律相談援助制度**

**【内容】**

特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている疑いがあると認められる者に対して、再被害を防止するために速やかに弁護士による法律相談を実施する制度です。民事だけでなく、刑事に関する相談も可能です。

相談を希望される方の資力（法律相談実施時に有する処分可能な現金及び預貯金の合計額から、特定侵害行為を原因として1年以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費など）を差し引いた額）が300万円を超える場合は、相談実施後に相談料（5,000円＋税）をご負担いただきますが、超えない場合は無料で受けることができます。

**【問い合わせ先】**

法テラス福岡 (0570) 078359

法テラス北九州 (0570) 078360

**【開設日時】**

法テラス福岡、法テラス北九州 月～金（祝日除く） 9:00～17:00

**(4) 国選被害者参加弁護士制度**

**【内容】**

一定の犯罪の被害者などが、裁判所の決定により、公判期日に出席して意見陳述や被告人に対する質問を行うなど、刑事裁判に直接参加することができる「被害者参加制度」において、経済的に余裕がない被害者参加人を対象に、弁護士による援助が受けられるよう、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する制度です。

この制度の対象となる罪は、①殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、②強姦（現：不同意性交等）、強制わいせつ（現：不同意わいせつ）などの罪③自動車運転過失致死傷などの罪、④逮捕及び監禁の罪、⑤略取、誘拐、人身売買などです。また、制度の利用にあたっては、被害者参加人の方が、資力（現金、預金などの流動資産の合計価額）から犯罪行為を原因として6ヶ月以内に支出することとなると認められる費用の額（治療費等）を差し引いた額が200万円未満であるという条件を満たす必要があります。

法テラスでは、被害者参加人などからの申請があったときは、被害者参加人から国選被害者参加弁護士の選定に関する意見を聴取し、その意見を踏まえ国選被害者参加弁護士の候補を選定して裁判所に指名通知します。

**【問い合わせ先】**

法テラス福岡 (0570) 078359

法テラス北九州 (0570) 078360

**【開設日時】**

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

**（５）被害者参加旅費等支給制度**

**【内容】**

被害者参加制度を利用して公判期日等に出席した被害者参加人に、国がその旅費（交通費）と日当を支給する制度です。公判への出席に必要であると認められる場合は、宿泊料も支給されます。

この制度の利用にあたっては、資力が一定額以下であることなどの要件はありません。被害者参加制度を利用して公判期日等に出席された被害者参加人であれば、どなたでも旅費等を請求することができます。ただし、被害者参加人であっても傍聴席で傍聴していた場合は、支給対象外となりますのでご注意ください。

**【問い合わせ先】**

公判等に出席した又は出席する予定の場合は、担当の検察庁・裁判所

上記以外は法テラス犯罪被害者支援ダイヤル (0120) 079714

**【開設日時】**

法テラス犯罪被害者支援ダイヤル 月～金（祝日除く） 9:00～21:00

土（祝日除く） 9:00～17:00

**（６）民事法律扶助制度**

**【内容】**

犯罪を受けたことによる損害賠償請求・損害賠償命令の申立やDVにおける保護命令申立は民事事件となります。これら民事事件の手續について弁護士による援助を希望する場合、資力が一定額以下であるなど一定の条件を満たす方を対象に、法テラスが弁護士費用等の立替えを行います。

**【問合せ先】**

法テラス福岡 (0570) 078359

法テラス北九州 (0570) 078360

**【開設日時】**

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

## 25 その他法的トラブルに関する相談・支援

### (1) 一般法律相談（福岡県）

#### 【内容】

県民を対象とした弁護士による無料法律相談（1人30分程度の面接方式、事前予約制、企業や法人等としての相談・刑事事件に関する相談を除く）を県下5ヵ所で行っています。

市町村においても同様の相談を行っている自治体があります。

#### 【問合せ先】

福岡県総務部県民情報広報課 (092) 643-3103

### (2) 一般法律相談（福岡市）

#### 【内容】

市民及び福岡市内に通勤・通学される方を対象とした弁護士による無料法律相談（1人25分の面接方式、事前予約制）を市役所と区役所で行っています。

#### 【問合せ先】

福岡市市長室広聴課 (092) 711-4067

### (3) 一般法律相談（福岡県弁護士会）

→P. 98 参照

### (4) 司法書士会総合相談センター（福岡県司法書士会）

#### 【内容】

県民が抱える様々な法律問題を気軽に相談できる窓口として県下6箇所に設置しています。借金などの多重債務問題、悪質商法などの消費者問題、成年後見制度、相続や会社設立の登記相談など、司法書士が相談に応じています。また、最寄りの司法書士の紹介などを行っています。

#### 【問合せ先】

福岡県司法書士会 (P. 148)

### (5) 司法書士相談（福岡市）

#### 【内容】

市民及び福岡市内に通勤・通学される方を対象とした司法書士による無料司法書士相談（1人30分の面接方式、事前予約制）を区役所で行っています。

#### 【問合せ先】

福岡市市長室広聴課 (092) 711-4067

## 26 保護観察等に関する相談等

### (1) 意見等聴取制度

加害者の仮釈放又は少年院からの仮退院等の審理を行う地方更生保護委員会に対して、意見や被害についての心情を述べる制度です。内容について、加害者に伝わることはありません。仮釈放等の可否判断や、仮釈放等が許された場合の処遇内容の決定等に当たり考慮されます。

### (2) 心情等聴取・伝達制度

被害に関する心情、犯罪被害者等の置かれている状況、保護観察中の加害者の生活や行動に関する意見を聴きます。希望があれば、加害者に伝える制度です。加害者への心情等の伝達を希望される場合は、加害者が被害の実情などに向き合い、反省や償いの意識を深めるように指導を行います。加害者への伝達を希望しない場合、聴取した心情等は、加害者の保護観察を担当する保護観察官に伝えられ、保護観察を実施する上での指導等で考慮されます。なお、伝達を希望しない場合、心情等聴取・伝達制度を利用したことが加害者に伝わることはありません。

### (3) 加害者に対する情報の通知制度

加害者の仮釈放等を審理する地方更生保護委員会から、仮釈放等審理の開始やその結果を通知し、加害者の保護観察を実施する保護観察所から、保護観察中の加害者の処遇状況に関する事項を通知する制度です。

### (4) 相談・支援

被害者等の不安や悩み事を聴き、利用可能な制度や手続等に関する情報を提供したり、より適切な関与を行う関係機関等の紹介等を行っています。

#### 【問合せ先】

(1) (3) 九州地方更生保護委員会 被害者専用電話 (092) 761-7822

(2) ~ (4) 福岡保護観察所被害者相談支援室 (092) 737-6963

#### 【開設日時】

月～金（祝日、年末年始を除く） 8：30～17：15

### (5) 被害者等通知制度（矯正管区、少年院）

#### 【内容】

少年院送致処分を受けた加害者の処遇状況等の通知を希望する被害者等に対して、加害少年の収容されている少年院の名称及び所在地、教育予定期間、個人別教育目標、出院年月日等を通知しています。

#### 【問合せ先】

|          |                |
|----------|----------------|
| 福岡矯正管区   | (092) 661-1137 |
| 福岡少年鑑別所  | (092) 541-7934 |
| 小倉少年鑑別支所 | (093) 965-1112 |
| 福岡少年院    | (092) 565-3331 |
| 筑紫少女苑    | (092) 607-5695 |

#### (6) 加害者との外部交通に関する相談（矯正管区、刑務所）

##### 【内容】

犯罪被害者等から、加害者である被収容者との外部交通（面会、信書の発受）に関する相談に対して、その一般的な取扱いについての説明を行っています。

##### 【問合せ先】

|          |                |
|----------|----------------|
| 福岡矯正管区   | (092) 661-1137 |
| 北九州医療刑務所 | (093) 963-8131 |
| 福岡刑務所    | (092) 932-0395 |

#### (7) 刑の執行段階等における被害者の心情等の聴取・伝達制度

##### 【内容】

矯正施設（刑務所・少年院）に収容中の加害者に対し、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び当該受刑者（在院者）の生活及び行動に関する意見等を矯正施設の職員が聴いて、加害者（受刑者等）に伝える制度です。

##### 【問合せ先】

|          |                |
|----------|----------------|
| 福岡矯正管区   | (092) 661-1137 |
| 北九州医療刑務所 | (093) 963-8131 |
| 福岡刑務所    | (092) 932-0395 |
| 福岡拘置所    | (092) 821-0636 |
| 福岡少年院    | (092) 565-3331 |
| 筑紫少女苑    | (092) 607-5695 |
| 福岡少年鑑別所  | (092) 541-7934 |
| 小倉少年鑑別支所 | (093) 965-1112 |

## 27 犯罪被害者等に対する給付金・支援金等

### (1) 犯罪被害者等給付金

#### 【対象】

通り魔殺人などの故意の犯罪行為により、不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない犯罪被害者又は遺族を対象とした制度です。

ただし、『親族の間で行われた犯罪』『犯罪被害の原因が犯罪被害者にもあるような場合』『他の公的給付（労災保険、自賠責保険、災害共済給付など）や損害賠償を受けた場合』などについては、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

#### 【内容】

- ① 遺族給付金 犯罪行為によって、亡くなられた犯罪被害者遺族が対象となります。給付金を受けられる遺族には範囲と順位があります。（原則として、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の順）  
給付金の額は、犯罪被害者の年齢や勤労による収入額などに基づいて算定されます。
- ② 重傷病給付金 犯罪行為によって、重傷病を負った犯罪被害者本人が対象となります。重傷病とは、加療1ヶ月以上、かつ、入院3日以上を要する負傷又は疾病（ただし、犯罪被害に起因するPTSD等の精神疾患である場合は、加療1ヶ月以上で、かつ、その症状の程度が3日以上以上の労務に服することができない程度であった場合には入院期間がなくても対象となります。）をいいます。  
給付金の額は、3年を限度とした保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合算額です。
- ③ 障害給付金 犯罪行為によって、身体に法令に定める障害（第1級～第14級）が残った犯罪被害者本人が対象となります。  
給付金の額は、障害の程度及び犯罪被害者の年齢や勤労による収入額などに基づいて算定されます。

#### 【問合せ先】

|                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| 警察本部被害者支援・相談課     | (092) 641-4141 (代)     |
| 福岡犯罪被害者総合サポートセンター | (092) 409-1356 (福岡窓口)  |
|                   | (093) 582-2796 (北九州窓口) |
|                   | (0942) 39-4416 (筑後窓口)  |
|                   | (0948) 28-5759 (筑豊窓口)  |

#### 【開設日時】

|                   |                           |
|-------------------|---------------------------|
| 警察本部被害者支援・相談課     | 月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:45 |
| 福岡犯罪被害者総合サポートセンター | 月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～16:00 |

#### 【その他】

本給付金の支給申請に当たっては、公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター（福岡犯罪被害者総合サポートセンター）による申請補助を受けることができます。

## （２）犯罪被害者等に対する支援金（公益財団法人犯罪被害救援基金）

### 【対象】

現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神に則り特別な救済を図る必要があると認められるにもかかわらず、加害者からの賠償又は犯罪被害者等給付金その他の公的な救済制度若しくは保険による補填を受けることができない方を対象として、特に支援金を支給する事業です。

### 【問合せ先】

公益財団法人犯罪被害救援基金 (03) 5226-1020

### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

## （３）犯罪被害者等見舞金

### 【対象】

日本国内において行われた人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方の遺族又は傷害を負った方に対して、見舞金を給付する制度です。

### 【問合せ先】

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

性暴力・犯罪被害対策係 (092) 289-9395

福岡犯罪被害者総合サポートセンター (092) 409-1356

各市町村（P.131）犯罪被害者支援担当課

※見舞金制度導入市町村（令和6年4月1日現在）

大牟田市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、宗像市、古賀市、うきは市、  
嘉麻市、みやま市、桂川町、大木町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福  
智町、苅田町

### 【開設日時】

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

性暴力・犯罪被害対策係 月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

福岡犯罪被害者総合サポートセンター 月～金（祝日・年末年始を除く）9:00～16:00

## （４）損害賠償請求訴訟再提訴費用助成

### 【対象】

殺人及び心身に重大な損害を与える犯罪等の犯罪被害者等が行う損害賠償請求訴訟に係る再提訴に要する費用を助成する制度です。

### 【問合せ先】

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課

性暴力・犯罪被害対策係

(092) 289-9395

## 28 奨学金・学校給付金に関する相談・支援

### (1) 公益財団法人犯罪被害救援基金

#### 【対象】

犯罪被害者遺児等に対する学資の給与及び奨学生とその保護者からの生活相談などを行っています。

#### 【問合せ先】

犯罪被害救援基金電話相談コーナー (03) 5226-1020 (生活相談)

#### 【開設日時】

月～金(祝日除く) 9:00～17:00

### (2) 独立行政法人日本学生支援機構

#### 【対象】

経済的理由により修学が困難な学生等に対して、奨学金の貸与を行っています。入学前に申し込む予約採用(高等学校、専修学校以外)、年度当初に申し込む在学採用及び災害や家計支持者の死亡その他特別の事情が生じた場合における緊急・応急採用があります。

#### 【問合せ先】

在籍している学校

又は日本学生支援機構九州支部 (092) 282-1010

### (3) 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団

#### 【対象】

経済的理由により修学が困難な高等学校又は同等の課程に通学する学生に対して、入学支度金及び奨学金の貸与を行っています。入学前に申し込む予約募集、在学中に申し込む在学募集及び災害や家計支持者の死亡その他特別の事情が生じた場合における緊急募集があります。(入学支度金貸与は予約募集のみです。)

#### 【問合せ先】

在籍している学校

又は福岡県教育文化奨学財団福岡支所 (092) 641-7326

#### 【開設日時】

月～金(祝日除く) 8:30～17:45

#### (4) あしなが育英会

##### 【対象】

病気・災害・自殺などにより保護者を亡くしたり、重度後遺障がいにより働けない保護者の家庭の遺児等に対して、奨学金の貸与を行っています。入学前に申し込む予約採用及び在学中に申し込む在学採用があります。また、私立学校入学者を対象とした入学一時金貸与もあります。

※ 交通事故の遺児等は対象外です。

##### 【問合せ先】

在学している学校

又はあしなが育英会業務課 (03) 3221-0888

#### (5) 独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害共済給付金）

##### 【対象】

学校・保育所等の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障がい又は死亡）に対して災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給）を行います。

##### 【問合せ先】

在学している学校

又は日本スポーツ振興センター福岡支所 (092) 738-8725

#### (6) 公益財団法人福岡市教育振興会

##### 【対象】

保護者が福岡市民で、経済的な理由により修学が困難な高等学校等（福岡県内の高等学校（通信制の課程は福岡県外を含む。）、高等専門学校、専修学校高等課程）に通学する学生に対して、入学資金及び奨学金の貸与を行っています。（入学前に申し込む予約募集のみです。）

##### 【問合せ先】

在学している学校

又は福岡市教育振興会 (092) 721-1709

##### 【開設日時】

月～金（祝日除く） 9:00～17:00

## 29 労働・就職に関する相談・支援

### (1) 労働相談（福岡県労働者支援事務所）

#### 【内容】

解雇、いじめ、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなど、働く上でのさまざまな相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

各労働者支援事務所（P. 130）

#### 【開設日時】

月～金（祝日除く）

8:30～17:15

水（祝日の場合は翌日）

17:15～20:00 【夜間電話相談】

### (2) 労働相談（福岡労働局）

#### 【内容】

①解雇、いじめ、パワーハラスメントなど働くうえでの相談を受け付けています。

②職場における性別を理由とする差別やセクシャルハラスメント、妊娠、出産、育児・介護休業等を理由とする解雇や不利益取り扱いなどに関する相談を受け付けています。

#### 【問合せ先】

①各総合労働相談コーナー

各労働基準監督署（P. 142）

福岡労働局雇用環境・均等部指導課（092）411-4764

②福岡労働局雇用環境・均等部指導課（092）411-4894

③外国人労働相談コーナー（英語のみ）（092）411-4862

#### 【開設日時】

外国人労働相談コーナー

毎週火曜日、第2・第4木曜日（祝日除く）

9:00～16:00

### (3) 公共職業安定所（ハローワーク）

#### 【内容】

求職者に対する職業相談及び就職支援を行っています。

#### 【問合せ先】

各ハローワーク（P. 142）

### (4) 福岡市就労相談窓口

#### 【内容】

区役所市民相談室内など各区に設置している就労相談窓口において、15歳以上の求職者を対象に、担当制による個別の就職相談を行うほか、就職に役立つセミナーや求人

紹介などを行っています。

**【問合せ先】**

福岡市就労相談窓口 (092) 733-0717

**【開設日時】**

東区（東区役所2階） 火、水、金 9:00～17:00

博多区（福岡商工会議所ビル1階） 月～金 9:00～17:00

中央区（中央区役所1階） 火、水 9:00～17:00

南区（福岡市男女共同参画推進センター・アミカス1階）  
月～金 9:30～18:00

城南区（城南区役所2階） 月、火 9:00～17:00

早良区（早良区役所2階） 木、金 9:00～17:00

西区（西区役所1階） 月～水 9:00～17:00

※祝日、年末年始等を除く。12:00～13:00（休憩時間）を除く。

※南区はアミカス休館日を除く。

**（５）雇用保険**

**【内容】**

雇用保険の被保険者が失業した場合に支給されます。失業給付（基本手当）以外にも、就職促進のための就業手当、再就職手当、就業促進定着手当及び常用就職支度手当があります。また、病気やけが、妊娠、出産、育児（3歳未満）等やむを得ない理由により就職できない場合には、受給期間の延長制度があります。

なお、一定期間の被保険者期間が必要などの支給要件があります。

**【問合せ先】**

各ハローワーク（P.142）

又は福岡労働局職業安定課 (092) 434-9801

**（６）労働基準監督署（労働災害給付、労働条件に関する相談等）**

**【内容】**

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等における労災保険の給付や労働条件に関する相談などを行っています。

**【問合せ先】**

各労働基準監督署（P.142）

又は福岡労働局労災補償課 (092) 411-4799

**（７）障害者就業・生活支援センター**

**【内容】**

身近な地域で、就職、保健、福祉、教育等の関係機関とのネットワークを形成し、障がいのある方々を就業面、生活面で一体的に支援します。

**【問合せ先】**

各障害者就業・生活支援センター (P.156)

**(8) 福岡市立障がい者就労支援センター**

**【内容】**

障がいのある方の一般就労を進めるため、就労支援コーディネーターやジョブコーチによる個別相談や関係機関との連携を通して、本人の就職のサポートや就職後の職場定着を支援します。原則として、福岡市内在住で就職を希望する又は就労中の15歳以上の障がいのある方及びその家族を対象とします。

**【問合せ先】**

福岡市立障がい者就労支援センター (092) 711-0833

**【開設日時】**

月～土(祝日、年末年始除く) 9:00～18:00

**(9) 福岡県若者就職支援センター**

**【内容】**

学生も含め、概ね39歳までの方を対象とした就職支援を行っています。個別就職相談とセミナーなど就職に至るまでのサービスをワンストップで提供しています。

**【問合せ先】**

福岡センター (092) 720-8830

北九州ブランチ (093) 531-4510

筑豊ブランチ (0948) 23-1143

筑後ブランチ (0942) 33-4435

**【開設日時】**

福岡センター 月～金(年末年始除く) 10:00～18:00

土日祝日(年末年始除く) 10:00～17:00

北九州ブランチ 月～土(祝日、年末年始除く) 10:00～18:00

筑豊ブランチ 月～火・木～土(年末年始除く) 10:00～18:00

筑後ブランチ 月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～18:00

土(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00

**(10) 福岡県中高年就職支援センター**

**【内容】**

概ね40歳から64歳までの方を対象に、個別就職相談、職業相談・職業紹介、職業能力向上のための講座、個別企業面接会等の就職支援をワンストップで行っています。

**【問合せ先】**

福岡県中高年就職支援センター (092) 477-6088

**【開設日時】**

月～金（祝日、年末年始除く） 9:30～18:00

### （11）地域若者サポートステーション

#### 【内容】

15歳から49歳までの無業の方を対象に、個別相談、ビジネスマナー等の研修、就労体験等により、職業的自立に向けた支援を行っています。

#### 【問合せ先】

福岡若者サポートステーション (092) 739-3405

北九州若者サポートステーション (093) 512-1871

筑後若者サポートステーション (0942) 30-0087

筑豊若者サポートステーション (0948) 21-6830

#### 【開設日時】

月～土（祝日、年末年始除く） 10:00～17:00

### （12）福岡県子育て女性就職支援センター

#### 【内容】

就職を希望する子育て中の女性等に対し、就職相談から就職支援情報・保育情報の提供、就職サポートセミナーの開催や求人開拓、就職あっせんまできめ細かな就職支援を一貫して行っています。

#### 【問合せ先】

福岡県子育て女性就職支援センター

福岡 (092) 725-4034

北九州 (093) 533-6637

筑後 (0942) 38-7579

筑豊 (0948) 22-1681

#### 【開設日時】

月～金（祝日、年末年始除く） 8:30～17:15

※北九州センターのみ 10:00～18:00

### （13）福岡県生涯現役チャレンジセンター

#### 【内容】

職場や地域で活躍したい高齢者のための総合支援拠点です。専門相談員が一人ひとりの希望にあった進路を提案・仲介します。

#### 【問合せ先】

福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課 (092) 643-3593

福岡県生涯現役チャレンジセンター

福岡オフィス (092) 432-2577

北九州オフィス (093) 513-8188

久留米オフィス (0942) 36-8355

飯塚オフィス (0948) 21-6032

**【開設日時】**

月～金 9:30～18:00 (祝日、年末年始を除く。)

※飯塚オフィスのみ 9:30～12:00、13:00～18:00

**(14) 若者ワークプラザ北九州**

**【内容】**

若年者(概ね40歳まで)の就業相談、就業情報提供、就職支援講座の開催などを行っています。

**【問合せ先】**

若者ワークプラザ北九州 (093) 531-4510

**【開設日時】**

月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～17:00

**(15) 北九州市高年齢者就業支援センター**

**【内容】**

高年齢者の就業相談などを行っています。

**【問合せ先】**

高年齢者就業支援センター (093) 882-5400

**【開設日時】**

月～金(祝日除く) 9:00～16:30

**(16) 高等職業訓練促進給付金等事業**

**【内容】**

児童扶養手当受給の所得水準にあるなどの一定の条件を満たす母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師・准看護師等、養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和6年3月31日までに修業を開始する場合は6か月以上)のカリキュラムを修業することが必要とされている資格取得のために修業する場合に、修業開始から48ヶ月を上限に毎月一定額を支給します。また、修了後には修了支援金を支給します。

**【問合せ先】**

各保健福祉(環境)事務所(P.134)(郡部のみ)

各市区福祉事務所(P.138)

**【開設日時】**

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15(県)

**(17) 高等職業訓練促進資金貸付事業**

**【内容】**

#### ①高等職業訓練促進資金

高等職業訓練促進給付金の受給者の方を対象に、修業するために必要な入学準備金の貸付や、就職のために必要な就職準備金の貸付を行います。

なお、養成機関での修業終了後、資格取得日から1年以内に資格が必要な仕事に就き、5年間従事した場合は、返還は免除されます。

#### ② 住宅支援資金

「母子・父子自立支援プログラム」の策定者の方を対象に、住居費支援として12か月の範囲内で貸付を行います。

なお、貸付を受けた日から1年以内に就職等をし、1年間引き続き就業を継続した場合は、返還は免除されます。

#### 【問合せ先】

福岡県社会福祉協議会 (092) 584-3377 (政令市を除く)

北九州市社会福祉協議会 (093) 882-4405 (北九州市)

福岡市社会福祉協議会 ※①高等職業訓練促進資金について

(092) 751-1121 (福岡市)

福岡市子ども未来局子ども家庭課 ※②住宅支援資金について

(092) 711-4238

#### (18) 自立支援教育訓練給付金

##### 【内容】

児童扶養手当受給の所得水準にあるなどの一定の条件を満たす母子家庭の母及び父子家庭の父が、厚生労働大臣指定の教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金が支給される制度です。

##### 【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P.138)

##### 【開設日時】

月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 (県)

#### (19) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

##### 【内容】

児童扶養手当支給の所得水準にあるなどの一定の条件を満たす母子家庭の母及び父子家庭の父またはその児童が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講し修了した場合に、受講修了時給付金が支給される制度です。また、受講修了時給付金を受給された方が、高卒認定試験の全科目に合格した場合、合格時給付金を支給します。

##### 【問合せ先】

各保健福祉(環境)事務所 (P.134) (郡部のみ)

各市区福祉事務所 (P.138)

**【開設日時】**

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15（県）

※お住まいの市によっては実施していない場合もあります。

**（20）ひとり親サポートセンター****【内容】**

ひとり親家庭の親などに対して、①就業相談やハローワークとタイアップした就職あっせん、②自立支援プログラムの作成、③就業支援講習会の開催などの就職支援を行っています。

**【問合せ先】**

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 福岡県ひとり親サポートセンター  | (092) 584-3931 |
| 同 飯塚ランチ          | (0948) 21-0390 |
| 久留米ひとり親サポートセンター  | (0942) 32-1140 |
| 福岡市立ひとり親家庭支援センター | (092) 715-8805 |
| 北九州市立母子・父子福祉センター | (093) 871-3224 |

**【開設日時】**

福岡県ひとり親サポートセンター ※センターで受付

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 月・火・木・金曜日（祝日除く） | 9:00～17:00 |
| 水曜日             | 9:00～20:00 |
| 日曜日             | 9:00～16:00 |

|             |            |
|-------------|------------|
| 同 飯塚ランチ     |            |
| 月～金曜日（祝日除く） | 9:00～17:00 |

|                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| 久留米ひとり親サポートセンター |                     |
| 月～金曜日（祝日除く）     | 9:00～17:00          |
|                 | （夜間相談 予約制 20:00 まで） |

|                     |            |
|---------------------|------------|
| 第2・4土曜日、第3日曜日（祝日除く） | 9:00～17:00 |
|---------------------|------------|

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| 福岡市立ひとり親家庭支援センター           |            |
| 火～土曜日                      | 9:00～21:00 |
| 日・祝曜日                      | 9:00～17:30 |
| ※休館日 月曜日・年末年始（12月29日～1月3日） |            |

|                  |            |
|------------------|------------|
| 北九州市立母子・父子福祉センター |            |
| 月～金曜日（祝日除く）      | 9:30～20:30 |
| 日曜日              | 9:30～18:00 |

**（21）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構****【内容】**

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、主に以下の業務を行っています。

①離職者を対象とした、早期再就職に必要なものづくり分野等の職業訓練、就職支援

- ②障害のある方を対象とした、就職・職場定着のサポートや職業準備支援等
- ③高校卒業者などを対象とした、高度なモノづくりを支える人材の育成

**【問合せ先】**

- ①福岡職業能力開発促進センター（ポリテクセンター福岡）  
(093) 641-4906  
飯塚訓練センター（ポリテクセンター飯塚） (0948) 22-4018
- ②福岡障害者職業センター (092) 752-5801  
福岡障害者職業センター北九州支所 (093) 941-8521
- ③九州職業能力開発大学校（九州ポリテクカレッジ）  
(093) 963-0125

**【開設日時】**

月～金（祝日を除く）9:00～17:00

**（22）独立行政法人労働者健康福祉機構（勤労者心の電話相談）**

**【内容】**

労働者を対象とした、心の健康に関する相談を行っています。

**【問合せ先】**

九州労災病院 (093) 475-9626

**【開設日時】**

月、水、木、金（祝日を除く） 10:00～18:00  
土（祝日を除く） 10:00～16:00

**（23）働く人の介護サポートセンター**

**【内容】**

家族の介護に直面した時や、遠く離れている家族の介護が必要なときに、介護休業制度や介護保険制度、介護保険外の在宅サービスなどをうまく組み合わせて仕事を続けられるように、ケアマネジャーの資格を持つ相談員がサポートします。

**【問合せ先】**

働く人の介護サポートセンター (092) 982-5407

**【開設日時】**

月、水、金曜日 12:00～20:00  
日曜日 10:00～18:00  
（祝日、振替休日、年末年始は閉設、祝日が日曜日の場合は開設）

**（24）福岡県立高等技術専門校（7校）、福岡障害者職業能力開発校**

**【内容】**

新規学卒者及び求職者の技能習得を図るため、施設内におけるものづくり分野を中心とした職業訓練（施設内訓練）と民間の教育訓練機関等に委託した介護分野、IT 分野等の職業訓練（委託訓練）を実施しています。

**【問合せ先】**

|                    |                |
|--------------------|----------------|
| 福岡高等技術専門学校         | (092) 681-0261 |
| 戸畑高等技術専門学校         | (093) 882-4306 |
| 小竹高等技術専門学校         | (0949) 62-6441 |
| 久留米高等技術専門学校        | (0942) 32-8795 |
| 大牟田高等技術専門学校        | (0944) 54-0320 |
| 田川高等技術専門学校         | (0947) 44-1676 |
| 小倉高等技術専門学校         | (093) 961-4002 |
| 福岡障害者職業能力開発校       | (093) 741-5431 |
| 福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課 | (092) 643-3602 |

**【開設日時】**

月～金（祝日を除く） 8:30～17:15

## 30 その他

### (1) 特定非営利活動法人設立、ボランティア相談

#### 【内容】

特定非営利活動促進法に基づく法人（NPO法人）の設立及びNPO・ボランティア団体の運営などに関する相談を行っています。

#### 【問合せ先】

コラボステーション福岡 (092) 643-3939

#### 【開設日時】

月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

※特定非営利活動法人の設立相談は事前予約制です。

### (2) 福岡県社会福祉士会

#### 【内容】

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、成年後見制度の利用相談、成年後見人の養成と候補者名簿の家庭裁判所への提出、積極的受任と受任者へのサポートを実施しています。

また、福祉に関するさまざまな相談を行っています。

#### 【問合せ先】

ぱあとなあ福岡 (092) 483-2941

#### 【開設日時】

月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:30～17:00

### (3) 産婦人科病院（医院）

緊急避妊（性被害を受けてから経過時間が72時間以内の人に有効）、犯人の体液等証拠採取（性被害後、入浴等行う前がよい）を行っています。

#### 【問合せ先】

産婦人科（すべての病院で対応できるわけではないので、可能な限り警察署や支援センターを通した方がよい。）

被害者が警察への届出を躊躇している場合：性暴力被害者支援センター・ふくおか（P. 51）

上記以外：警察署（P. 136）

### (4) 全国健康保険協会福岡支部

#### 【内容】

健康保険に関する保険給付業務（傷病手当金支給や高額療養費の支給等）を行っています。

#### 【問合せ先】

全国健康保険協会福岡支部 (092) 283-7621

(資料1)

## 「犯罪被害申告票」の書式

被害の概要、相談に関する要望は次のとおりです。

|           |           |   |
|-----------|-----------|---|
| <b>概要</b> | 被害発生日     | 年 月 日   |
|           | 被害の種類     | <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力<br><input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> 子ども虐待<br><input type="checkbox"/> その他( ) |
|           | 被害当事者との関係 | <input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族 <input type="checkbox"/> その他( )   |
|           | 被害発生場所    | <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他( )   |
|           | その他       | 被害の概要についてお話ししたいことがあればご自由にお書きください。   |

|           |                                       |                                     |                                   |                                 |
|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------|---------------------------------|
| <b>要望</b> | <input type="checkbox"/> 総合的に相談したい    |                                     |                                   |                                 |
|           | <input type="checkbox"/> 医療相談         | <input type="checkbox"/> 精神的ケア      | <input type="checkbox"/> 就職相談     | <input type="checkbox"/> 住居相談   |
|           | <input type="checkbox"/> 経済的支援        | <input type="checkbox"/> 子育て相談      | <input type="checkbox"/> 福祉相談     | <input type="checkbox"/> マスコミ対応 |
|           | <input type="checkbox"/> 捜査・刑事裁判に関する事 | <input type="checkbox"/> 損害賠償等の法律相談 | <input type="checkbox"/> 加害者の情報提供 |                                 |
|           | <input type="checkbox"/> その他          |                                     |                                   |                                 |
|           | 特記事項(相談にあたって配慮してほしいことなど)              |                                     |                                   |                                 |

## 関係機関・団体へ伝達すべき犯罪被害者等支援に関する情報に係る様式

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 受理年月日                              | 年 月 日   |
| 相談者の氏名等                            | 氏名： 生年月日： 年 月 日 性別 男・女  |
|                                    | 連絡先：電話 ( )<br>住所<br>メールアドレス   |
|                                    | <input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族(続柄 ( )) <input type="checkbox"/> その他( )   |
| 犯罪等被害の概要<br>※犯罪被害者等からの<br>申告を基に記載  | 被害発生日： 年 月 日  |
|                                    | 被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他( )   |
|                                    | 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力<br><input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他( ) |
| 当該被害による<br>心身の状態                   | 通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし  |
|                                    | 通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障がい： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし<br>具体的状況(傷害や後遺障がいの程度)：  |
| 犯罪被害者等の要望<br>※犯罪被害者等からの<br>申告を基に記載 |   |
| 自機関・団体で実施<br>した支援の内容               |   |
| これまで受けた<br>支援内容等                   | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし   |
|                                    | 相談日： 年 月頃、相談機関・団体名：<br>受けた支援の概要：  |
| 紹介先担当部署<br>〃 連絡先                   |   |
| 備考                                 |   |
| 情報提供についての<br>同意確認欄                 | 上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに同意します。<br>署名又は同意確認記述 <input type="text"/><br>(署名不可の場合は「同意する」旨直筆で記入)  |
| 電話相談等の場合<br>※非通知の場合はその旨記入          | 上記記載の情報を上記紹介先担当部署に提供することに<br>電話 ( ) から、 年 月 日 時 分同意を得た。   |
| 連絡年月日                              | 年 月 日   |
| 担当部署<br>連絡先                        |   |

※ 紹介元機関・団体において、犯罪被害者等の要望、紹介先機関・団体の情報管理等を踏まえ、個別の事案に即して判断し、記入できる範囲で記入すること。ただし、太字の項目については、最低限伝えることが望ましい。

## 各機関・団体の概要

### 1 県・市町村

犯罪被害者等に対する相談・支援をはじめとして、住民を対象とした相談や保健・福祉・住宅その他様々な分野における住民サービスの提供を行っています。

#### (1) 犯罪被害者等に対する総合的な支援窓口

県及び市町村に設置されています。

総合的な犯罪被害者等施策の推進や各種支援窓口の案内などを行っています。

また、県、北九州市及び福岡市は、犯罪被害者等に対する総合的な相談・支援等の業務を、民間団体（公益社団法人福岡犯罪被害者支援センター）との協働事業として実施しています。

#### (2) 精神保健福祉センター

県及び指定都市（北九州市、福岡市）に設置されています。

心の健康相談や自殺予防対策など、精神保健福祉に関する業務を行っています。

#### (3) 保健所（保健福祉（環境）事務所）

県、指定都市（北九州市、福岡市）、中核市（久留米市）に設置されています。

保健、医療、食品衛生、環境保全、産業廃棄物などに関する指導、監督、相談などの業務を行っています。

#### (4) 福祉事務所（保健福祉（環境）事務所）

県及び市に設置されています。また、指定都市（北九州市、福岡市）については、区毎に事務所が設置されています。

生活保護や女性・児童に関する様々な支援などの福祉関係業務を行っています。

#### (5) 婦人相談所（女性相談所）

県に設置されています。

配偶者からの暴力をはじめ、女性の抱える問題全般について幅広く相談を受け、様々な支援を行っています。

#### (6) 女性センター・男女共同参画センター

県及び県内18市町（※）に設置されています。

女性の方の様々な悩みについて相談を受け、助言や情報提供を行っています。（一部のセンターでは未実施）

（※）北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、うきは市、糸島市、朝倉市、那珂川市、筑前町

## (7) 児童相談所

県及び政令指定都市（北九州市、福岡市）に設置されています。

虐待された児童の保護や児童に関する様々な支援などを行っています。また、非行児童に対する相談援助も行っています。

## (8) 福祉、医療相談担当

### ①児童・福祉関係手当

母子家庭・児童や障がい者などに対する様々な手当等の給付については、各市町村が行っています。

### ②高齢者、障がい者支援

高齢者虐待をはじめとするさまざまな高齢者・障がい者に関する施策は、各市町村が行っています。

### ③国民健康保険、後期高齢者医療制度

国民健康保険については各市町村、後期高齢者医療制度については福岡県後期高齢者医療広域連合（一部の業務については各市町村）が実施しています。

## (9) 消費者相談担当

県及び市町村の消費生活センター等の相談窓口においては、消費生活や多重債務問題に関する相談などの業務を行っています。

また、県の消費生活センターにおいては、表示の適正化や悪質事業者に対する指導などの業務も行っています。

## (10) 県・市町村営住宅担当

県及び市町村では、安価で良質な賃貸住宅などの供給を行っています。

また、県及び一部の市町村では、DV被害者をはじめとした犯罪被害者等に対する県・市町村営住宅への優先入居や入居に対する配慮などの支援を行っています。

## (11) NPO・ボランティア支援担当

県及び一部の市町では、NPO・ボランティアセンター等を設置して、NPO・ボランティア団体の活動を支援する様々な取り組みを行っています。

また、県及び政令指定都市（北九州市、福岡市）においては、特定非営利活動促進法に基づく法人格を持つ団体（法人）である特定非営利活動法人（NPO法人）の設立認証や指導・監督業務も行っています。

## (12) 教育委員会

各市町村の教育委員会では小・中学校の管理運営、県の教育委員会（教育庁）では県立学校の管理運営や市町村教育委員会に対する指導助言などを行っており、そ

れぞれいじめや学校生活などに関する相談に応じています。

#### (13) 交通事故相談担当

県及び政令指定都市（北九州市、福岡市）では、交通事故に関する様々な相談を行っています。

#### (14) 労働者支援担当

県や一部の市（北九州市、福岡市など）においては、労働相談や就労支援などの業務を行っています。

#### (15) 税務担当（県税事務所など）

県及び市町村では、それぞれ県税又は市町村税に関する事務を行っています。

#### (16) 住民相談担当

県及び市町村では、住民を対象とした法律相談や行政に関する各種相談を行っています。

#### (17) 戸籍・住民基本台帳関係

戸籍及び住民基本台帳（住民票の交付など）に関する業務は、各市町村で行っています。

## 2 警察

事件捜査を行う県の機関です。

性犯罪をはじめとした犯罪被害者、DV・ストーカー被害者に関する相談や支援、あるいは少年、暴力団、悪質商法などに関する相談なども行っています。

公的機関として被害の届出を最初に受け取ることが多く、また、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等の面で犯罪被害者等と最も密接に関わっている機関です。

この他、殺人事件や性犯罪などの身体犯被害者を対象とした犯罪被害者等給付金に関する業務も行っています。

## 3 検察庁

犯罪を捜査し、刑事事件に関し加害者を裁判にかけるか否かを決めたり、裁判で法の正当な適用を請求したりします。また、被害者等から直接告訴を受けることもあります。

この他、犯罪被害者からの様々な相談に応じたり、犯罪被害者等へ事件に関する情報を提供したりしています。

高等検察庁、地方検察庁などがあります。

#### 4 地方裁判所・簡易裁判所

罪を犯した疑いがある人が有罪か無罪かなどを判断する刑事裁判と、私人間の紛争を法律的に解決する民事裁判を行います。裁判手続では、犯罪によって被害を受けた方などを保護等するための様々な制度が設けられています。

#### 5 家庭裁判所

少年事件では、少年の健全な保護育成を目指し、非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判等を行います。少年審判手続では、少年犯罪によって被害を受けた方等に配慮した様々な制度が設けられています。

家事事件では、夫婦や親子関係などの争いごとを解決するために、審判や調停及び人事訴訟を行っています。また、判断能力が著しく低下した方、親が死亡するなどして保護者がいなくなった未成年者らが、身上監護を受けたり、財産上の被害を受けないようにするため、後見人を選任することも行っています。

#### 6 検察審査会

検察官による不起訴処分不服がある犯罪被害者や告訴人などから申立を受けた場合などに、その処分が妥当であるかどうかを審査する機関です。

#### 7 九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課

交通行政に関する消費者（利用者）からの相談への対応や、公共交通事故に係る被害者の方への支援を行っています。また、関係者と連携・調和を図りながら、管内のバリアフリーに関する取組みを推進しています。

#### 8 海上保安庁

海上で犯罪が発生した場合は、犯罪捜査機関として適切な捜査を行うとともに、被害を受けた方々の保護・支援のための各種取組を実施しています。

#### 9 日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法に基づいて設立された公的な法人で、①刑事手続の流れや各種支援制度等、法制度に関する情報の提供、②犯罪被害者支援を行っている相談窓口の案内、③犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、④被害者参加制度に基づく国選被害者参加弁護人の選任補助などを行っています。

また、各種法律相談や資力に乏しい方による裁判の提訴を支援する法律扶助などの業務も行っています。

#### 10 弁護士会

弁護士法に基づいて地方裁判所の区域（管轄）毎に設置され、その区域に法律事務所を設けている全弁護士と弁護士法人を会員とする団体です。

犯罪被害者等や一般市民などを対象とした弁護士による法律相談などを行っています。なお、被害者専用窓口の場合は、初回無料の場合もあります。

## 11 司法書士会

司法書士法に基づいて法務局又は地方法務局の管轄区域毎に設置され、その区域の司法書士を会員とする団体です。司法書士は、不動産取引や会社設立等における登記手続の代理、簡易裁判所における民事事件の訴訟代理（140万円以下）のほか、裁判所・検察庁・法務局に提出するあらゆる書類の作成を手がけています。

## 12 矯正管区

法務省矯正局の地方支分部局として全国8か所に設置され、その管轄区域の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所が適切に管理運営されるよう監督を行っています。

|       |  |
|-------|--|
| 刑務所   | 主として受刑者を収容し、処遇を行う施設  |
| 少年刑務所 | 主として少年等の受刑者を収容し、処遇を行う施設  |
| 拘置所   | 主として刑事裁判が確定していない未決拘禁者を収容する施設                                       |
| 少年院   | 家庭裁判所から保護処分として送致された少年等に対し、再び犯罪・非行を犯さないよう、健全な育成を図ることを目的として矯正教育を行う施設 |
| 少年鑑別所 | 主として家庭裁判所から観護措置の決定によって送致された少年を収容し、その心身の状態等について専門的な調査や診断を行う施設       |

## 13 地方更生保護委員会

各高等裁判所の管轄区域ごとに全国8か所に設置され、加害者の仮釈放等を許す旨の決定及び仮釈放を取り消す旨の決定等をする権限を有する合議機関です。

## 14 保護観察所

各地方裁判所の管轄地域ごとに全国50か所に設置され、保護観察や精神保健観察などを行う法務省所管の機関です。保護観察中の加害者が再び犯罪・非行をすることのないよう、期間中、指導監督などをするとともに、犯罪被害者等の心情などを伝達し、保護観察中の加害者に被害の実状等を直視させて、反省や悔悟の情を深めさせることも行っています。

## 15 法務局（支局）

人権相談所を設置し、様々な人権問題について相談に応じています。犯罪被害者等

に対する人権侵害の疑いのある事案については、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。

#### 16 外国人在留総合インフォメーションセンター

各地方出入国在留管理局・支局に設置され、入国手続や在留手続等に関する各種問い合わせに応じています。訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、中国語等）でも対応しています。

#### 17 臨床心理士会

臨床心理士とは、①臨床心理検査、②臨床心理面接・心理療法、③臨床心理的地域援助、④それらの調査・研究、などの仕事に従事する人びとのことをいいます。

臨床心理士会は、県内在住・在勤の臨床心理士によって構成されており、臨床心理士の資質の向上に努めるとともに、関係機関・団体と連携した活動の一つとして被害者支援も行っています。

#### 18 社会福祉士会

「社会福祉士」は、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。児童福祉、身体障がい者、生活保護、社会福祉、母子・寡婦福祉、病院などの関係施設で福祉に関する相談援助業務などに従事しています。

社会福祉士会は、社会福祉士からなる団体で、福祉を必要とする方が、地域で安心した生活を送れるよう支援しています。

#### 19 精神保健福祉士協会

「精神保健福祉士（PSW）」は、精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格です。精神科病院、生活支援施設、保健所、児童相談所、社会福祉協議会、企業内産業保健担当部署、保護観察所、矯正施設などにおいて、精神健康保持（メンタルヘルスケア）に資するための業務に従事しています。

精神保健福祉士協会は、精神保健福祉士を中心に構成されている団体で、保健及び福祉的支援を必要とする方が、安心して地域生活を送れるように支援しています。

#### 20 労働基準監督署

労働基準法のほか、労働安全衛生法、じん肺法、最低賃金法、家内労働法、賃金の支払の確保等に関する法律、労働者災害補償保険法等の法令等に基づき、労働条件確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付などの業務を行っています。

#### 21 公共職業安定所（ハローワーク）

職業安定法に基づいて全国に設置される国の行政機関で、職業紹介、雇用対策、雇用保険制度運営等を行っています。

## 22 年金事務所

国から委任・委託を受け、公的年金の運営業務を行っています。

## 23 税務署

所得税、法人税、消費税などの国税に関する事務を扱っています。

## 24 社会福祉協議会

県及び各市町村に設置され、地域福祉の充実を目指し、社会福祉に関する相談や生活資金貸付事業などを実施しています。

## 25 地域包括支援センター

市町村等が設置する機関で、高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を継続することができるように、介護予防事業や高齢者に関する相談への対応など、さまざまな援助や支援を包括的に行う機関です。

## 26 民間シェルター

配偶者や交際相手などからの暴力を受けた被害者が、加害者から緊急一時的に避難できる施設です。被害者の緊急一時的な保護のみならず、相談への対応、被害者の自立に向けた付添い支援等被害者に対する様々な援助を行っています。民間シェルターは被害者の安全の確保のため、所在地が非公開になっています。

## 相談機関電話番号一覧

### ●県保健福祉(環境)事務所相談専用電話一覧

| 相談場所                | 心の相談         | 薬物相談         | DV相談         |
|---------------------|--------------|--------------|--------------|
| 筑紫保健福祉環境事務所         | 092-513-5585 | 092-513-5610 | 092-584-0052 |
| 粕屋保健福祉事務所           | 092-939-1185 | 092-939-1529 | 092-939-0511 |
| 糸島保健福祉事務所           | 092-322-3326 | 092-322-5186 | 092-323-0061 |
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所(本庁舎) | 0940-36-2473 | 0940-36-2045 | 0940-37-2880 |
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所(分庁舎) | 093-201-4161 | —            | 093-201-2820 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(本庁舎) | 0948-21-4875 | 0948-21-4876 | 0948-29-0071 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所(分庁舎) | —            | —            | 0949-22-4070 |
| 田川保健福祉事務所           | 0947-42-9307 | 0947-42-9313 | 0947-42-4850 |
| 北筑後保健福祉環境事務所(本庁舎)   | 0946-22-3965 | 0946-22-4185 | 0946-24-5780 |
| 北筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)   | —            | —            | 0942-34-8111 |
| 南筑後保健福祉環境事務所(本庁舎)   | 0944-72-2176 | 0944-72-2112 | 0944-73-3200 |
| 南筑後保健福祉環境事務所(分庁舎)   | —            | —            | 0943-23-7520 |
| 京築保健福祉環境事務所         | 0930-23-2966 | 0930-23-2379 | 0930-23-2460 |

### ●北九州市福祉事務所相談専用電話一覧

| 相談場所   | 心の相談         | 生活保護相談          | 子ども・家庭相談     |
|--------|--------------|-----------------|--------------|
| 門司区役所  | 093-321-4800 | 093-331-1881(代) | 093-332-0115 |
| 小倉北区役所 | 093-582-3430 | 093-582-3450    | 093-563-0115 |
| 小倉南区役所 | 093-951-4126 | 093-951-4111(代) | 093-951-0115 |
| 若松区役所  | 093-751-4800 | 093-761-5321(代) | 093-771-0115 |
| 八幡東区役所 | 093-671-4800 | 093-671-0801(代) | 093-661-0115 |
| 八幡西区役所 | 093-645-4800 | 093-642-1441(代) | 093-642-0115 |
| 戸畑区役所  | 093-881-4800 | 093-871-1501(代) | 093-881-0115 |

### ●福岡市保健福祉センター相談窓口一覧

| 相談場所        | 心の相談         | 生活保護相談          | 子ども相談係<br>窓口 | 家庭児童<br>相談室  |
|-------------|--------------|-----------------|--------------|--------------|
| 東区保健福祉センター  | 092-645-1079 | 092-631-2131(代) | 092-645-1082 | 092-645-1072 |
| 博多区保健福祉センター | 092-419-1092 | 092-441-2131(代) | 092-419-1086 | 092-419-1084 |
| 中央区保健福祉センター | 092-761-7339 | 092-714-2131(代) | 092-718-1106 | 092-718-1104 |
| 南区保健福祉センター  | 092-559-5118 | 092-561-2131(代) | 092-559-5195 | 092-559-5124 |
| 城南区保健福祉センター | 092-831-4209 | 092-822-2131(代) | 092-833-4108 | 092-833-4104 |
| 早良区保健福祉センター | 092-851-6015 | 092-841-2131(代) | 092-833-4398 | 092-833-4357 |
| 西区保健福祉センター  | 092-895-7074 | 092-881-2131(代) | 092-895-7098 | 092-895-7069 |

●児童相談所相談専用電話一覧

| 相談場所           | 連絡先          |
|----------------|--------------|
| 福岡児童相談所        | 092-586-0023 |
| 久留米児童相談所       | 0942-32-4458 |
| 田川児童相談所        | 0947-42-0499 |
| 大牟田児童相談所       | 0944-54-2344 |
| 宗像児童相談所        | 0940-37-3255 |
| 京築児童相談所        | 0979-84-0407 |
| 北九州市子ども総合センター  | 093-881-4556 |
| 福岡市こども総合相談センター | 092-833-3000 |
| 児童相談所虐待対応ダイヤル  | 189          |

●子どもホットライン24関係相談窓口

| 相談場所        | 連絡先          |
|-------------|--------------|
| 子どもホットライン24 | 0948-25-3434 |

●労働関係相談窓口連絡先

| 相談場所        | 解雇、いじめ、セクハラ等相談 | 子育て女性等就職支援   |
|-------------|----------------|--------------|
| 福岡労働者支援事務所  | 092-735-6149   | 092-725-4034 |
| 北九州労働者支援事務所 | 093-967-3945   | 093-533-6637 |
| 筑後労働者支援事務所  | 0942-30-1034   | 0942-38-7579 |
| 筑豊労働者支援事務所  | 0948-22-1149   | 0948-22-1681 |

●少年サポートセンター相談専用電話一覧

| 相談場所      | 連絡先          |
|-----------|--------------|
| ハートケア中央   | 092-588-7830 |
| ハートケアふくおか | 092-841-7830 |
| ハートケア北九州  | 093-881-7830 |
| ハートケアいづか  | 0948-21-3751 |
| ハートケアくるめ  | 0942-30-7867 |

## 関係機関・団体一覧

### 福岡県内市町村一覧

| 市町村名 | 住所              | 電話番号            | 【参考】犯罪被害者等総合的対応窓口(電話番号)                                     |                                |
|------|-----------------|-----------------|---|--------------------------------|
| 北九州市 | 北九州市小倉北区城内1-1   | 093-582-4894(代) | ①総務市民局安全・安心推進部<br>安全・安心推進課<br>②福岡犯罪被害者総合サポートセンター<br>(北九州窓口) | ①093-582-2911<br>②093-582-2796 |
| 福岡市  | 福岡市中央区天神1-8-1   | 092-711-4111(代) | ①市民局生活安全部防犯・交通安全課<br>②福岡犯罪被害者総合サポートセンター<br>(福岡窓口)           | ①092-711-4054<br>②092-409-1356 |
| 大牟田市 | 大牟田市有明町2-3      | 0944-41-2222(代) | 市民協働部生活安全推進課  | 0944-41-2730                   |
| 久留米市 | 久留米市城南町15-3     | 0942-30-9000(代) | 協働推進部安全安心推進課  | 0942-30-9094                   |
| 直方市  | 直方市殿町7-1        | 0949-25-2000(代) | 防災・地域安全課  | 0949-25-2223                   |
| 飯塚市  | 飯塚市新立岩5-5       | 0948-22-5500(代) | 総務部防災安全課  | 0948-22-5500                   |
| 田川市  | 田川市中央町1-1       | 0947-44-2000(代) | 安全安心まちづくり課  | 0947-85-7113                   |
| 柳川市  | 柳川市本町87-1       | 0944-73-8111(代) | 総務部総務課  | 0944-77-8151                   |
| 八女市  | 八女市本町647        | 0943-23-1111(代) | 総務部防災安全課  | 0943-24-8146                   |
| 筑後市  | 筑後市大字山ノ井898     | 0942-53-4111(代) | 福祉課   | 0942-65-7019                   |
| 大川市  | 大川市大字酒見256-1    | 0944-87-2101(代) | 地域支援課   | 0944-85-5605                   |
| 行橋市  | 行橋市中央1-1-1      | 0930-25-1111(代) | 市民部総合窓口課市民相談室   | 0930-25-1111(内<br>線1389)       |
| 豊前市  | 豊前市大字吉木955      | 0979-82-1111(代) | 総務部総務課防災安全係   | 0979-82-1111                   |
| 中間市  | 中間市中間1-1-1      | 093-244-1111(代) | 総務部安全安心まちづくり課   | 093-246-2017                   |
| 小郡市  | 小郡市小郡255-1      | 0942-72-2111(代) | 経営政策部防災安全課消防・安全係  | 0942-72-2111(内<br>線243)        |
| 筑紫野市 | 筑紫野市石崎1-1-1     | 092-923-1111(代) | 総務部危機管理課  | 092-923-1111(内<br>線221)        |
| 春日市  | 春日市原町3-1-5      | 092-584-1111(代) | 総務部安全安心課  | 092-584-1111                   |
| 大野城市 | 大野城市曙町2-2-1     | 092-501-2211(代) | 環境経済部生活安全課  | 092-580-1897                   |
| 宗像市  | 宗像市東郷1-1-1      | 0940-36-1121(代) | 総務部総務課  | 0940-36-1272                   |
| 太宰府市 | 太宰府市観世音寺1-1-1   | 092-921-2121(代) | 総務部防災安全課  | 092-921-2121(内<br>線549)        |
| 古賀市  | 古賀市駅東1-1-1      | 092-942-1111(代) | 総務部総務課  | 092-942-1112                   |
| 福津市  | 福津市中央1-1-1      | 0940-42-1111(代) | 市民生活部人権政策課  | 0940-43-8129                   |
| うきは市 | うきは市吉井町新治316    | 0943-75-3111(代) | 市民協働推進課   | 0943-75-4982                   |
| 宮若市  | 宮若市宮田29-1       | 0949-32-0510(代) | 総務課   | 0949-32-0511                   |
| 嘉麻市  | 嘉麻市岩崎1180-1     | 0948-42-7418    | 防災対策課   | 0948-42-7418                   |
| 朝倉市  | 朝倉市菩提寺412-2     | 0946-22-1111(代) | 総務部防災交通課  | 0946-22-1111<br>(内線110.119)    |
| みやま市 | みやま市瀬高町小川5      | 0944-63-6111(代) | 市民相談室   | 0944-88-8944                   |
| 糸島市  | 糸島市前原西1-1-1     | 092-323-1111(代) | 総務部危機管理課  | 092-332-2110                   |
| 那珂川市 | 那珂川市西隈1-1-1     | 092-953-2211(代) | 健康福祉部生活福祉課  | 092-953-2211                   |
| 宇美町  | 糟屋郡宇美町宇美5-1-1   | 092-932-1111(代) | 福祉課   | 092-934-2278                   |
| 篠栗町  | 糟屋郡篠栗町中央1-1-1   | 092-947-1111(代) | 総務課   | 092-947-1113                   |
| 志免町  | 糟屋郡志免町志免中央1-1-1 | 092-935-1001(代) | 生活安全課安全安心係  | 092-935-1181                   |
| 須恵町  | 糟屋郡須恵町大字須恵771   | 092-932-1151(代) | 総務課   | 092-932-1151                   |

福岡県内市町村一覧

| 市町村名 | 住所                | 電話番号            | 【参考】犯罪被害者等総合的対応窓口 | 電話番号                |
|------|-------------------|-----------------|-------------------|---------------------|
| 新宮町  | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1    | 092-962-0231(代) | 地域協働課             | 092-963-1734        |
| 久山町  | 糟屋郡久山町大字久原3632    | 092-976-1111(代) | 総務課               | 092-976-1111(内線236) |
| 粕屋町  | 糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1    | 092-938-2311(代) | 協働のまちづくり課         | 092-938-0173        |
| 芦屋町  | 遠賀郡芦屋町幸町2-20      | 093-223-0881(代) | 福祉課障がい者・生活支援係     | 093-223-3530        |
| 水巻町  | 遠賀郡水巻町頃末北1-1-1    | 093-201-4321(代) | 総務課庶務係            | 093-201-4321        |
| 岡垣町  | 遠賀郡岡垣町野間1-1-1     | 093-282-1211(代) | 福祉課人権・地域福祉係       | 093-282-1211        |
| 遠賀町  | 遠賀郡遠賀町大字今古賀513    | 093-293-1234(代) | 住民課 協働人権係         | 093-293-1242        |
| 小竹町  | 鞍手郡小竹町大字勝野3167-1  | 0949-62-1212(代) | 企画調整課 コミュニティ支援係   | 0949-62-1214        |
| 鞍手町  | 鞍手郡鞍手町大字中山3705    | 0949-42-2111(代) | まちづくり課安全安心係       | 0949-42-2111        |
| 桂川町  | 嘉穂郡桂川町大字土居424-1   | 0948-65-1100(代) | 健康福祉課福祉係          | 0948-65-0001        |
| 筑前町  | 朝倉郡筑前町篠隈373       | 0946-42-3111(代) | 環境防災課消防安全係        | 0946-42-6609        |
| 東峰村  | 朝倉郡東峰村大字宝珠山6425   | 0946-72-2311(代) | 総務企画課             | 0946-72-2311        |
| 大刀洗町 | 三井郡大刀洗町大字富多819    | 0942-77-0101(代) | 福祉課障がい福祉係         | 0942-77-2266        |
| 大木町  | 三潴郡大木町大字八町牟田255-1 | 0944-32-1013(代) | 総務課               | 0944-32-1013        |
| 広川町  | 八女郡広川町新代1804-1    | 0943-32-1111(代) | 企画課安全安心係          | 0943-32-1196        |
| 香春町  | 田川郡香春町大字高野994     | 0947-32-2511(代) | 総務課               | 0947-32-2511        |
| 添田町  | 田川郡添田町大字添田2151    | 0947-82-1231(代) | 福祉環境課             | 0947-82-1232        |
| 糸田町  | 田川郡糸田町1975-1      | 0947-26-1231(代) | 人権推進課             | 0947-26-4024        |
| 川崎町  | 田川郡川崎町大字田原789-2   | 0947-72-3000(代) | 人権推進課             | 0947-73-3277        |
| 大任町  | 田川郡大任町大字大行事3067   | 0947-63-3000(代) | 総務企画財政課           | 0947-63-3000        |
| 赤村   | 田川郡赤村大字内田1188     | 0947-62-3000(代) | 総務課               | 0947-62-3000        |
| 福智町  | 田川郡福智町金田937-2     | 0947-22-0555(代) | 防災管理・管財課          | 0947-22-7771        |
| 苅田町  | 京都郡苅田町富久町1-19-1   | 093-434-1111(代) | 福祉課               | 093-434-1039        |
| みやこ町 | 京都郡みやこ町勝山上田960    | 0930-32-2511(代) | 総務課人権男女共同参画室      | 0930-32-6009        |
| 吉富町  | 築上郡吉富町大字広津226-1   | 0979-24-1122(代) | 未来まちづくり課          | 0979-24-1122        |
| 上毛町  | 築上郡上毛町大字垂水1321-1  | 0979-72-3111(代) | 総務課               | 0979-72-3111        |
| 築上町  | 築上郡築上町大字椎田891-2   | 0930-56-0300(代) | 総務課               | 0930-56-0300        |

### 指定都市各区役所一覧

| 名称         | 住所                              | 電話番号         |
|------------|---------------------------------|--------------|
| 北九州市門司区役所  | 北九州市門司区清滝1-1-1                  | 093-331-1881 |
| 北九州市小倉北区役所 | 北九州市小倉北区大手町1-1                  | 093-582-3311 |
| 北九州市小倉南区役所 | 北九州市小倉南区若園5-1-2                 | 093-951-4111 |
| 北九州市若松区役所  | 北九州市若松区浜町1-1-1                  | 093-761-5321 |
| 北九州市八幡東区役所 | 北九州市八幡東区中央1-1-1                 | 093-671-0801 |
| 北九州市八幡西区役所 | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3<br>コムシティ 4F～6F | 093-642-1441 |
| 北九州市戸畑区役所  | 北九州市戸畑区千防1-1-1                  | 093-871-1501 |
| 福岡市東区役所    | 福岡市東区箱崎2-54-1                   | 092-631-2131 |
| 福岡市博多区役所   | 福岡市博多区博多駅前2-8-1                 | 092-441-2131 |
| 福岡市中央区役所   | 福岡市中央区大名2-5-31                  | 092-714-2131 |
| 福岡市南区役所    | 福岡市南区塩原3-25-1                   | 092-561-2131 |
| 福岡市城南区役所   | 福岡市城南区鳥飼6-1-1                   | 092-822-2131 |
| 福岡市早良区役所   | 福岡市早良区百道2-1-1                   | 092-841-2131 |
| 福岡市西区役所    | 福岡市西区内浜1-4-1                    | 092-881-2131 |

### 福岡県保健福祉(環境)事務所一覧

| 名称             | 管轄区域                              | 住所  | 電話番号                         |
|----------------|-----------------------------------|---|------------------------------|
| 筑紫保健福祉環境事務所    | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市           | 大野城市白木原3-5-25 筑紫総合庁舎                              | 092-513-5581                 |
| 粕屋保健福祉事務所      | 古賀市、糟屋郡                           | 糟屋郡粕屋町戸原東1-7-26                                   | 092-939-1500                 |
| 糸島保健福祉事務所      | 糸島市                               | 糸島市浦志2-3-1 糸島総合庁舎                                 | 092-322-3269                 |
| 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 中間市、宗像市、福津市、遠賀郡                   | (本)宗像市東郷1-2-1 宗像総合庁舎<br>(分)遠賀郡水巻町吉田西2-17-7        | 0940-36-2045<br>093-201-4162 |
| 嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 | 直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡           | (本)飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎<br>(分)直方市日吉町9-10 直方総合庁舎       | 0948-21-4911<br>0949-22-5691 |
| 田川保健福祉事務所      | 田川市、田川郡                           | 田川市大字伊田3292-2 田川総合庁舎                              | 0947-42-9311                 |
| 北筑後保健福祉環境事務所   | 小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡              | (本)朝倉市甘木2014-1 朝倉総合庁舎<br>(分)久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎 | 0946-22-4184<br>0942-30-1043 |
| 南筑後保健福祉環境事務所   | 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡、大牟田市 | (本)柳川市三橋町今古賀8-1 柳川総合庁舎<br>(分)八女市本村25 八女総合庁舎       | 0944-72-2111<br>0943-22-6971 |
| 京築保健福祉環境事務所    | 行橋市、豊前市、京都市、築上郡                   | 行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎                                 | 0930-23-2244                 |

注)(本)は本庁舎(保健関係業務所管)、(分)は分庁舎(福祉関係業務所管)。

ただし、北筑後保健福祉環境事務所における生活保護業務は、本庁舎において対応しています。

### 福岡県児童相談所一覧

| 名称       | 管轄区域  | 住所            | 電話番号         |
|----------|---|---------------|--------------|
| 福岡児童相談所  | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡(新宮町除く)        | 春日市原町3-1-7    | 092-586-0023 |
| 久留米児童相談所 | 久留米市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡 | 久留米市津福本町281   | 0942-32-4458 |
| 田川児童相談所  | 直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡                | 田川市大字弓削田188   | 0947-42-0499 |
| 大牟田児童相談所 | 大牟田市、柳川市、みやま市                                 | 大牟田市西浜田町4-1   | 0944-54-2344 |
| 宗像児童相談所  | 中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町         | 宗像市東郷1-2-3    | 0940-37-3255 |
| 京築児童相談所  | 行橋市、豊前市、京都市、築上郡                               | 豊前市大字八屋2007-1 | 0979-84-0407 |

### 福岡県労働者支援事務所一覧

| 名称          | 管轄区域  | 住所                      | 電話番号         |
|-------------|---|-------------------------|--------------|
| 福岡労働者支援事務所  | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡             | 福岡市中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎   | 092-735-6149 |
| 北九州労働者支援事務所 | 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、遠賀郡、京都市、築上郡                                | 北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F | 093-967-3945 |
| 筑後労働者支援事務所  | 大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、朝倉郡、三井郡、三潁郡、八女郡 | 久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎   | 0942-30-1034 |
| 筑豊労働者支援事務所  | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡                             | 飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎        | 0948-22-1149 |

### 福岡県教育事務所一覧

| 名称       | 管轄区域  | 住所                     | 電話番号         |
|----------|---|------------------------|--------------|
| 福岡教育事務所  | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 | 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎 | 092-643-0111 |
| 北九州教育事務所 | 北九州市、直方市、宮若市、遠賀郡、鞍手郡                            | 直方市大字植木1047-1          | 0949-25-1200 |
| 北筑後教育事務所 | 久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡                       | 久留米市津福本町今畑218-1        | 0942-32-3099 |
| 南筑後教育事務所 | 柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潁郡、八女郡、大牟田市               | 筑後市大字和泉423             | 0942-53-7181 |
| 筑豊教育事務所  | 飯塚市、田川市、嘉麻市、嘉穂郡、田川郡                             | 飯塚市立岩1401-2            | 0948-25-2601 |
| 京築教育事務所  | 行橋市、豊前市、京都市、築上郡                                 | 豊前市大字吉木534-3           | 0979-83-3600 |

## 福岡県県税事務所一覧

| 名称         | 管轄区域  | 住所                                      | 電話番号         |
|------------|---|---|--------------|
| 博多県税事務所    | 福岡市博多区、南区                                   | 福岡市博多区博多駅東<br>1-17-1<br>コネクトスクエア博多2階・3階 | 092-260-6001 |
| 東福岡県税事務所   | 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡                       | 福岡市東区箱崎1-18-1<br>粕屋総合庁舎                 | 092-641-0201 |
| 西福岡県税事務所   | 福岡市中央区、城南区、早良区、西区、糸島市                       | 福岡市中央区赤坂1-8-8<br>福岡西総合庁舎                | 092-735-6141 |
| 筑紫県税事務所    | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市                     | 大野城市白木原3-5-25<br>筑紫総合庁舎                 | 092-513-5573 |
| 北九州東県税事務所  | 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区                           | 北九州市小倉北区内7-8<br>小倉総合庁舎                  | 093-592-3511 |
| 北九州西県税事務所  | 北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区<br>中間市、遠賀郡            | 北九州市八幡東区平野2-13-2                        | 093-662-9310 |
| 田川県税事務所    | 田川市、田川郡<br>(課税については飯塚・直方県税事務所が所管)           | 田川市大字伊田3292-2<br>田川総合庁舎                 | 0947-42-9302 |
| 飯塚・直方県税事務所 | 直方市、飯塚市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡                     | 飯塚市新立岩8-1<br>飯塚総合庁舎                     | 0948-21-4902 |
| 久留米県税事務所   | 久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡                   | 久留米市合川町1642-1<br>久留米総合庁舎                | 0942-30-1012 |
| 大牟田県税事務所   | 大牟田市、柳川市、みやま市<br>(課税については久留米県税事務所が所管)       | 大牟田市小浜町24-1<br>大牟田総合庁舎                  | 0944-41-5122 |
| 筑後県税事務所    | 八女市、筑後市、大川市、八女郡、三潁郡<br>(課税については久留米県税事務所が所管) | 筑後市大字和泉423<br>南筑後教育事務所庁舎                | 0942-52-5131 |
| 行橋県税事務所    | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡<br>(課税については北九州東県税事務所が所管)    | 行橋市中央1-2-1<br>行橋総合庁舎                    | 0930-23-2216 |

## その他福岡県関係機関一覧

| 名称                                    | 住所                             | 電話番号              |
|---------------------------------------|--------------------------------|-------------------|
| 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課(分室)                | 福岡市東区箱崎1-18-1 粕屋総合庁舎1階         | 092-289-9395      |
| 消費生活センター                              | 福岡市博多区吉塚本町13-50<br>吉塚合同庁舎1F    | 092-632-1600      |
| 交通事故相談所                               | 福岡市博多区東公園7-7                   | 092-643-3168      |
| 社会活動推進課(コラボステーション福岡)                  | 福岡市博多区東公園7-7                   | 092-643-3939      |
| 福岡県女性相談支援センター                         | 春日市原町3-1-7<br>クローバープラザ3F       | 092-574-0267      |
| 福岡県精神保健福祉センター                         | 春日市原町3-1-7                     | 092-582-7510      |
| 公益財団法人福岡県女性財団<br>(福岡県男女共同参画センター あすばる) | 春日市原町3-1-7<br>クローバープラザ内        | 【事務用】092-584-3739 |
| 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団福岡支所                 | 福岡市博多区吉塚本町13-50<br>吉塚合同庁舎5階    | 092-641-7326      |
| 福岡県住宅供給公社 本部                          | 福岡市中央区天神5-3-1                  | 092-781-8029      |
| 福岡管理事務所                               | 福岡市中央区天神5-3-1                  | 092-713-1683      |
| 北九州管理事務所                              | 北九州市八幡西区西曲里町2-1<br>黒崎テクノプラザ5F  | 093-621-3300      |
| 筑後管理事務所                               | 久留米市百年公園1-1<br>久留米リサーチセンタービル4F | 0942-30-2660      |
| 筑豊管理事務所                               | 飯塚市吉原町6-1<br>あいタウン3F           | 0948-21-3232      |

福岡県内警察署一覧

| 名称      | 管轄区域                      | 住所                | 電話番号         |
|---------|---------------------------|-------------------|--------------|
| 中央警察署   | 福岡市中央区(博多臨港警察署管内除く)       | 福岡市中央区天神1-3-33    | 092-734-0110 |
| 博多警察署   | 福岡市博多区(博多臨港警察署管内、福岡空港除く)  | 福岡市博多区博多駅前2-8-24  | 092-412-0110 |
| 東警察署    | 福岡市東区(博多臨港警察署管内除く)        | 福岡市東区箱崎7-8-2      | 092-643-0110 |
| 早良警察署   | 福岡市早良区                    | 福岡市早良区百道1-5-15    | 092-847-0110 |
| 城南警察署   | 福岡市城南区                    | 福岡市城南区七隈7-41-15   | 092-801-0110 |
| 西警察署    | 福岡市西区                     | 福岡市西区今宿西1-14-10   | 092-805-6110 |
| 南警察署    | 福岡市南区                     | 福岡市南区塩原2-3-1      | 092-542-0110 |
| 粕屋警察署   | 古賀市、糟屋郡                   | 糟屋郡粕屋町上大隈147-1    | 092-939-0110 |
| 宗像警察署   | 宗像市、福津市                   | 宗像市東郷1-2-2        | 0940-36-0110 |
| 朝倉警察署   | 朝倉市、朝倉郡                   | 朝倉市甘木225-1        | 0946-22-0110 |
| 春日警察署   | 春日市、大野城市、那珂川市             | 春日市原町3-1-21       | 092-580-0110 |
| 筑紫野警察署  | 筑紫野市、太宰府市                 | 筑紫野市上古賀1-1-1      | 092-929-0110 |
| 糸島警察署   | 糸島市                       | 糸島市前原中央1-6-1      | 092-323-0110 |
| 博多臨港警察署 | 博多港及び周辺地区(サンパレス、中央卸売市場等)  | 福岡市博多区石城町9-18     | 092-282-0110 |
| 福岡空港警察署 | 福岡空港                      | 福岡市博多区下臼井782-1    | 092-621-0110 |
| 若松警察署   | 北九州市若松区                   | 北九州市若松区くきのうみ中央1-1 | 093-771-0110 |
| 戸畑警察署   | 北九州市戸畑区                   | 北九州市戸畑区汐井町2-1     | 093-861-0110 |
| 折尾警察署   | 北九州市八幡西区(折尾出張所管内)、中間市、遠賀郡 | 北九州市八幡西区光明1-6-6   | 093-691-0110 |
| 八幡東警察署  | 北九州市八幡東区                  | 北九州市八幡東区大谷1-1-1   | 093-662-0110 |
| 八幡西警察署  | 北九州市八幡西区(折尾出張所管内除く)       | 北九州市八幡西区東王子町2-1   | 093-645-0110 |
| 小倉北警察署  | 北九州市小倉北区                  | 北九州市小倉北区大門1-6-19  | 093-583-0110 |
| 小倉南警察署  | 北九州市小倉南区、北九州空港            | 北九州市小倉南区若園5-1-6   | 093-923-0110 |
| 門司警察署   | 北九州市門司区                   | 北九州市門司区西海岸2-3-13  | 093-321-0110 |
| 行橋警察署   | 行橋市、京都郡(北九州空港除く)          | 行橋市中央1-1-2        | 0930-24-5110 |
| 豊前警察署   | 豊前市、築上郡                   | 豊前市荒堀535-1        | 0979-82-0110 |
| 直方警察署   | 直方市、宮若市、鞍手郡               | 直方市殿町5-31         | 0949-22-0110 |
| 飯塚警察署   | 飯塚市、嘉穂郡                   | 飯塚市柏の森159-26      | 0948-21-0110 |
| 嘉麻警察署   | 嘉麻市                       | 嘉麻市大隈町418-3       | 0948-57-0110 |
| 田川警察署   | 田川市、田川郡                   | 田川市平松町3-36        | 0947-42-0110 |
| 久留米警察署  | 久留米市(旧田主丸町除く)             | 久留米市東櫛原町1002-2    | 0942-38-0110 |
| 小郡警察署   | 小郡市、三井郡                   | 小郡市大板井234-1       | 0942-73-0110 |
| うきは警察署  | 久留米市(旧田主丸町)、うきは市          | うきは市吉井町343-3      | 0943-76-5110 |
| 八女警察署   | 八女市、八女郡                   | 八女市本町465          | 0943-22-5110 |
| 筑後警察署   | 大川市、筑後市、三潁郡               | 筑後市山ノ井338         | 0942-52-0110 |
| 柳川警察署   | 柳川市、みやま市                  | 柳川市三橋町今古賀53-1     | 0944-74-0110 |
| 大牟田警察署  | 大牟田市                      | 大牟田市不知火町3-8       | 0944-43-0110 |

その他福岡県警察関係機関一覧

| 名称                    | 住所                     | 電話番号         |
|-----------------------|------------------------|--------------|
| 警察本部総務部被害者支援・相談課      | 福岡市博多区東公園7-7           | 092-641-4141 |
| 公益社団法人福岡県防犯協会連合会      | 福岡市博多区東公園7-7           | 092-633-3221 |
| 公益財団法人福岡県暴力追放運動推進センター | 福岡市博多区吉塚本町13-50 吉塚合同庁舎 | 092-651-8938 |
| 一般財団法人福岡県交通安全協会       | 福岡市博多区千代1-25-15        | 092-641-8880 |

### 各市町配偶者暴力相談支援センター・男女共同参画関連施設一覧

| 名称                            | 住所                             | 電話番号         |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 北九州市配偶者暴力相談支援センター             |                                | 093-591-1126 |
| 北九州市立男女共同参画センター ムーブ           | 北九州市小倉北区大手町11-4                | 093-583-3939 |
| 福岡市配偶者暴力相談支援センター              |                                | 092-711-7030 |
| 福岡市男女共同参画推進センター・アマカス          | 福岡市南区高宮3-3-1                   | 092-526-3755 |
| 大牟田市男女共同参画センター                | 大牟田市原山町13-3                    | 0944-43-1015 |
| 久留米市男女平等推進センター                | 久留米市諏訪野町1830-6<br>えーるピア久留米内    | 0942-30-7800 |
| 直方市男女共同参画センター別館「えみくる」         | 直方市津田町7-20                     | 0949-25-2150 |
| 飯塚市男女共同参画推進センター「サンクス」         | 飯塚市飯塚14-67                     | 0948-22-7058 |
| 田川市男女共同参画センター「ゆめっせ」           | 田川市平松町3-36                     | 0947-44-0159 |
| 行橋市男女共同参画センター「る〜ぶる」           | 行橋市中央1-9-2                     | 0930-26-2232 |
| 筑紫野市男女共同推進センター「ら〜ふる」          | 筑紫野市二日市南1-9-3<br>筑紫野市生涯学習センター内 | 092-918-1311 |
| 春日市男女共同参画センター                 | 春日市光町1-73                      | 092-584-1201 |
| 大野城まどかひあ 男女平等推進センター「アスカ<br>ラ」 | 大野城市曙町2-3-1                    | 092-586-4030 |
| 宗像市男女共同参画推進センター「ゆい」           | 宗像市久原180                       | 0940-36-0250 |
| 筑前町男女共同参画センター「リブラ」            | 筑前町新町440                       | 0946-22-3996 |

### 政令指定都市児童相談所一覧

| 名称             | 住所              | 電話番号         |
|----------------|-----------------|--------------|
| 北九州市子ども総合センター  | 北九州市戸畑区汐井町1-6   | 093-881-4556 |
| 福岡市子ども総合相談センター | 福岡市中央区地行浜2-1-28 | 092-833-3000 |

### 政令指定都市精神保健福祉センター一覧

| 名称              | 住所                                   | 電話番号         |
|-----------------|--------------------------------------|--------------|
| 北九州市立精神保健福祉センター | 北九州市小倉北区馬借1-7-1<br>北九州市総合保健福祉センター 5F | 093-522-8729 |
| 福岡市精神保健福祉センター   | 福岡市中央区舞鶴2-5-1<br>あいれふ3F              | 092-737-8825 |

### 政令指定都市等保健所一覧

| 名称      | 住所                   | 電話番号            |
|---------|----------------------|-----------------|
| 北九州市保健所 | 北九州市小倉北区馬借1-7-1      | 093-522-5721    |
| 福岡市保健所  | 福岡市中央区舞鶴2-5-1        | 092-401-1769(代) |
| 久留米市保健所 | 久留米市城南町15-5久留米商工会館4F | 0942-30-9724    |

### 各市区福祉事務所一覧

| 名称           | 住所               | 電話番号         |
|--------------|------------------|--------------|
| 北九州市門司福祉事務所  | 北九州市門司区清滝1-1-1   | 093-331-1881 |
| 北九州市小倉北福祉事務所 | 北九州市小倉北区大手町1-1   | 093-582-3311 |
| 北九州市小倉南福祉事務所 | 北九州市小倉南区若園5-1-2  | 093-951-4111 |
| 北九州市若松福祉事務所  | 北九州市若松区浜町1-1-1   | 093-761-5321 |
| 北九州市八幡東福祉事務所 | 北九州市八幡東区中央1-1-1  | 093-671-0801 |
| 北九州市八幡西福祉事務所 | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3 | 093-642-1441 |
| 北九州市戸畑福祉事務所  | 北九州市戸畑区千防1-1-1   | 093-871-1501 |
| 福岡市東福祉事務所    | 福岡市東区箱崎2-54-1    | 092-631-2131 |
| 福岡市博多福祉事務所   | 福岡市博多区博多駅前2-8-1  | 092-441-2131 |
| 福岡市中央福祉事務所   | 福岡市中央区大名2-5-31   | 092-714-2131 |
| 福岡市南福祉事務所    | 福岡市南区塩原3-25-1    | 092-561-2131 |
| 福岡市城南福祉事務所   | 福岡市城南区鳥飼6-1-1    | 092-822-2131 |
| 福岡市早良福祉事務所   | 福岡市早良区百道2-1-1    | 092-841-2131 |
| 福岡市西福祉事務所    | 福岡市西区内浜1-4-1     | 092-881-2131 |
| 大牟田市福祉事務所    | 大牟田市有明町2-3       | 0944-41-2222 |
| 久留米市福祉事務所    | 久留米市城南町15-3      | 0942-30-9000 |
| 直方市福祉事務所     | 直方市殿町7-1         | 0949-25-2132 |
| 飯塚市福祉事務所     | 飯塚市新立岩5-5        | 0948-22-5500 |
| 田川市福祉事務所     | 田川市中央町1-1        | 0947-44-2000 |
| 柳川市福祉事務所     | 柳川市本町87-1        | 0944-73-8111 |
| 八女市福祉事務所     | 八女市本町647         | 0943-23-1111 |
| 筑後市福祉事務所     | 筑後市大字山ノ井898      | 0942-53-4111 |
| 大川市福祉事務所     | 大川市大字酒見256-1     | 0944-87-2101 |
| 行橋市福祉事務所     | 行橋市中央1-1-1       | 0930-25-1111 |
| 豊前市福祉事務所     | 豊前市大字吉木955       | 0979-82-1111 |
| 中間市福祉事務所     | 中間市中間1-1-1       | 093-244-1111 |
| 小郡市福祉事務所     | 小郡市小郡255-1       | 0942-72-2111 |
| 筑紫野市福祉事務所    | 筑紫野市石崎1-1-1      | 092-923-1111 |
| 春日市福祉事務所     | 春日市原町3-1-5       | 092-584-1111 |
| 大野城市福祉事務所    | 大野城市曙町2-2-1      | 092-501-2211 |
| 宗像市福祉事務所     | 宗像市東郷1-1-1       | 0940-36-1121 |
| 太宰府市福祉事務所    | 太宰府市観世音寺1-1-1    | 092-921-2121 |
| 古賀市福祉事務所     | 古賀市庄205番地        | 092-942-1150 |
| 福津市福祉事務所     | 福津市中央1-1-1       | 0940-42-1111 |
| うきは市福祉事務所    | うきは市吉井町新治316     | 0943-75-3111 |
| 宮若市福祉事務所     | 宮若市宮田29-1        | 0949-32-0510 |
| 嘉麻市福祉事務所     | 嘉麻市岩崎1180-1      | 0948-42-7462 |
| 朝倉市福祉事務所     | 朝倉市菩提寺412-2      | 0946-22-1111 |
| みやま市福祉事務所    | みやま市瀬高町小川5       | 0944-63-6111 |
| 糸島市福祉事務所     | 糸島市浦志2-3-1       | 092-322-3269 |
| 那珂川市福祉事務所    | 那珂川市西隈1丁目1番1号    | 092-953-2211 |

各消費生活センター等一覧

| 名称                   | 住所                                   | 電話番号         |
|----------------------|--------------------------------------|--------------|
| 北九州市立消費生活センター        | 北九州市戸畑区汐井町1-6<br>ウエルとばた7F            | 093-861-0999 |
| 北九州市立消費生活センター小倉北相談窓口 | 北九州市小倉北区大手町1-1<br>小倉北区役所西棟1F         | 093-582-4500 |
| 北九州市立消費生活センター小倉南相談窓口 | 北九州市小倉南区若園5-1-2<br>小倉南区役所3F          | 093-951-3610 |
| 北九州市立消費生活センター八幡西相談窓口 | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3<br>八幡西区役所 コムシティ4F   | 093-641-9782 |
| 福岡市消費生活センター          | 福岡市中央区舞鶴2-5-1<br>あいれふ7F              | 092-781-0999 |
| 大牟田市消費生活センター         | 大牟田市新栄町6番地1<br>大牟田市市民活動等多目的交流施設えるる1F | 0944-41-2623 |
| 久留米市消費生活センター         | 久留米市諏訪野町1830-6<br>えーるピア久留米2F         | 0942-30-7700 |
| 直轄広域消費生活センター         | 直方市殿町7-1<br>直方市役所 5F                 | 0949-25-2162 |
| 飯塚市消費生活センター          | 飯塚市吉原町6-1<br>あいタウン2F 市民交流プラザ内        | 0948-22-0857 |
| 田川市消費生活相談窓口          | 田川市中央町1-1<br>田川市役所本庁舎 1F             | 0947-85-7127 |
| 柳川・みやま消費生活センター       | 柳川市大和町鷹ノ尾120<br>柳川市役所大和庁舎 1F         | 0944-76-1004 |
| 八女市消費生活センター          | 八女市本町647番地<br>八女市役所庁舎 1階             | 0943-23-1183 |
| 筑後市消費生活センター          | 筑後市大字山ノ井898<br>筑後市役所1F               | 0942-65-3737 |
| 大川市消費生活相談窓口          | 大川市大字小保614-6                         | 0944-86-5105 |
| 行橋市広域消費生活センター        | 行橋市西宮市2-1-39 2階                      | 0930-23-0999 |
| 豊前市消費生活相談窓口          | 豊前市大字吉木955                           | 0979-82-1111 |
| 中間市消費生活センター          | 中間市中間1-1-1<br>中間市役所別館2F              | 093-246-5110 |
| 小郡市消費生活相談室           | 小郡市小郡283-13                          | 0942-27-5188 |
| 筑紫野市消費生活センター         | 筑紫野市石崎1-1-1<br>筑紫野市役所2F              | 092-923-1741 |
| 春日市消費生活センター          | 春日市光町1-73                            | 092-584-1155 |
| 大野城市消費生活センター         | 大野城市曙町2-2-1<br>大野城市役所新館4F            | 092-580-1968 |
| 宗像市消費生活センター          | 宗像市土穴3-1-45                          | 0940-33-5454 |
| 太宰府市消費生活センター         | 太宰府市観世音寺1-1-1<br>太宰府市役所2F 消費生活相談室    | 092-921-2121 |
| 古賀市消費生活センター          | 古賀市新原1051-6                          | 092-410-4084 |
| 福津市消費生活相談室           | 福津市中央1-1-1<br>福津市役所本館2F              | 0940-43-8106 |
| 朝倉市消費生活センター          | 朝倉市宮野2046-1<br>朝倉市役所 朝倉支所1F          | 0946-52-1128 |
| 糸島市消費生活センター          | 糸島市前原西1-1-1<br>糸島市役所2F               | 092-332-2098 |
| 那珂川市消費生活相談窓口         | 那珂川市大字安德702-1                        | 092-953-0733 |
| かすや中南部広域消費生活センター     | 糟屋郡志免町志免中央1-10-10<br>志免町地域安全安心センター2階 | 092-936-1594 |
| 新宮町消費生活相談室           | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1 2F                    | 092-410-2182 |
| 久山町消費生活相談室           | 糟屋郡久山町大字久原3632                       | 092-976-1111 |
| 芦屋町消費生活相談窓口          | 遠賀郡芦屋町幸町2-20                         | 093-223-3543 |
| 水巻町消費生活センター          | 遠賀郡水巻町頃末北1-1-1<br>水巻町役場2F            | 093-201-4321 |
| 岡垣町消費生活相談窓口          | 岡垣町野間1-1-1<br>岡垣町役場2F地域づくり課          | 093-282-1211 |
| 遠賀町消費生活相談窓口          | 遠賀郡遠賀町大字今古賀513<br>遠賀町役場1F 消費生活相談室    | 093-293-7783 |
| 筑前町消費生活センター          | 筑前町篠隈373(コスモスプラザ館内)                  | 0946-42-6619 |
| 東峰村消費生活相談窓口          | 朝倉郡東峰村大字宝珠山6425<br>宝珠山基幹集落センター2階     | 0946-23-8284 |
| 田川郡消費者センター           | 田川郡福智町金田937-2<br>福智町役場3階             | 0947-22-9040 |
| 苅田町消費生活相談窓口          | 京都郡苅田町富久町1-19-1<br>苅田町役場3F           | 093-434-3352 |
| 吉富・上毛消費生活相談窓口        | 築上郡吉富町大字広津351-2                      | 0979-33-7051 |

## 福岡県内社会福祉協議会一覧

| 名称                | 住所                                   | 電話番号         |
|-------------------|--------------------------------------|--------------|
| 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会  | 春日市原町3-1-7<br>クローバープラザ内              | 092-584-3377 |
| 社会福祉法人北九州市社会福祉協議会 | 北九州市戸畑区汐井町1-6<br>ウェルとばた8F            | 093-882-4401 |
| 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会  | 福岡市中央区荒戸3-3-39<br>市民福祉プラザ内           | 092-751-1121 |
| 社会福祉法人大牟田市社会福祉協議会 | 大牟田市瓦町9-3<br>総合福祉センター内               | 0944-57-2519 |
| 社会福祉法人久留米市社会福祉協議会 | 久留米市長門石1-1-34<br>総合福祉センター内           | 0942-34-3035 |
| 社会福祉法人直方市社会福祉協議会  | 直方市津田町7-35                           | 0949-23-2551 |
| 社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会  | 飯塚市柏の森956-4                          | 0948-23-2210 |
| 社会福祉法人田川市社会福祉協議会  | 田川市大字伊田2735-13<br>スマイルプラザ田川内         | 0947-44-5757 |
| 社会福祉法人柳川市社会福祉協議会  | 柳川市上宮永町6-3<br>柳川総合保健福祉センター 水の郷内      | 0944-72-5347 |
| 社会福祉法人八女市社会福祉協議会  | 八女市本町599<br>八女市社会福祉会館内               | 0943-23-0294 |
| 社会福祉法人筑後市社会福祉協議会  | 筑後市野町680-1<br>総合福祉センター内              | 0942-52-3969 |
| 社会福祉法人大川市社会福祉協議会  | 大川市大字上巻405-1                         | 0944-86-6556 |
| 社会福祉法人行橋市社会福祉協議会  | 行橋市大字中津熊501<br>ウィズゆくはし内              | 0930-23-1111 |
| 社会福祉法人豊前市社会福祉協議会  | 豊前市大字吉木955<br>豊前市総合福祉センター内           | 0979-82-3391 |
| 社会福祉法人中間市社会福祉協議会  | 中間市通谷1-36-10<br>ハピネスなかも内             | 093-244-1230 |
| 社会福祉法人小郡市社会福祉協議会  | 小郡市二森1167-1<br>小郡市総合保健福祉センター あすてらす内  | 0942-73-1120 |
| 社会福祉法人筑紫野市社会福祉協議会 | 筑紫野市岡田3-11-1<br>総合保健福祉センター カミーリヤ内    | 092-920-8008 |
| 社会福祉法人春日市社会福祉協議会  | 春日市昇町3-101                           | 092-581-7225 |
| 社会福祉法人大野城市社会福祉協議会 | 大野城市曙町2-3-2<br>大野城市総合福祉センター内         | 092-572-7700 |
| 社会福祉法人宗像市社会福祉協議会  | 宗像市久原180<br>メイトム宗像内                  | 0940-37-1300 |
| 社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会 | 太宰府市白川2-10<br>総合福祉センター内              | 092-923-3230 |
| 社会福祉法人古賀市社会福祉協議会  | 古賀市庄205<br>サンコスモ古賀内                  | 092-944-2941 |
| 社会福祉法人福津市社会福祉協議会  | 福津市手光南2-1-1<br>健康福祉総合センター ふくとびあ内     | 0940-34-3341 |
| 社会福祉法人うきは市社会福祉協議会 | うきは市吉井町347-1<br>うきは市総合福祉センター内        | 0943-76-3977 |
| 社会福祉法人宮若市社会福祉協議会  | 宮若市宮田4406-1<br>社会福祉センター内             | 0949-32-0335 |
| 社会福祉法人嘉麻市社会福祉協議会  | 嘉麻市上山田502-6                          | 0948-43-3511 |
| 社会福祉法人朝倉市社会福祉協議会  | 朝倉市甘木198-1<br>ピーポート甘木内               | 0946-22-7834 |
| 社会福祉法人みやま市社会福祉協議会 | みやま市高田町今福314-1<br>高田総合保健福祉センター あたご苑内 | 0944-22-5000 |
| 社会福祉法人糸島市社会福祉協議会  | 糸島市潤1-22-1<br>健康福祉センター あごら内          | 092-324-1660 |
| 社会福祉法人那珂川市社会福祉協議会 | 那珂川市西隈1-1-2<br>那珂川市福祉センター内           | 092-952-4565 |
| 社会福祉法人宇美町社会福祉協議会  | 糟屋郡宇美町宇美2-1-11                       | 092-931-1008 |

## 福岡県内社会福祉協議会一覧

| 名称                | 住所                                    | 電話番号         |
|-------------------|---------------------------------------|--------------|
| 社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会  | 糟屋郡篠栗町中央1-9-2                         | 092-947-7581 |
| 社会福祉法人志免町社会福祉協議会  | 糟屋郡志免町大字志免451-1<br>シーメイト内             | 092-937-3011 |
| 社会福祉法人須恵町社会福祉協議会  | 糟屋郡須恵町上須恵1167-3<br>社会福祉センター内          | 092-933-2160 |
| 社会福祉法人新宮町社会福祉協議会  | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-3-1<br>社会福祉センター内           | 092-963-0921 |
| 社会福祉法人久山町社会福祉協議会  | 糟屋郡久山町大字久原3553-1<br>久山会館              | 092-976-3420 |
| 社会福祉法人粕屋町社会福祉協議会  | 糟屋郡粕屋町長者原東6-5-10<br>粕屋町福祉センター内        | 092-938-6844 |
| 社会福祉法人芦屋町社会福祉協議会  | 遠賀郡芦屋町緑ヶ丘4-22                         | 093-222-2866 |
| 社会福祉法人水巻町社会福祉協議会  | 遠賀郡水巻町頃末南3-11-1<br>いきいきほーる内           | 093-202-3700 |
| 社会福祉法人岡垣町社会福祉協議会  | 遠賀郡岡垣町高倉598-1<br>おかがき総合福祉保健センター いこいの里 | 093-283-2940 |
| 社会福祉法人遠賀町社会福祉協議会  | 遠賀郡遠賀町浅木2-31-1<br>ふれあいの里センター内         | 093-293-0430 |
| 社会福祉法人小竹町社会福祉協議会  | 鞍手郡小竹町大字勝野3362<br>小竹町総合福祉センター内        | 0949-62-2028 |
| 社会福祉法人鞍手町社会福祉協議会  | 鞍手郡鞍手町大字新延414-1<br>総合福祉センター内          | 0949-42-7800 |
| 社会福祉法人桂川町社会福祉協議会  | 嘉穂郡桂川町土居463-1<br>いきいきセンター 桂寿苑内        | 0948-65-2271 |
| 社会福祉法人筑前町社会福祉協議会  | 朝倉郡筑前町篠隈373<br>コスモスプラザ福祉館内            | 0946-42-4555 |
| 社会福祉法人東峰村社会福祉協議会  | 朝倉郡東峰村小石原鼓2846<br>高齢者活動促進施設(喜楽来館)内    | 0946-74-2012 |
| 社会福祉法人大刀洗町社会福祉協議会 | 三井郡大刀洗町富多819<br>ぬくもりの館大刀洗内            | 0942-77-4877 |
| 社会福祉法人大木町社会福祉協議会  | 三潨郡大木町大字八町牟田538-1<br>健康福祉センター内        | 0944-32-2423 |
| 社会福祉法人広川町社会福祉協議会  | 八女郡広川町大字新代2165-1<br>保健福祉センター内         | 0943-32-3768 |
| 社会福祉法人香春町社会福祉協議会  | 田川郡香春町大字高野727<br>地域福祉センター 香泉荘内        | 0947-32-4616 |
| 社会福祉法人添田町社会福祉協議会  | 田川郡添田町大字添田1573<br>ふれあいの館そえだジョイ内       | 0947-82-2600 |
| 社会福祉法人糸田町社会福祉協議会  | 田川郡糸田町1971-1<br>社会福祉センター内             | 0947-26-4540 |
| 社会福祉法人川崎町社会福祉協議会  | 田川郡川崎町大字田原804<br>川崎町総合福祉センター内         | 0947-72-5244 |
| 社会福祉法人大任町社会福祉協議会  | 田川郡大任町大字天行事3090<br>老人福祉センター内          | 0947-63-4828 |
| 社会福祉法人赤村社会福祉協議会   | 田川郡赤村大字内田1188<br>赤村役場内                | 0947-62-3004 |
| 社会福祉法人福智町社会福祉協議会  | 田川郡福智町金田1154-2<br>社会福祉センター内           | 0947-22-6631 |
| 社会福祉法人苅田町社会福祉協議会  | 京都郡苅田町幸町6-91<br>ハンジープラザ内              | 093-434-3641 |
| 社会福祉法人みやこ町社会福祉協議会 | 京都郡みやこ町犀川古川50<br>いこいの里内               | 0930-42-1000 |
| 社会福祉法人吉富町社会福祉協議会  | 築上郡吉富町大字広津641-1<br>吉富町住民福祉センター内       | 0979-23-5400 |
| 社会福祉法人上毛町社会福祉協議会  | 築上郡上毛町大字八ツ並143-1<br>げんきの社             | 0979-72-2900 |
| 社会福祉法人築上町社会福祉協議会  | 築上郡築上町権田861-1<br>社会福祉センター 自愛の家内       | 0930-56-2223 |

福岡県内労働基準監督署一覧

| 名称                  | 管轄区域                                  | 住所                   | 電話番号         |
|---------------------|---------------------------------------|----------------------|--------------|
| 福岡中央労働基準監督署         | 福岡市(東区除く)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市 | 福岡市中央区長浜2-1-1        | 092-761-5605 |
| 福岡東労働基準監督署          | 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡                 | 福岡市東区香椎浜1-3-26       | 092-661-3770 |
| 北九州西労働基準監督署         | 北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡         | 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10    | 093-622-6550 |
| 北九州東労働基準監督署         | 北九州市小倉北区、小倉南区                         | 北九州市小倉北区大手町13-26     | 093-561-0881 |
| 北九州東労働基準監督署<br>門司分署 | 北九州市門司区                               | 北九州市門司区北川町1-18       | 093-381-5361 |
| 行橋労働基準監督署           | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                       | 行橋市中央1-12-35         | 0930-23-0454 |
| 久留米労働基準監督署          | 久留米市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡、三潁郡     | 久留米市諏訪野町2401         | 0942-33-7251 |
| 大牟田労働基準監督署          | 大牟田市、柳川市、みやま市                         | 大牟田市小浜町24-13         | 0944-53-3987 |
| 八女労働基準監督署           | 八女市、筑後市、八女郡                           | 八女市稲富132             | 0943-23-2121 |
| 飯塚労働基準監督署           | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                           | 飯塚市芳雄町13-6<br>飯塚合同庁舎 | 0948-22-3200 |
| 直方労働基準監督署           | 直方市、宮若市、鞍手郡                           | 直方市殿町9-17            | 0949-22-0544 |
| 田川労働基準監督署           | 田川市、田川郡                               | 田川市中央町4-12           | 0947-42-0380 |

福岡県内公共職業安定所(ハローワーク)一覧

| 名称                  | 管轄区域   | 住所                          | 電話番号         |
|---------------------|--|-----------------------------|--------------|
| 福岡中央公共職業安定所         | 福岡市博多区、中央区、南区(那の川1~2丁目)、城南区、早良区、糟屋郡宇美町、志免町、須恵町 | 福岡市中央区赤坂1-6-19              | 092-712-8609 |
| 福岡東公共職業安定所          | 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡篠栗町、新宮町、久山町、粕屋町           | 福岡市東区千早6-1-1                | 092-672-8609 |
| 福岡南公共職業安定所          | 福岡市南区(那の川1~2丁目除く)、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市      | 春日市春日公園3-2                  | 092-513-8609 |
| 福岡西公共職業安定所          | 福岡市西区、糸島市                                      | 福岡市西区姪浜駅南3-8-10             | 092-881-8609 |
| 八幡公共職業安定所<br>黒崎駅前庁舎 | 北九州市八幡東区、八幡西区、中間市、遠賀郡                          | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3<br>コムシティ6階 | 093-622-5566 |
| 八幡公共職業安定所<br>若松出張所  | 北九州市若松区  | 北九州市若松区本町1-14-12            | 093-771-5055 |
| 八幡公共職業安定所<br>戸畑分庁舎  | 北九州市戸畑区  | 北九州市戸畑区汐井町1-6<br>ウエルとばた8階   | 093-871-1331 |
| 小倉公共職業安定所           | 北九州市小倉北区、小倉南区                                  | 北九州市小倉北区萩崎町1-11             | 093-941-8609 |
| 小倉公共職業安定所<br>門司出張所  | 北九州市門司区  | 北九州市門司区北川町1-18              | 093-381-8609 |
| 行橋公共職業安定所           | 行橋市、京都郡、築上郡築上町                                 | 行橋市西宮市5-2-47                | 0930-25-8609 |
| 行橋公共職業安定所<br>豊前出張所  | 豊前市、築上郡吉富町、上毛町                                 | 豊前市大字八屋322-70               | 0979-82-8609 |
| 飯塚公共職業安定所           | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                                    | 飯塚市芳雄町12-1                  | 0948-24-8609 |
| 直方公共職業安定所           | 直方市、宮若市、鞍手郡                                    | 直方市大字頓野3334-5               | 0949-22-8609 |
| 田川公共職業安定所           | 田川市、田川郡  | 田川市弓削田184-1                 | 0947-44-8609 |
| 大牟田公共職業安定所          | 大牟田市、柳川市、みやま市                                  | 大牟田市大正町6-2-3                | 0944-53-1551 |
| 久留米公共職業安定所          | 久留米市(旧城島町除く)、小郡市、うきは市、三井郡                      | 久留米市諏訪野町2401                | 0942-35-8609 |
| 久留米公共職業安定所<br>大川出張所 | 久留米市(旧城島町)、大川市、三潁郡                             | 大川市大字小保614-6                | 0944-86-8609 |
| 八女公共職業安定所           | 八女市、筑後市、八女郡                                    | 八女市馬場514-3                  | 0943-23-6188 |
| 朝倉公共職業安定所           | 朝倉市、朝倉郡  | 朝倉市菩提寺480-3                 | 0946-22-8609 |

### 福岡県内年金事務所一覧

| 名称                    | 管轄区域                                      | 住所  | 電話番号         |
|-----------------------|---|---|--------------|
| 東福岡年金事務所              | 福岡市東区、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡<br>(※1)             | 福岡市東区馬出3-12-32                                  | 092-651-7967 |
| 博多年金事務所               | 福岡市博多区                                    | 福岡市博多区博多駅東3-14-1<br>T-Building HAKATA EAST 4・5階 | 092-474-0012 |
| 中福岡年金事務所              | 福岡市中央区                                    | 福岡市中央区大手門2-8-25                                 | 092-751-1232 |
| 西福岡年金事務所              | 福岡市西区、城南区、早良区、糸島市                         | 福岡市西区内浜1-3-7                                    | 092-883-9962 |
| 南福岡年金事務所              | 福岡市南区、筑紫野市、春日市、大野城市、<br>太宰府市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡 | 福岡市南区塩原3-1-27                                   | 092-552-6112 |
| 久留米年金事務所              | 久留米市、八女市、筑後市、大川市、<br>小郡市、うきは市、三井郡、三潁郡、八女郡 | 久留米市諏訪野町2401                                    | 0942-33-6192 |
| 小倉南年金事務所              | 北九州市小倉南区、行橋市、豊前市、<br>京都郡、築上郡              | 北九州市小倉南区下曾根1-8-6                                | 093-471-8873 |
| 小倉北年金事務所              | 北九州市門司区、小倉北区                              | 北九州市小倉北区大手町13-3                                 | 093-583-8340 |
| 直方年金事務所               | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、<br>鞍手郡、嘉穂郡、田川郡       | 直方市知古1-8-1                                      | 0949-22-0891 |
| 八幡年金事務所               | 北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区、<br>中間市、遠賀郡         | 北九州市八幡西区岸の浦1-5-5                                | 093-631-7962 |
| 大牟田年金事務所              | 大牟田市、柳川市、みやま市                             | 大牟田市大正町6-2-10                                   | 0944-52-5294 |
| 街角の年金相談センター<br>北九州 ※2 | 福岡県内全域                                    | 北九州市八幡西区西曲里町2-1<br>黒崎テクノプラザ I-1階                | 093-645-6200 |

※1 健康保険・厚生年金に関する事業所の手続きは、博多年金事務所が管轄しています。  
 ※2 来訪相談のみ可能。電話による年金相談は受け付けておりません。

### 福岡県内海上保安部一覧

| 名称      | 管轄区域  | 住所                      | 電話番号         |
|---------|---|-------------------------|--------------|
| 門司海上保安部 | 北九州市門司区、小倉北区、小倉南区、<br>直方市、飯塚市、田川市、行橋市、豊前市、宮若市、<br>嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡、京都郡、築上郡 | 北九州市門司区西海岸1-3-10        | 093-321-3215 |
| 苅田海上保安署 | (北九州市小倉南区<br>行橋市、豊前市、京都郡、築上郡)   | 京都郡苅田町港町27              | 093-436-3356 |
| 若松海上保安部 | 北九州市若松区、戸畑区、八幡東区、八幡西区   | 北九州市若松区本町1-14-12        | 093-761-2497 |
| 福岡海上保安部 | 門司、若松、三池各海上保安部管内を除く<br>福岡県全域  | 福岡市博多区沖浜町8-1            | 092-281-5865 |
| 三池海上保安部 | 大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、<br>大川市、みやま市、三潁郡、八女郡                                     | 福岡県大牟田市新港町1<br>三池港湾合同庁舎 | 0944-53-0521 |

### 福岡県内法務局(支局)一覧

| 名称         | 管轄区域                        | 住所                           | 電話番号         |
|------------|-----------------------------|------------------------------|--------------|
| 福岡法務局人権擁護部 | 福岡市、宗像市、古賀市、福津市、<br>糸島市、糟屋郡 | 福岡市中央区舞鶴3-5-25<br>福岡第1法務総合庁舎 | 092-739-4151 |
| 福岡法務局筑紫支局  | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市     | 筑紫野市二日市中央5-14-7              | 092-922-2881 |
| 福岡法務局朝倉支局  | 朝倉市、朝倉郡                     | 朝倉市菩提寺480-6                  | 0946-22-2455 |
| 福岡法務局飯塚支局  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                 | 飯塚市芳雄町13-6<br>飯塚合同庁舎3F       | 0948-22-1580 |
| 福岡法務局直方支局  | 直方市、宮若市、鞍手郡                 | 直方市新町2-1-24                  | 0949-22-1144 |
| 福岡法務局久留米支局 | 久留米市、小郡市、三井郡、うきは市           | 久留米市城南町21-5                  | 0942-39-2121 |
| 福岡法務局柳川支局  | 大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潁郡       | 柳川市一新町1-9                    | 0944-72-2640 |
| 福岡法務局八女支局  | 八女市、筑後市、八女郡                 | 八女市稲富127                     | 0943-23-2603 |
| 福岡法務局北九州支局 | 北九州市、中間市、遠賀郡                | 北九州市小倉北区城内5-1<br>小倉合同庁舎      | 093-561-3542 |
| 福岡法務局行橋支局  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡             | 行橋市大橋2-22-10                 | 0930-22-0476 |
| 福岡法務局田川支局  | 田川市、田川郡                     | 田川市中央町4-20                   | 0947-44-1426 |

福岡県内税務署一覧

| 名称     | 管轄区域                                   | 住所                           | 電話番号         |
|--------|--|------------------------------|--------------|
| 博多税務署  | 福岡市東区の一部(※注)、博多区                       | 福岡市東区馬出1-8-1                 | 092-641-8131 |
| 香椎税務署  | 福岡市東区の一部(博多税務所管内除く)<br>宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡 | 福岡市東区千早6-2-1                 | 092-661-1031 |
| 福岡税務署  | 福岡市中央区、南区                              | 福岡市中央区天神4-8-28               | 092-771-1151 |
| 西福岡税務署 | 福岡市城南区、早良区、西区、糸島市                      | 福岡市早良区百道1-5-22               | 092-843-6211 |
| 筑紫税務署  | 筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市                | 筑紫野市針摺西1-1-8                 | 092-923-1400 |
| 門司税務署  | 北九州市門司区                                | 北九州市門司区西海岸1-3-10<br>門司港湾合同庁舎 | 093-321-5831 |
| 小倉税務署  | 北九州市小倉北区、小倉南区                          | 北九州市小倉北区大手町13-17             | 093-583-1331 |
| 八幡税務署  | 北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区                      | 北九州市八幡東区平野2-13-1             | 093-671-6531 |
| 若松税務署  | 北九州市若松区、中間市、遠賀郡                        | 北九州市若松区本町1-14-12<br>若松港湾合同庁舎 | 093-761-2536 |
| 直方税務署  | 直方市、宮若市、鞍手郡                            | 直方市殿町9-10                    | 0949-22-0880 |
| 田川税務署  | 田川市、田川郡                                | 田川市新町11-55                   | 0947-44-0430 |
| 飯塚税務署  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                            | 飯塚市芳雄町13-6<br>飯塚合同庁舎         | 0948-22-6710 |
| 久留米税務署 | 久留米市、小郡市、うきは市、三井郡                      | 久留米市諏訪野町2401-10              | 0942-32-4461 |
| 甘木税務署  | 朝倉市、朝倉郡                                | 朝倉市菩提寺565-1                  | 0946-22-2720 |
| 大牟田税務署 | 大牟田市、柳川市、みやま市                          | 大牟田市不知火町1-3-16               | 0944-52-3245 |
| 大川税務署  | 大川市、三潁郡                                | 大川市大字榎津325-1                 | 0944-87-2125 |
| 八女税務署  | 八女市、筑後市、八女郡                            | 八女市本町510                     | 0943-23-5191 |
| 行橋税務署  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                        | 行橋市門樋町1-1                    | 0930-23-0580 |

注) 福岡市東区内、博多税務署の管内

貝塚団地、郷口町、社領1～3丁目、箱崎1～7丁目、箱崎ふ頭1～6丁目、原田1～4丁目、筥松1～4丁目、筥松新町  
東浜1・2丁目、二又瀬、二又瀬新町、馬出1～6丁目、松島1～6丁目、松田1～3丁目

福岡県内地方検察庁(支部)一覧

| 名称               | 管轄区域  | 住所                      | 電話番号         |
|------------------|---|-------------------------|--------------|
| 福岡地方検察庁          | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、宗像市、古賀市、福津市<br>朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡 | 福岡市中央区六本松4-2-3          | 092-734-9090 |
| 福岡地方検察庁<br>飯塚支部  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡   | 飯塚市芳雄町13-6              | 0948-22-0692 |
| 福岡地方検察庁<br>直方支部  | 直方市、宮若市、鞍手郡   | 飯塚市芳雄町13-6<br>(飯塚支部で受付) | 0948-22-0692 |
| 福岡地方検察庁<br>久留米支部 | 久留米市、小郡市、うきは市、三井郡   | 久留米市篠山町31               | 0942-35-4101 |
| 福岡地方検察庁<br>柳川支部  | 柳川市、大川市、みやま市(旧高田町除く)<br>三潁郡                                   | 柳川市一新町6                 | 0944-72-2529 |
| 福岡地方検察庁<br>大牟田支部 | 大牟田市、みやま市(旧高田町)   | 大牟田市新地町500番地            | 0944-52-2629 |
| 福岡地方検察庁<br>八女支部  | 八女市、筑後市、八女郡   | 久留米市篠山町31(久留米支部<br>で受付) | 0942-35-4101 |
| 福岡地方検察庁<br>小倉支部  | 北九州市、中間市、遠賀郡  | 北九州市小倉北区大手町13-26        | 093-592-9410 |
| 福岡地方検察庁<br>行橋支部  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡   | 行橋市行事1-8-21             | 0930-22-0508 |
| 福岡地方検察庁<br>田川支部  | 田川市、田川郡   | 田川市千代町5-1               | 0947-44-1161 |

福岡県内区検察庁一覧

| 名称      | 管轄区域                                       | 住所                            | 電話番号         |
|---------|--|-------------------------------|--------------|
| 福岡区検察庁  | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 | 福岡市中央区六本松4-2-3                | 092-734-9090 |
| 宗像区検察庁  | 宗像市、福津市                                    | 福岡市中央区六本松4-2-3<br>(福岡地検で受付)   | 092-734-9090 |
| 甘木区検察庁  | 朝倉市、朝倉郡                                    | 福岡市中央区六本松4-2-3<br>(福岡地検で受付)   | 092-734-9090 |
| 飯塚区検察庁  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                                | 飯塚市芳雄町13-6                    | 0948-22-0692 |
| 直方区検察庁  | 直方市、宮若市、鞍手郡                                | 飯塚市芳雄町13-6<br>(飯塚支部で受付)       | 0948-22-0692 |
| 久留米区検察庁 | 久留米市、小郡市、三井郡                               | 久留米市篠山町31                     | 0942-35-4101 |
| うきは区検察庁 | うきは市                                       | 久留米市篠山町31<br>(久留米支部で受付)       | 0942-35-4101 |
| 柳川区検察庁  | 柳川市、大川市、みやま市(旧高田町除く)<br>三潁郡                | 柳川市一新町6                       | 0944-72-2529 |
| 大牟田区検察庁 | 大牟田市、みやま市(旧高田町)                            | 大牟田市新地町500番地                  | 0944-52-2629 |
| 八女区検察庁  | 八女市、筑後市、八女郡                                | 久留米市篠山町31(久留米支部<br>で受付)       | 0942-35-4101 |
| 小倉区検察庁  | 北九州市(折尾区検察庁管轄区域除く)                         | 北九州市小倉北区大手町13-26              | 093-592-9410 |
| 折尾区検察庁  | 北九州市八幡西区(折尾出張所、<br>八幡南出張所管内)、中間市、遠賀郡       | 北九州市小倉北区大手町13-26<br>(小倉支部で受付) | 093-592-9410 |
| 行橋区検察庁  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                            | 行橋市行事1-8-21                   | 0930-22-0508 |
| 田川区検察庁  | 田川市、田川郡                                    | 田川市千代町5-1                     | 0947-44-1161 |

### 福岡県内地方裁判所(支部)一覧

| 名称               | 管轄区域  | 住所              | 電話番号         |
|------------------|---|-----------------|--------------|
| 福岡地方裁判所          | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、宗像市、古賀市、福津市<br>朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡 | 福岡市中央区六本松4-2-4  | 092-781-3141 |
| 福岡地方裁判所<br>飯塚支部  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡   | 飯塚市新立岩10-29     | 0948-22-1150 |
| 福岡地方裁判所<br>直方支部  | 直方市、宮若市、鞍手郡   | 直方市丸山町1-4       | 0949-22-0522 |
| 福岡地方裁判所<br>久留米支部 | 久留米市、小郡市、うきは市、三井郡   | 久留米市篠山町21       | 0942-32-5387 |
| 福岡地方裁判所<br>柳川支部  | 柳川市、大川市、みやま市(旧高田町除く)<br>三潁郡                                   | 柳川市本町4          | 0944-72-3121 |
| 福岡地方裁判所<br>大牟田支部 | 大牟田市、みやま市(旧高田町)   | 大牟田市白金町101      | 0944-53-3503 |
| 福岡地方裁判所<br>八女支部  | 八女市、筑後市、八女郡   | 八女市本町537-4      | 0943-23-4036 |
| 福岡地方裁判所<br>小倉支部  | 北九州市、中間市、遠賀郡  | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | 093-561-3431 |
| 福岡地方裁判所<br>行橋支部  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡   | 行橋市行事1-8-23     | 0930-22-0035 |
| 福岡地方裁判所<br>田川支部  | 田川市、田川郡   | 田川市千代町1-5       | 0947-42-0163 |

### 福岡県内家庭裁判所(支部)一覧

| 名称               | 管轄区域  | 住所              | 電話番号   |
|------------------|---|-----------------|--|
| 福岡家庭裁判所          | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、宗像市、古賀市<br>福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 | 福岡市中央区六本松4-2-4  | 092-711-9651<br>(代表)<br>092-510-0427<br>(少年訟廷) |
| 福岡家庭裁判所<br>甘木出張所 | 朝倉市、朝倉郡   | 朝倉市菩提寺571       | 0946-22-2113                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>飯塚支部  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡   | 飯塚市新立岩10-29     | 0948-22-1348<br>(少年係)                          |
| 福岡家庭裁判所<br>直方支部  | 直方市、宮若市、鞍手郡   | 直方市丸山町1-4       | 0949-22-0522                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>久留米支部 | 久留米市、小郡市、うきは市、三井郡                                     | 久留米市篠山町21       | 0942-39-6989<br>(少年係)                          |
| 福岡家庭裁判所<br>柳川支部  | 柳川市、大川市、みやま市(旧高田町除く)<br>三潁郡                           | 柳川市本町4          | 0944-72-3832                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>大牟田支部 | 大牟田市、みやま市(旧高田町)                                       | 大牟田市白金町101      | 0944-53-3504                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>八女支部  | 八女市、筑後市、八女郡   | 八女市本町537-4      | 0943-23-2744                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>小倉支部  | 北九州市、中間市、遠賀郡  | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | 093-561-3431                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>行橋支部  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                                       | 行橋市行事1-8-23     | 0930-22-0035                                   |
| 福岡家庭裁判所<br>田川支部  | 田川市、田川郡   | 田川市千代町1-5       | 0947-42-0163                                   |

福岡県内簡易裁判所一覧

| 名称       | 管轄区域                                       | 住所               | 電話番号         |
|----------|--|------------------|--------------|
| 福岡簡易裁判所  | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、糟屋郡 | 福岡市中央区六本松4-2-4   | 092-781-3141 |
| 宗像簡易裁判所  | 宗像市、福津市                                    | 宗像市田熊2-3-34      | 0940-36-2024 |
| 甘木簡易裁判所  | 朝倉市、朝倉郡                                    | 朝倉市菩提寺571        | 0946-22-2113 |
| 飯塚簡易裁判所  | 飯塚市、嘉麻市、嘉穂郡                                | 飯塚市新立岩10-29      | 0948-22-1150 |
| 直方簡易裁判所  | 直方市、宮若市、鞍手郡                                | 直方市丸山町1-4        | 0949-22-0522 |
| 久留米簡易裁判所 | 久留米市、小郡市、三井郡                               | 久留米市篠山町21        | 0942-32-5387 |
| うきは簡易裁判所 | うきは市                                       | うきは市吉井町343-6     | 0943-75-3271 |
| 柳川簡易裁判所  | 柳川市、大川市、みやま市(旧高田町除く)<br>三潁郡                | 柳川市本町4           | 0944-72-3121 |
| 大牟田簡易裁判所 | 大牟田市、みやま市(旧高田町)                            | 大牟田市白金町101       | 0944-53-3503 |
| 八女簡易裁判所  | 八女市、筑後市、八女郡                                | 八女市本町537-4       | 0943-23-4036 |
| 小倉簡易裁判所  | 北九州市(折尾簡易裁判所管轄区域除く)                        | 北九州市小倉北区金田1-4-1  | 093-561-3431 |
| 折尾簡易裁判所  | 北九州市八幡西区(折尾出張所、<br>八幡南出張所管内)、中間市、遠賀郡       | 北九州市八幡西区折尾4-29-6 | 093-691-0229 |
| 行橋簡易裁判所  | 行橋市、豊前市、京都郡、築上郡                            | 行橋市行事1-8-23      | 0930-22-0035 |
| 田川簡易裁判所  | 田川市、田川郡                                    | 田川市千代町1-5        | 0947-42-0163 |

福岡県内検察審査会一覧

| 名称                     | 管轄区域  | 住所              | 電話番号         |
|------------------------|---|-----------------|--------------|
| 福岡第一検察審査会<br>福岡第二検察審査会 | 福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市<br>太宰府市、宗像市、古賀市、福津市<br>朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡、朝倉郡 | 福岡市中央区六本松4-2-4  | 092-781-3141 |
| 飯塚検察審査会                | 直方市、飯塚市、田川市、宮若市<br>嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡                            | 飯塚市新立岩10-29     | 0948-22-1186 |
| 久留米検察審査会               | 久留米市、八女市、筑後市、小郡市<br>うきは市、三井郡、八女郡                              | 久留米市篠山町21       | 0942-32-5342 |
| 柳川検察審査会                | 大牟田市、柳川市、大川市、みやま市、三潁郡   | 柳川市本町4          | 0944-72-3121 |
| 小倉検察審査会                | 北九州市、行橋市、豊前市、中間市<br>遠賀郡、京都郡、築上郡                               | 北九州市小倉北区金田1-4-1 | 093-561-3431 |

### 福岡県弁護士会関係機関一覧

| 名称                                       | 住所                                | 電話番号         |
|--|-----------------------------------|--------------|
| 六本松法律相談センター                              | 福岡市中央区六本松4-2-5                    | 092-753-7423 |
| 天神法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター福岡相談所   | 福岡市中央区天神3-4-8<br>天神重松ビル2F         | 092-741-3208 |
| 二日市法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター二日市相談所 | 筑紫野市二日市北1-3-8<br>スパンオ・コモド2F       | 092-918-8120 |
| いとしま法律相談センター                             | 糸島市前原中央2-6-18<br>平ビル2F            | 092-321-4400 |
| 古賀法律相談センター                               | 古賀市新原1051-6<br>古賀市隣保館(ひだまり館)内     | 092-940-4100 |
| 北九州法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター北九州相談所 | 北九州市小倉北区金田1-4-2<br>北九州弁護士会館       | 093-561-0360 |
| 折尾法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター折尾相談所   | 北九州市八幡西区折尾4-6-16 折尾YSビル2階         | 093-691-2166 |
| 行橋法律相談センター                               | 行橋市中央1-9-50<br>行橋商工会議所内           | 093-561-0360 |
| 豊前法律相談センター                               | 豊前市大字吉木955 豊前市役所1階消費生活相談室         | 093-561-0360 |
| 久留米法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター久留米相談所 | 久留米市篠山町11-5<br>筑後弁護士会館内           | 0942-30-0144 |
| 八女法律相談センター                               | 八女市本町599<br>八女市社会福祉会館             | 0942-30-0144 |
| 柳川法律相談センター                               | 柳川本町117-2-2階<br>柳川商工会議所内          | 0942-30-0144 |
| 大牟田法律相談センター                              | 大牟田市不知火町1-1-2<br>旧千代田生命(ひまわり)ビル4F | 0942-30-0144 |
| 飯塚法律相談センター<br>公益財団法人日弁連交通事故相談センター飯塚相談所   | 飯塚市新立岩6-16<br>弁護士ビル3F             | 0948-28-7555 |
| 直方法律相談センター                               | 直方市津田町1-29                        | 0949-25-0636 |
| 田川法律相談センター                               | 田川市栄町1-5<br>大城ビル2F                | 0947-42-2330 |

### 福岡県司法書士会関係機関一覧

| 名称               | 住所             | 電話番号         |
|------------------|----------------|--------------|
| 福岡県司法書士会         | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 | 092-714-3721 |
| 福岡県司法書士会総合相談センター | 福岡市中央区舞鶴3-2-23 | 0570-783-544 |

## その他関係機関一覧

| 名称                                | 住所                             | 電話番号  |
|-----------------------------------|--------------------------------|---|
| 福岡高等検察庁                           | 福岡市中央区六本松4-2-3                 | 092-734-9000  |
| 福岡高等裁判所                           | 福岡市中央区城内1-1                    | 092-781-3141  |
| 日本司法支援センター(法テラス)<br>福岡地方事務所       | 福岡市中央区渡辺通5-14-12<br>南天神ビル4F    | 050-3383-5501   |
| 日本司法支援センター(法テラス)<br>福岡地方事務所 北九州支部 | 北九州市小倉北区魚町1-4-21<br>魚町センタービル5F | 050-3383-5506   |
| 福岡法務局(本局)                         | 福岡市中央区舞鶴3-9-15                 | 092-721-4570(代)   |
| 九州地方更生保護委員会                       | 福岡市中央区六本松4-2-3                 | 092-761-7781(代)<br>092-761-7822<br>(被害者専用電話)                                  |
| 福岡保護観察所                           | 福岡市中央区六本松4-2-3<br>福岡第2法務総合庁舎1F | 092-761-6736(代)<br>092-737-6963<br>(被害者支援相談室)                                 |
| 福岡保護観察所北九州支部                      | 北九州市小倉北区城内5-1<br>小倉合同庁舎5F      | 093-561-6340  |
| 福岡矯正管区                            | 福岡市東区若宮5-3-53                  | 092-661-1137  |
| 九州運輸局交通政策部バリアフリー推進課               | 福岡市博多区博多駅東2-11-1<br>福岡合同庁舎新館9F | 092-472-2333<br>03-5253-8969<br><small>(国土交通省公共交通事故被害者支援室)</small>            |
| 第七管区海上保安本部                        | 北九州市門司区西海岸1-3-10<br>門司港湾合同庁舎   | 093-321-2931  |
| 福岡県医師会                            | 福岡市博多区博多駅南2-9-30<br>福岡県医師会館4F  | 092-431-4564  |
| 福岡県臨床心理士会                         | 福岡市中央区赤坂1-14-29<br>畑添ビル503号    | 092-761-8377(FAX)   |
| 日本学生支援機構九州支部                      | 福岡市博多区店屋町4-1                   | 092-262-1010  |
| 日本スポーツ振興センター福岡支所                  | 福岡市中央区天神4-8-10<br>都久志会館5F      | 092-738-8725  |
| 全国健康保険協会福岡支部※                     | 福岡市博多区上呉服町10-1<br>博多三井ビルディング   | 092-283-7621  |
| 福岡犯罪被害者総合サポートセンター                 |                                | 092-409-1356(福岡)<br>093-582-2796(北九州)<br>0942-39-4416(筑後)<br>0948-28-5759(筑豊) |
| 性暴力被害者支援センター・ふくおか                 |                                | 092-409-8100  |

※令和6年7月16日に移転(福岡市博多区博多駅東1-17-1 コネクスクエア博多8F 変更後の電話番号は未定)

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                      | 住所                            | 電話番号         |
|------|-------------------------|-------------------------------|--------------|
| 北九州市 | 地域包括支援センター門司1           | 北九州市門司区吉志新町2-1-1              | 093-481-1028 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター門司2           | 北九州市門司区清滝1-1-1                | 093-331-2041 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター門司3           | 北九州市門司区大里原町12-12              | 093-391-2017 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉北1          | 北九州市小倉北区大手町1-1                | 093-562-2515 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉北2          | 北九州市小倉北区大手町1-1                | 093-562-2516 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉北3          | 北九州市小倉北区大手町1-1                | 093-591-3014 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉北4          | 北九州市小倉北区大手町1-1                | 093-591-3015 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉南1          | 北九州市小倉南区下曾根4-22-1             | 093-475-7392 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉南2          | 北九州市小倉南区若園5-1-2               | 093-923-7039 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉南3          | 北九州市小倉南区若園5-1-2               | 093-952-5128 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉南4          | 北九州市小倉南区若園5-1-2               | 093-923-7052 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター小倉南5          | 北九州市小倉南区徳吉西3-7-1              | 093-451-3109 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター若松1           | 北九州市若松区浜町1-1-1                | 093-751-5281 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター若松2           | 北九州市若松区鶉生田2-1-1               | 093-701-1035 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡東1          | 北九州市八幡東区中央1-1-1               | 093-663-3305 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡東2          | 北九州市八幡東区中央1-1-1               | 093-661-5132 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西1          | 北九州市八幡西区光明1-9-22              | 093-601-5402 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西2          | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3              | 093-644-7623 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西3          | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3              | 093-621-5032 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西4          | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3              | 093-621-5053 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西5          | 北九州市八幡西区下上津役4-8-1             | 093-611-5063 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター八幡西6          | 北九州市八幡西区茶屋の原1-6-1             | 093-617-2752 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター戸畑1           | 北九州市戸畑区千防1-1-1                | 093-861-2166 |
| 北九州市 | 地域包括支援センター戸畑2           | 北九州市戸畑区千防1-1-1                | 093-861-2165 |
| 福岡市  | 福岡市東第1いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区奈多1-10-10 サンシャインビル1階     | 092-608-4633 |
| 福岡市  | 福岡市東第1いきいきセンターふくおか西戸崎支所 | 福岡市東区西戸崎3-2-2                 | 092-603-1607 |
| 福岡市  | 福岡市東第2いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区和白丘1-23-1 1階             | 092-605-5411 |
| 福岡市  | 福岡市東第3いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区香椎駅前1-14-13<br>アールミネ香椎1階 | 092-673-3088 |
| 福岡市  | 福岡市東第4いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区千早4-93-2 西鉄千早駅高架下        | 092-663-5711 |
| 福岡市  | 福岡市東第5いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区水谷2-3-15 第1めぐみビル1階       | 092-665-5011 |
| 福岡市  | 福岡市東第6いきいきセンターふくおか      | 福岡市東区八田1-4-48                 | 092-515-1021 |

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                  | 住所                                   | 電話番号         |
|------|---------------------|--------------------------------------|--------------|
| 福岡市  | 福岡市東第7いきいきセンターふくおか  | 福岡市東区名島2-2-15<br>オン・フィールド名島1階        | 092-661-3200 |
| 福岡市  | 福岡市東第8いきいきセンターふくおか  | 福岡市東区箱崎2-21-17<br>アヴニール21 1階         | 092-631-3011 |
| 福岡市  | 福岡市東第9いきいきセンターふくおか  | 福岡市東区香椎1-1-1<br>ニッコーリビング香椎1階         | 092-692-9991 |
| 福岡市  | 福岡市東第10いきいきセンターふくおか | 福岡市東区香椎照葉3-2-1<br>シーマークビル205号室       | 092-674-2511 |
| 福岡市  | 福岡市東第11いきいきセンターふくおか | 福岡市東区菅松2-22-20<br>メリーライトHAKOZAKI     | 092-409-4589 |
| 福岡市  | 福岡市博多第1いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区神屋町4-13<br>神屋町ビル1階             | 092-271-1155 |
| 福岡市  | 福岡市博多第2いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区東比恵2-13-15<br>クレセント89          | 092-433-3346 |
| 福岡市  | 福岡市博多第3いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区山王1-10-11<br>フェイズイン山王公園前       | 092-474-8588 |
| 福岡市  | 福岡市博多第4いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区浦田1-19-9                       | 092-514-1224 |
| 福岡市  | 福岡市博多第5いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区諸岡2-5-5                        | 092-592-8011 |
| 福岡市  | 福岡市博多第6いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区那珂2-5-1<br>山浦第3ビル1階            | 092-409-2154 |
| 福岡市  | 福岡市博多第7いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区元町1-6-8<br>サンウッド南福岡            | 092-558-4140 |
| 福岡市  | 福岡市博多第8いきいきセンターふくおか | 福岡市博多区吉塚1-27-17<br>鈴木レジデンス3号室        | 092-409-0639 |
| 福岡市  | 福岡市中央第1いきいきセンターふくおか | 福岡市中央区地行1-7-19<br>速水ビル1階             | 092-762-8511 |
| 福岡市  | 福岡市中央第2いきいきセンターふくおか | 福岡市中央区舞鶴2-1-25<br>サン・エクスル1階          | 092-734-8011 |
| 福岡市  | 福岡市中央第3いきいきセンターふくおか | 福岡市中央区白金1-3-25<br>アイディ白金1階           | 092-406-2525 |
| 福岡市  | 福岡市中央第4いきいきセンターふくおか | 福岡市中央区笹丘1-11-13<br>笹丘平和ビル103号        | 092-739-7410 |
| 福岡市  | 福岡市中央第5いきいきセンターふくおか | 福岡市中央区薬院4-1-27<br>薬院大通センタービル香番館305号室 | 092-791-1179 |
| 福岡市  | 福岡市南第1いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区玉川町13-28<br>鶴田ビル1階              | 092-541-8011 |
| 福岡市  | 福岡市南第2いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区長丘1-20-15                       | 092-557-8522 |
| 福岡市  | 福岡市南第3いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区三宅2-1-32<br>ラッシュール・イン大橋南101号室   | 092-553-8911 |
| 福岡市  | 福岡市南第4いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区井尻5-24-15<br>野上ビル1階             | 092-588-8333 |
| 福岡市  | 福岡市南第5いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区警弥郷1-13-2<br>警弥郷ビル1階            | 092-588-0710 |
| 福岡市  | 福岡市南第6いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区老司3-16-11<br>松永ビル1階             | 092-567-8355 |
| 福岡市  | 福岡市南第7いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区柏原1-1-49                        | 092-564-2611 |
| 福岡市  | 福岡市南第8いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区野間4-1-35-108<br>グリーンマンション野間1階   | 092-555-4663 |
| 福岡市  | 福岡市南第9いきいきセンターふくおか  | 福岡市南区大楠2-12-24-103                   | 092-523-2510 |
| 福岡市  | 福岡市南第10いきいきセンターふくおか | 福岡市南区若久2-1-1                         | 092-555-2856 |
| 福岡市  | 福岡市南第11いきいきセンターふくおか | 福岡市南区花畑1-8-6-101号室                   | 092-557-1011 |
| 福岡市  | 福岡市城南第1いきいきセンターふくおか | 福岡市城南区別府3-6-15<br>アクシオン別府駅前プレミアム1階   | 092-847-8011 |
| 福岡市  | 福岡市城南第2いきいきセンターふくおか | 福岡市城南区七隈4-8-7<br>萬元ビル1階              | 092-866-8511 |

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                     | 住所  | 電話番号         |
|------|------------------------|---|--------------|
| 福岡市  | 福岡市城南第3いきいきセンターふくおか    | 福岡市城南区片江4-21-2<br>マイポート90 1階              | 092-865-8311 |
| 福岡市  | 福岡市城南第4いきいきセンターふくおか    | 福岡市城南区堤1-13-36<br>プラモール88-102号            | 092-874-2911 |
| 福岡市  | 福岡市城南第5いきいきセンターふくおか    | 福岡市城南区長尾1-19-16                           | 092-834-5234 |
| 福岡市  | 福岡市早良第1いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区高取2-17-31<br>コスモ藤崎                  | 092-846-8011 |
| 福岡市  | 福岡市早良第2いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区原3-9-25<br>萩ビル102                   | 092-834-7796 |
| 福岡市  | 福岡市早良第3いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区小田部2-10-10<br>プラウ小田部                | 092-832-8433 |
| 福岡市  | 福岡市早良第4いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区次郎丸1-1-57<br>ビレッジ城月                 | 092-874-2711 |
| 福岡市  | 福岡市早良第5いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区原6-28-9<br>デライト山田                   | 092-852-3011 |
| 福岡市  | 福岡市早良第6いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区東入部6-17-1                           | 092-804-8411 |
| 福岡市  | 福岡市早良第7いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区早良6-2-19                            | 092-834-8721 |
| 福岡市  | 福岡市早良第8いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区西新4-9-38<br>第1山口ビル3階                | 092-834-2325 |
| 福岡市  | 福岡市早良第9いきいきセンターふくおか    | 福岡市早良区野芥1-7-1<br>ルミナス1階                   | 092-863-8011 |
| 福岡市  | 福岡市西第1いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区姪の浜4-8-2<br>えきマチ1丁目姪浜2階              | 092-881-8011 |
| 福岡市  | 福岡市西第2いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区内浜1-7-1 北山興産ビル2階                     | 092-885-8911 |
| 福岡市  | 福岡市西第3いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区拾六町5-16-12<br>ポートエル102               | 092-882-7080 |
| 福岡市  | 福岡市西第4いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区壱岐団地135-13                           | 092-892-2121 |
| 福岡市  | 福岡市西第5いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区今宿駅前1-3-3<br>アウロラ1階                  | 092-807-6811 |
| 福岡市  | 福岡市西第5いきいきセンターふくおか北崎支所 | 福岡市西区大字宮浦1963-3                           | 092-805-2611 |
| 福岡市  | 福岡市西第6いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区石丸3-1-10<br>ラインハイト清澄                 | 092-834-2280 |
| 福岡市  | 福岡市西第7いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区壱岐団地76-1                             | 092-812-5711 |
| 福岡市  | 福岡市西第8いきいきセンターふくおか     | 福岡市西区周船寺2-1-25<br>クイーンズヒル周船寺1階            | 092-834-8547 |
| 大牟田市 | 大牟田市中央地区地域包括支援センター     | 大牟田市有明町2-3<br>笹林公園内                       | 0944-41-2676 |
| 大牟田市 | 大牟田市手鎌地区地域包括支援センター     | 大牟田市大字手鎌1300-42<br>手鎌地区公民館内               | 0944-59-6020 |
| 大牟田市 | 大牟田市駿馬・勝立地区地域包括支援センター  | 大牟田市馬込町1-20-1<br>駿馬地区公民館内                 | 0944-41-2020 |
| 大牟田市 | 大牟田市三池地区地域包括支援センター     | 大牟田市三池629-2<br>三池地区公民館内                   | 0944-41-5506 |
| 大牟田市 | 大牟田市三川地区地域包括支援センター     | 大牟田市上屋敷町1-12-3<br>三川地区公民館内                | 0944-41-5298 |
| 大牟田市 | 大牟田市吉野地区地域包括支援センター     | 大牟田市大字白銀781-3<br>吉野地区公民会内                 | 0944-41-6025 |
| 久留米市 | 久留米中央地域包括支援センター        | 久留米市東町32-2<br>HM久留米ビル1階                   | 0942-46-8711 |
| 久留米市 | 久留米中央第2地域包括支援センター      | 久留米市原古賀町30-1<br>IKEDAビル1階                 | 0942-27-6860 |
| 久留米市 | 久留米中央第3地域包括支援センター      | 久留米市諏訪野町1903-6<br>えーるピア久留米敷地内             | 0942-27-6886 |
| 久留米市 | 久留米東地域包括支援センター         | 久留米市山本町豊田1499-21<br>久留米市東部地域高齢者ケアステーション1階 | 0942-41-5522 |
| 久留米市 | 久留米東第2地域包括支援センター       | 久留米市田主丸町田主丸459-11<br>田主丸総合支所1階            | 0943-72-8055 |
| 久留米市 | 久留米西地域包括支援センター         | 久留米市三瀬町玉満2779-1<br>三瀬総合支所2階               | 0942-51-6100 |

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                    | 住所                                 | 電話番号         |
|------|-----------------------|------------------------------------|--------------|
| 久留米市 | 久留米西第2地域包括支援センター      | 久留米市大善寺南2-10-8<br>市営大善寺団地No8棟1階    | 0942-27-8569 |
| 久留米市 | 久留米南地域包括支援センター        | 久留米市上津1-13-22<br>南部保健センター          | 0942-51-2332 |
| 久留米市 | 久留米南第2地域包括支援センター      | 久留米市南1-8-1<br>教育センター1階             | 0942-36-5311 |
| 久留米市 | 久留米北地域包括支援センター        | 久留米市北野町中3253<br>コスモすまいる北野          | 0942-23-1055 |
| 久留米市 | 久留米北第2地域包括支援センター      | 久留米市東合川5-8-5<br>地場産くめ2階            | 0942-65-5156 |
| 直方市  | 直方市地域包括支援センター         | 直方市殿町7-1<br>市民部 健康長寿課 高齢者支援係内      | 0949-25-2391 |
| 飯塚市  | 二瀬地域包括支援センターコスモス苑     | 飯塚市伊川1262-1 老人保健施設コスモス苑内           | 0948-21-5511 |
| 飯塚市  | 穂波西地域包括支援センターつばき苑     | 飯塚市椿623-8 特別養護老人ホームつばき苑内           | 0948-23-8124 |
| 飯塚市  | 筑穂地域包括支援センター          | 飯塚市長尾911-1 筑穂保健福祉総合センター西棟事務室       | 0948-72-3155 |
| 飯塚市  | 地域包括支援センター 太陽の郷       | 飯塚市下三緒690 特別養護老人ホーム太陽の郷内           | 0948-21-2828 |
| 飯塚市  | 幸袋地域包括支援センター いずみ苑     | 飯塚市庄司1941-1                        | 0948-21-1777 |
| 飯塚市  | 顔田地域包括支援センター かいた苑     | 飯塚市勢田2593-65 特別養護老人ホームかいた苑同敷地内     | 0948-92-4552 |
| 飯塚市  | 地域包括支援センター くぬぎ苑       | 飯塚市相田114-1 特別養護老人ホームくぬぎ苑内          | 0948-25-0001 |
| 飯塚市  | 鎮西地域包括支援センター          | 飯塚市花瀬160-1 特別養護老人ホームいづつか同敷地内       | 0948-24-0033 |
| 飯塚市  | 庄内地域包括支援センター 多田の里     | 飯塚市多田309-11 特別養護老人ホーム多田の里内         | 0948-82-0410 |
| 飯塚市  | 地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚 | 飯塚市新飯塚12-13 シルバー会館・飯塚内             | 0948-22-5566 |
| 飯塚市  | 穂波東地域包括支援センター         | 飯塚市忠隈522-3 社会福祉協議会穂波支所内            | 0948-26-6761 |
| 田川市  | 田川市地域包括支援センター         | 田川市大字伊田2735-13 スマイルブラザ田川内          | 0947-42-9420 |
| 柳川市  | 柳川市地域包括支援センター         | 柳川市三橋町正行431 柳川市役所 三橋庁舎内            | 0944-75-6321 |
| 八女市  | 八女地域包括支援センター          | 八女市本町647<br>八女市役所内                 | 0943-23-1203 |
| 八女市  | 東部地域包括支援センター          | 八女市黒木町今1314-1 八女市役所 黒木支所内          | 0943-42-1119 |
| 筑後市  | 筑後市地域包括支援センターいきいき     | 筑後市大字山ノ井898 筑後市役所                  | 0942-53-4162 |
| 大川市  | 大川北地域包括支援センター         | 大川市大字道海島861<br>介護老人保健施設ふれあいの里道海内   | 0944-88-1010 |
| 大川市  | 大川東地域包括支援センター         | 大川市大字北古賀559-3<br>小規模多機能型住宅介護あおぎり荘内 | 0944-88-9231 |
| 大川市  | 大川南地域包括支援センター         | 大川市大字大野島855 特別養護老人ホーム大川荘前          | 0944-89-2525 |
| 行橋市  | 泉高齢者相談支援センター          | 行橋市東泉5-1-19                        | 0930-23-6000 |
| 行橋市  | 今元高齢者相談支援センター         | 行橋市大字金屋370-4                       | 0930-22-1010 |
| 行橋市  | 中京高齢者相談支援センター         | 行橋市中津熊501                          | 0930-23-5616 |
| 行橋市  | 仲津高齢者相談支援センター         | 行橋市東徳永339-1                        | 0930-26-1180 |
| 行橋市  | 長峡高齢者相談支援センター         | 行橋市二塚584                           | 0930-23-8236 |
| 行橋市  | 行橋高齢者相談支援センター         | 行橋市宮町4-30                          | 0930-23-8222 |
| 豊前市  | 豊前市地域包括支援センター         | 豊前市大字吉木955                         | 0979-84-0120 |
| 中間市  | 中間市地域包括支援センター         | 中間市中間1-1-1<br>中間市役所介護保険課内          | 093-245-7716 |
| 小郡市  | 小郡市地域包括支援センター         | 小郡市小郡255-1                         | 0942-72-7551 |
| 小郡市  | 小郡市西地区地域包括支援センター      | 小郡市三沢883-1                         | 0942-65-4118 |
| 小郡市  | 小郡市東地区地域包括支援センター本間    | 小郡市三国が丘1-50-1 アフレル三国が丘ビル1-04号      | 0942-48-0561 |
| 小郡市  | 小郡市南地区地域包括支援センターシマダ   | 小郡市小坂井468-11                       | 0942-23-8666 |
| 筑紫野市 | 筑紫野市地域包括支援センターむさし     | 筑紫野市湯町2-9-2                        | 092-925-2775 |
| 筑紫野市 | 筑紫野市地域包括支援センター天拝の園    | 筑紫野市立明寺618-1                       | 092-918-5788 |

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                   | 住所                               | 電話番号         |
|------|----------------------|----------------------------------|--------------|
| 筑紫野市 | 筑紫野市地域包括支援センターちくしの荘  | 筑紫野市原田462                        | 092-926-2871 |
| 春日市  | 春日市北地域包括支援センター       | 春日市桜ヶ丘4-23                       | 092-589-6227 |
| 春日市  | 春日市南地域包括支援センター       | 春日市塚原台3-129                      | 092-595-8188 |
| 春日市  | 春日市東地域包括支援センター       | 春日市宝町1-12-7                      | 092-404-0310 |
| 大野城市 | 大野城市基幹型地域包括支援センター    | 大野城市曙町2-2-1<br>大野城市役所 新館4階       | 092-501-2306 |
| 大野城市 | 大野城市南地区地域包括支援センター    | 大野城市つつじヶ丘3-1-31                  | 092-589-2632 |
| 大野城市 | 大野城市中央地区地域包括支援センター   | 大野城市上大利1-3-9                     | 092-595-6802 |
| 大野城市 | 大野城市東地区地域包括支援センター    | 大野城市中2-3-1                       | 092-504-5858 |
| 大野城市 | 大野城市北地区地域包括支援センター    | 大野城市仲畑3-10-21                    | 092-501-3838 |
| 宗像市  | 宗像市地域包括支援センター        | 宗像市東郷1-1-1<br>宗像市役所内             | 0940-36-1285 |
| 宗像市  | 吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター  | 宗像市石丸1-6-7 赤間病院内                 | 0940-32-2235 |
| 宗像市  | 自由ヶ丘地域包括支援センター       | 宗像市自由ヶ丘11-13-4                   | 0940-72-6707 |
| 宗像市  | 玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター | 宗像市神湊118-2 特別養護老人ホームケアポート<br>玄海内 | 0940-36-9001 |
| 宗像市  | 河東地域包括支援センター         | 宗像市福元5-2-2 福祉センター宗寿園内            | 0940-33-2755 |
| 宗像市  | 南郷・東郷地域包括支援センター      | 宗像市田熊1-4-11                      | 0940-62-6514 |
| 宗像市  | 日の里地域包括支援センター        | 宗像市日の里2-28-2                     | 0940-62-5030 |
| 太宰府市 | 太宰府市地域包括支援センター       | 太宰府市五条3-1-1<br>いきいき情報センター1階      | 092-929-3211 |
| 太宰府市 | 太宰府市地域包括支援サブセンター     | 太宰府市大字通古賀197-3 スポーツ振興事務所1<br>階   | 092-918-2200 |
| 古賀市  | 古賀市基幹型地域包括支援センター     | 古賀市庄205<br>サンコスモ古賀               | 092-942-1156 |
| 古賀市  | 古賀市第1地域包括支援センター      | 古賀市鹿部499-1<br>福岡聖恵病院敷地内          | 092-410-1355 |
| 古賀市  | 古賀市第2地域包括支援センター      | 古賀市千鳥3-3-1<br>千鳥苑内               | 092-410-7331 |
| 古賀市  | 古賀市第3地域包括支援センター      | 古賀市青柳2886-4                      | 092-692-5541 |
| 福津市  | 福津市地域包括支援センター        | 福津市手光2-1-1 ふくとびあ1階               | 0940-43-0787 |
| うきは市 | うきは市地域包括支援センター       | うきは市吉井町新治316 うきは市保健課内            | 0943-75-4105 |
| うきは市 | 浮羽地域包括支援センター         | うきは市浮羽町朝田582-1 うきは市民センター2階       | 0943-76-9907 |
| 宮若市  | 宮若市地域包括支援センター        | 宮若市宮田29-1 宮若市役所 健康福祉課内           | 0949-33-3456 |
| 嘉麻市  | 嘉麻市高齢者相談支援センター       | 嘉麻市岩崎1180-1 嘉麻市役所稲築庁舎高齢者<br>介護課内 | 0948-42-7434 |
| 朝倉市  | 秋月・甘木地域包括支援センター      | 朝倉市菩提寺183-53                     | 0946-23-1322 |
| 朝倉市  | 南陵・十文字地域包括支援センター     | 朝倉市城859                          | 0646-21-1837 |
| 朝倉市  | 比良松・杷木地域包括支援センター     | 朝倉市入地2262-1                      | 0946-23-8823 |
| みやま市 | みやま市地域包括支援センター       | みやま市瀬高町小川15                      | 0944-64-1516 |
| 糸島市  | 前原西地域包括支援センター        | 糸島市富508-4                        | 092-324-5600 |
| 糸島市  | 前原地域包括支援センター         | 糸島市高上171                         | 092-329-1503 |
| 糸島市  | 前原東地域包括支援センター        | 糸島市潤1-22-1                       | 092-321-0543 |
| 糸島市  | 二丈地域包括支援センター         | 糸島市二丈深江1-4-7                     | 092-325-2338 |
| 糸島市  | 志摩地域包括支援センター         | 糸島市志摩久家2527-2                    | 092-328-8020 |
| 糸島市  | 基幹型地域包括支援センター        | 糸島市潤一丁目22-1                      | 092-330-8880 |
| 那珂川市 | 那珂川市第1地域包括支援センター     | 那珂川市西隈1-1-1                      | 092-408-9886 |
| 那珂川市 | 那珂川市第2地域包括支援センター     | 那珂川市片縄北4-2-20 大神第3ビル1階           | 092-951-1600 |
| 宇美町  | 宇美町地域包括支援センター        | 糟屋郡宇美町宇美5-1-1 宇美町役場内             | 092-934-2249 |
| 篠栗町  | 篠栗町地域包括支援センター        | 糟屋郡篠栗町中央1-1-1 篠栗町役場 福祉課内         | 092-948-6650 |
| 志免町  | 志免町地域包括支援センター        | 糟屋郡志免町志免中央1-1-1 志免町役場 福祉<br>課内   | 092-935-1041 |
| 須恵町  | 須恵町地域包括支援センター        | 糟屋郡須恵町大字上須恵1167番地3 福祉セン<br>ター内   | 092-410-9312 |
| 新宮町  | 新宮町地域包括支援センター        | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜4-3-1 新宮町福祉センター内        | 092-963-0663 |
| 久山町  | 久山町地域包括支援センター        | 糟屋郡久山町大字久原3632 久山町役場 福祉課<br>内    | 092-976-1111 |
| 粕屋町  | 粕屋町地域包括支援センター        | 糟屋郡粕屋町駕与丁1-1-1 粕屋町役場 介護福<br>祉課内  | 092-938-0229 |
| 芦屋町  | 芦屋町地域包括支援センター        | 遠賀郡芦屋町幸町2-20 芦屋町役場 福祉課内          | 093-223-3581 |
| 水巻町  | 水巻町地域包括支援センター        | 遠賀郡水巻町頃末北1-1-1 水巻町役場 福祉課<br>内    | 093-201-4321 |

福岡県内地域包括支援センター一覧

| 保険者名 | 名称                | 住所                               | 電話番号         |
|------|-------------------|----------------------------------|--------------|
| 岡垣町  | 岡垣町地域包括支援センター     | 遠賀郡岡垣町野間1-1-1 岡垣町役場 長寿あんしん課内     | 093-282-1211 |
| 遠賀町  | 遠賀町地域包括支援センター     | 遠賀郡遠賀町大字今古賀513 遠賀町役場 福祉課内        | 093-293-1293 |
| 小竹町  | 小竹町地域包括支援センター     | 鞍手郡小竹町大字勝野3167-1 小竹町役場 福祉課内      | 0949-62-1225 |
| 鞍手町  | 鞍手町地域包括支援センター     | 鞍手郡鞍手町新延414-1                    | 0949-43-3019 |
| 桂川町  | 桂川町地域包括支援センター     | 嘉穂郡桂川町大字土居361 桂川町総合福祉センター内       | 0948-65-4401 |
| 筑前町  | 筑前町地域包括支援センター     | 朝倉郡筑前町久光951-1 めくぼーる健康福祉館         | 0946-22-0171 |
| 東峰村  | 東峰村地域包括支援センター     | 朝倉郡東峰村大字小石原941-9                 | 0946-72-2311 |
| 大刀洗町 | 大刀洗町地域包括支援センター    | 三井郡大刀洗町富多819 大刀洗町役場 福祉課内         | 0942-77-6211 |
| 大木町  | 大木町地域包括支援センター     | 三潞郡大木町大字八町幸田255-1 大木町役場 福祉課内     | 0944-33-0657 |
| 広川町  | 広川町地域包括支援センター     | 八女郡広川町新代1804-1 広川町役場 福祉課内        | 0943-32-1952 |
| 香春町  | 香春町地域包括支援センター     | 田川郡香春町高野994 なごみの杜かわら             | 0947-32-2855 |
| 添田町  | 添田町地域包括支援センター     | 田川郡添田町大字添田1247-1                 | 0947-41-3888 |
| 糸田町  | 糸田町地域包括支援センター     | 田川郡糸田町1971-1 糸田町社会福祉センター内        | 0947-26-9090 |
| 川崎町  | 川崎町地域包括支援センター     | 田川郡川崎町大字田原804 川崎町総合福祉センター内       | 0947-72-3155 |
| 大任町  | 大任町地域包括支援センター     | 田川郡大任町大字大行事3090                  | 0947-41-8060 |
| 赤村   | 赤村地域包括支援センター      | 田川郡赤村内田1188 赤村役場庁舎内              | 0947-62-3330 |
| 福智町  | 福智町地域包括支援センター     | 田川郡福智町金田1272-1                   | 0947-22-9502 |
| 苅田町  | 苅田町地域包括支援センターかんだ  | 京都郡苅田町大字堤2781 介護老人保健施設博愛苑内       | 093-436-1301 |
| 苅田町  | 苅田町地域包括支援センターおばせ  | 京都郡苅田町大字尾倉3843-7                 | 093-482-2523 |
| 苅田町  | 苅田町地域包括支援センターしらかわ | 京都郡苅田町大字法正寺623-1 特別養護老人ホーム白川園内   | 0930-23-7227 |
| みやこ町 | みやこ町地域包括支援センター    | 京都郡みやこ町勝山大久保3222-1               | 0930-32-8032 |
| 吉富町  | 吉富町地域包括支援センター     | 築上郡吉富町大字広津641-1 吉富町住民福祉センター ひだまり | 0979-26-1192 |
| 上毛町  | 上毛町地域包括支援センター     | 築上郡上毛町大字八ツ並143-1 上毛町げんきの社内       | 0979-84-7322 |
| 築上町  | 築上町地域包括支援センター     | 築上郡築上町大字椎田891-2 築上町役場内           | 0930-57-3200 |

福岡県内障害者就業・生活支援センター

| 名称  | 住所                                | 電話番号         |
|---|-----------------------------------|--------------|
| 社会福祉法人 北九州市手をつなぐ育成会<br>北九州障害者就業・生活支援センター        | 北九州市戸畑区汐井町1-6<br>ウエルとばた2F         | 093-871-0030 |
| 社会福祉法人 上横山福祉会<br>障害者就業・生活支援センター「デュナミス」          | 八女市津江544-1                        | 0943-25-3120 |
| 社会福祉法人 鞍手ゆたか福祉会<br>福岡県央障害者就業・生活支援センター           | 直方市須崎町16-19                       | 0949-22-3645 |
| 社会福祉法人 野の花学園<br>障害者就業・生活支援センター 野の花              | 福岡市中央区天神3-14-31<br>天神リndenビル5階    | 092-729-9987 |
| 社会福祉法人 豊徳会<br>障害者就業・生活支援センター じゃんぷ               | 田川市大字夏吉4205-3                     | 0947-23-1150 |
| 特定非営利活動法人 大牟田市障害者協議会<br>障害者就業・生活支援センター ほっとかん    | 大牟田市新栄町16-11-1                    | 0944-57-7161 |
| 社会福祉法人 福岡コロニー<br>障害者就業・生活支援センター ちどり             | 糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-6-1                    | 092-963-5062 |
| 社会福祉法人 野の花学園<br>障害者就業・生活支援センター ちくし              | 春日市春日公園5丁目16番<br>コーポ220-1-1       | 092-592-7789 |
| 社会福祉法人 さつき会<br>障害者就業・生活支援センター はまゆう              | 宗像市田熊5-5-2                        | 0940-34-8200 |
| 社会福祉法人 野の花学園<br>障害者就業・生活支援センター ちくぜん             | 朝倉郡筑前町篠隅349-14 プレステージ<br>21 301号室 | 0946-42-6801 |
| 特定非営利活動法人 久障支援運営委員会<br>障害者就業・生活支援センター ほるて       | 久留米市合川町1490-8                     | 0942-65-8367 |
| 特定非営利活動法人 嘉飯山ネットBASARA<br>障害者就業・生活支援センター BASARA | 飯塚市吉原町6-1<br>あいタウン4階              | 0948-23-5560 |
| 社会福祉法人 みぎわ会<br>障害者就業・生活支援センター エール               | 行橋市南泉3-1-5                        | 0930-25-7511 |

## 自立相談支援機関 相談窓口一覧

| お住まいの場所             | 名称                                | 住所                             | 電話番号                         |
|---------------------|-----------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| 糟屋郡                 | 福岡県自立相談支援事務所<br>(糟屋郡)             | 糟屋郡粕屋町若宮1-3-6<br>安河内ビル1F       | 092-938-3001                 |
| 遠賀郡・鞍手郡             | 福岡県自立相談支援事務所<br>(遠賀郡・鞍手郡)         | 遠賀郡水巻町頃末北1-12-12 1F            | 093-203-1630                 |
| 朝倉郡・三井郡・三潁郡・<br>八女郡 | 福岡県自立相談支援事務所<br>(朝倉郡・三井郡・三潁郡・八女郡) | 久留米市東和町6-9<br>フジホーム久留米ビル501号   | 0942-38-8501                 |
| 京都市・築上郡             | 福岡県自立相談支援事務所<br>(京都市・築上郡)         | 行橋市宮市町2-8<br>ヘブンリービル1F         | 0930-26-7705                 |
| 嘉穂郡・田川郡             | 福岡県自立相談支援事務所<br>(嘉穂郡・田川郡)         | 田川市大字伊田3294-13<br>田川保健所別館1F    | 0947-44-8631                 |
| 北九州市門司区             | 門司区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー   | 北九州市門司区清滝1-1-1                 | 093-331-1887                 |
| 北九州市小倉北区            | 小倉北区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー  | 北九州市小倉北区大手町1-1                 | 093-582-3478                 |
| 北九州市小倉南区            | 小倉南区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー  | 北九州市小倉南区若園5-1-2                | 093-951-1025                 |
| 北九州市若松区             | 若松区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー   | 北九州市若松区浜町1-1-1                 | 093-761-3078                 |
| 北九州市八幡東区            | 八幡東区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー  | 北九州市八幡東区中央1-1-1                | 093-671-3022                 |
| 北九州市八幡西区            | 八幡西区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー  | 北九州市八幡西区黒崎3-15-3               | 093-642-1334                 |
| 北九州市戸畑区             | 戸畑区役所保健福祉課<br>いのちをつなぐネットワークコーナー   | 北九州市戸畑区千防1-1-1                 | 093-871-0855                 |
| 福岡市                 | 福岡市生活自立支援センター                     | 福岡市中央区天神1-4-2<br>エルガーラオフィス7階   | 0120-17-3456<br>092-732-1188 |
| 福岡市                 | 福岡市生活自立支援センター分室                   | 福岡市中央区天神1-6-8<br>天神ツインビル11階    | 0120-20-0607<br>092-401-1886 |
| 久留米市                | 久留米市生活自立支援センター(西<br>部)            | 久留米市城南町15-3                    | 0942-30-9185                 |
| 久留米市                | 久留米市生活自立支援センター(東<br>部)            | 久留米市城南町15-3                    | 0942-30-9113                 |
| 大牟田市                | 大牟田市生活支援相談室                       | 大牟田市瓦町9-3<br>総合福祉センター2F        | 0944-32-8851                 |
| 直方市                 | 直方市保護・介護課援護係                      | 直方市殿町7-1                       | 0949-25-2134                 |
| 飯塚市                 | 飯塚市生活自立支援相談室                      | 飯塚市新立岩5-5                      | 0948-30-2610                 |
| 田川市                 | 田川市市民ふれあい支援センター                   | 田川市中央町1-1                      | 0947-85-7128                 |
| 柳川市                 | 柳川市生活困窮者自立相談支援窓口                  | 柳川市本町87-1                      | 0944-77-8177                 |
| 八女市                 | 八女市福祉課生活支援係                       | 八女市本町647                       | 0943-24-8030                 |
| 筑後市                 | 筑後市自立相談支援窓口                       | 筑後市大字山ノ井898                    | 0942-65-7019                 |
| 大川市                 | 大川市生活困窮者自立相談支援窓口                  | 大川市大字酒見256-1                   | 0944-85-5507                 |
| 行橋市                 | ゆくはし生活相談センター                      | 行橋市大字中津熊501(ウイズゆくはし<br>1F)     | 0930-55-6665                 |
| 豊前市                 | 豊前市生活困窮者自立相談支援セン<br>ター            | 豊前市大字吉木955                     | 0979-82-3391                 |
| 中間市                 | 中間市市民生活相談センター                     | 中間市通谷一丁目36-10                  | 093-246-1030                 |
| 小郡市                 | 小郡市生活自立相談支援窓口「生活<br>相談支援ステップアップ」  | 小郡市二森1167-1                    | 0942-73-1120                 |
| 筑紫野市                | 筑紫野市暮らしの困りごと相談窓口                  | 筑紫野市石崎1-1-1 2F                 | 092-923-1111<br>内線(445)      |
| 春日市                 | 春日市生活困窮者自立相談支援窓口<br>「くらしサポート」よりそい | 春日市昇町3-101(春日市社会福祉セ<br>ンター 1階) | 092-515-2098                 |
| 大野城市                | 大野城市福祉サービス課 福祉政策<br>担当            | 大野城市曙町2-2-1                    | 092-580-1961                 |
| 宗像市                 | 宗像市生活支援課自立生活支援係                   | 宗像市東郷1-1-1                     | 0940-36-9570                 |

### 自立相談支援機関 相談窓口一覧

| お住まいの場所 | 名称                    | 住所                        | 電話番号         |
|---------|-----------------------|---------------------------|--------------|
| 太宰府市    | 太宰府市生活支援課生活支援係        | 太宰府市観世音寺1-1-1             | 092-921-2121 |
| 古賀市     | 古賀市福祉課福祉相談係(生活再生支援担当) | 古賀市庄205 サンコスモ古賀           | 092-942-1156 |
| 福津市     | 福津市福祉課生活相談係           | 福津市中央1-1-1                | 0940-43-8188 |
| うきは市    | (社)うきは市社会福祉協議会        | うきは市吉井町347-1              | 0943-76-3977 |
| 宮若市     | 宮若市自立相談支援室(困りごと相談室)   | 宮若市宮田29-1                 | 0949-32-3477 |
| 嘉麻市     | かま自立相談支援センター          | 嘉麻市上山田502-6               | 0948-43-4751 |
| 朝倉市     | 朝倉市困りごと相談室            | 朝倉市菩提寺412-2               | 0946-28-7552 |
| みやま市    | みやま市くらしの困りごと相談室       | みやま市山川町立山1234-1<br>げんきかん内 | 0944-67-0010 |
| 糸島市     | 糸島市福祉の総合相談窓口          | 糸島市前原西1-1-1               | 092-332-2109 |
| 那珂川市    | 那珂川市困りごと相談室           | 那珂川市西隈1-1-1               | 092-408-8789 |

## 【参考文献】

(書籍)

「心的トラウマの理解とケア 第2版」金 吉晴

「犯罪被害者の心理と支援」長井 進

「犯罪被害者のメンタルヘルス」小西 聖子

「被害者支援ボランティアのための研修マニュアル」全国被害者支援ネットワーク

「2008 社会福祉の手引」東京都

「配偶者からの暴力 相談の手引」男女共同参画局

「犯罪被害者支援ガイドブック」警視庁

「犯罪被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の援助のために～」京都府犯罪被害者支援連絡協議会

「犯罪被害者支援のために 被害者支援ハンドブック」NPO 法人被害者こころのセンター  
えひめ、愛媛県警察本部警務部警務課犯罪被害者対策室

「犯罪被害者等支援の手引き」東京都

「犯罪の被害に遭われた方への被害者等支援マニュアル」千葉県

「被害者支援ガイドブック」大阪府被害者支援会議

「被害者支援ハンドブック」茨城県警察

「被害者支援ハンドブック～犯罪被害者の支援のために～」山口県被害支援連絡協議会

「犯罪被害者実態調査報告書」犯罪被害実態調査研究会

「平成18年度被害者支援調査研究事業-犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果から-」社  
団法人被害者支援都民センター

「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引ー精神保健福祉センター・保健  
所等における支援ー」地域精神保健福祉機関における犯罪被害者支援 研究班 分担研  
究者 山下 俊幸

(ホームページ)

「日本家族計画協会ホームページ」 一般社団法人日本家族計画協会

<http://www.jfpa.or.jp/>

「日本弁護士連合会ホームページ」 日本弁護士連合会

<http://www.nichibenren.or.jp/>

「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」 国立精神・神経センター精神保健研究所

「法務省刑事局ホームページ」 法務省刑事

## 【用語等索引】

### <ア行>

意見陳述・・・42,43,91,94,95  
意見等聴取制度・・・43,103  
遺族基礎年金・・・18  
遺族厚生（共済）年金・・・18  
一時保育・・・72  
一時保護・・・28,33  
医療費控除・・・39  
うつ病・・・4,19,52

### <カ行>

解剖・・・17,88,93  
確定記録の閲覧・・・42,90  
寡婦控除・・・39  
緊急避妊・・・24,88  
禁止命令・・・28,31,88  
警告・・・31,88  
刑事裁判への参加・・・43,44,91,94,100  
刑事和解・・・95  
検視・・・17  
公営住宅・・・37,57  
高等職業訓練促進事業・・・37,114,115  
高額療養費・・・19,38  
公判記録の閲覧・コピー・・・91  
子ども医療費助成・・・39,56

### <サ行>

災害共済給付・・・38,105,109  
裁判書・・・90  
再被害・・・4,28,30,34,42,87,90  
事件記録の閲覧・コピー・・・42,44,90,94  
自助グループ・・・35  
児童手当・・・70

児童扶養手当・・・36,39,70,114,115  
死亡診断書（死体検案書）・・・17  
住民票の写しの交付等の制限  
・・・29,31,34,42,66,73  
障害基礎年金・・・19  
障害厚生（共済）年金・・・20  
障害児福祉手当・・・20,70  
障害者控除・・・62  
奨学金・・・18,22,80,108,109  
証言・・・7,25,43,94  
職業訓練・・・29,36,37,114,115,118  
ショートステイ・・・41,72,76  
自立支援医療費・・・39,54,75  
自立支援教育訓練給付金・・・37,115  
自立支援プログラム・・・36,115,116  
心情等伝達制度・・・43,103  
身体障害者手帳・・・19,54,62,75  
診断書・・・17,19,21,24,87  
審判結果の通知・・・42,44,95  
審判状況の説明・・・42,44,95  
スクールカウンセラー・・・69  
生活福祉資金・・・39,58  
生活保護・・・58,71,122,127  
精神障害者保健福祉手帳・・・54  
政府保障事業・・・22  
成年後見人・・・119  
接近禁止命令・・・28  
損害賠償請求・・・7,8,44,91,101,106  
損害賠償命令・・・8,44,94,101  
損害保険・・・79  
そんぽ ADR センター・・・79

<タ行>

退去命令・・・28  
直接的支援（直接支援）・・・50  
付添い・・・24,43,50,51,90,128  
電話等禁止命令・・・28  
特定感染症検査・・・24  
特別児童扶養手当・・・20,71  
特別障害者手当・・・19,75  
トワイライト（ステイ）・・・41,72

<ナ行>

二次的被害・・・14,25

<ハ行>

パニック障害・・・4,23  
犯罪被害申告票・・・12,120  
犯罪被害者等給付金・・・18,19,37,105,124  
犯罪被害者等見舞金・・・18,19,38,106  
被害回復給付金支給制度・・・44,91  
被害者参加・・・8,43,44,90,91,94,99,100,101,125  
被害者支援員・・・25,90  
被害者等通知制度・・・42,43,90,103  
被害者等の一時避難場所の確保に係る  
公費負担制度・・・37,88  
被害者連絡制度・・・42,43,87,93  
ひとり親家庭等医療費助成・・・39,56  
ひとり親サポートセンター・・・36,116  
PTSD・・・4,19,23,32,52,105  
ビデオリンク・・・25  
不起訴記録の閲覧・・・42,90  
付審判請求・・・96  
保育料減免・・・40,72  
傍聴・・・7,42,43,94,95  
保護命令・・・27,28,88,99,101  
母子父子寡婦福祉資金貸付・・・39,59

<マ行>

民事法律扶助・・・43,44,99,101  
無言電話・・・28,30,31

<ヤ行>

要保護及び準要保護児童生徒援助費  
・・・40,71

<ラ行>

労働問題・・・35,36





犯罪被害者等支援の手引き  
令和6年9月発行

発行 福岡県人づくり・県民生活部生活安全課  
〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園 7-7  
電話番号 092-289-9395